

平成27年度 業務実績報告書

平成28年6月29日



はじめに

独立行政法人自動車事故対策機構（以下「NASVA（ナスバ）」という。）は、平成27年度の事業年度が終了したことに伴い、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第32条第2項に基づき、NASVAに係る平成27年度の業務実績報告書を以下のとおり作成した。

目 次

I. 業務運営評価に関する事項

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 組織運営の効率化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (2) 人材の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- (3) 業務運営の効率化
 - ①安全指導業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
 - ②療護施設・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
 - ③交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - ④業務全般・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

- (1) 安全指導業務等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
- (2) 療護施設の設置・運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
- (3) 介護料の支給等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
- (4) 交通遺児等への生活資金の貸付・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
- (5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応・・・・・・・・・・ 71
- (6) 自動車アセスメント情報提供業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 77
- (7) 自動車事故対策に関する広報活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画・・・・・・・・・・ 102

4. 短期借入金の限度額・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110

6. 剰余金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 111

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

- (1) 施設及び設備に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112
- (2) 人事に関する計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 114
- (3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項
に規定する積立金の使途・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116

I. 業務運営評価に関する事項

※中期目標期間は、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 組織運営の効率化

中期目標

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じて、支所の合理化を図るものとする。

中期計画

全国に置かれている主管支所及び支所については、①支所等の中で配置人員と業務量に較差があること、②被害者援護業務を充実させる方向にあること、③安全指導業務の民間参入を促進することとしていること、④適性診断事業の電子化が完了したことを踏まえ、支所業務の集約化・効率化にとどまらず、これらの状況に応じた支所の人員配置、体制の見直しを含め検討し、平成25年度までに結論を得て、平成28年度までに合理化を図ります。

年度計画

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針について」（平成25年12月20日行政改革推進会議 独立行政法人改革等に関する分科会）等の趣旨を踏まえ、安全指導業務の民間移管、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とするなどの合理化に伴い整備した体制により、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務の充実を促進するとともに、引き続き平成25年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 安全指導業務の民間参入の状況及び被害者援護業務拡充の進捗状況と合わせ、支所間の要員配置と業務量との較差を踏まえた上で、支所の合理化のための調査結果等を踏まえ、合理化方策の結論を得ることとした。

当該年度における取組み

NASVA の今後のあり方についての「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及び本閣議決定に先立って示された与党の提言等の趣旨を総合的に勘案し定めた組織合理化方策の内容に沿って以下の取組を行った。

・人員配置の見直し（主管支所及び支所）

（1）「被害者援護促進の日」による経営資源のシフト

- 平成26年度から引き続き、毎週木曜日を「被害者援護促進の日」と位置付け、原則として適性診断を実施しない日とすることにより、安全指導業務から被害者援護業務への経営資源のシフトが図られ、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施するなど、被害者援護業務のさらなる充実を促進した。

(2) 主管支所及び支所間の人員シフト（平成 28 年度末まで）

- 一人当たりの業務量が相対的に少ない小規模支所（函館、釧路、秋田、山形、鳥取、島根、山口、高知、長崎、沖縄において各 1 名減員）から機能強化が必要な主管支所（札幌、仙台、広島、高松、福岡において 1～3 名増員）への人員シフト順次実施することとしており、平成 27 年度においては、3 支所（釧路、山形、秋田）から 2 主管支所（札幌+1、仙台+2）へのシフトを実施した。

・地方における自動車アセスメント広報活動の充実

- 自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するため、全国で 30 回以上の広報活動を行うとともに、各主管支所等の広報担当者に対し、広報を適切に実施するための研修を実施するなど、自動車アセスメント業務の充実を促進した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

平成 25 年度に結論が得られた組織合理化方策の内容に沿って、支所業務の集約化・効率化、人員配置、体制の見直しを図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(2) 人材の活用

中期目標

職員の能力開発を促進し、組織の一層の活性化を図る。

中期計画

産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、事業環境に即した研修カリキュラムを随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。

年度計画

- ① 安全指導業務、被害者援護業務等に必要の人材を育成するため、産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図ります。
- ② 安全指導業務、被害者援護業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行います。
- ③ 「NASVA人材育成方針」に基づき、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させるとともに、職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図ることとした。
- 2) 事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図ることとした。
- 3) 平成19年11月より全職員を対象に能力・実績評価制度を導入したことから、引き続き、適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図ることとした。
- 4) 研修の充実を図り、職員の資質向上を図ることとした。
- 5) 「NASVA人材育成方針」を策定し、次代のNASVAを担う人材育成の取組の方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員のモチベーションを向上させるとともに、職員の意欲・能力を活かす人事管理や組織作りを推進することとした。

当該年度における取組み

- 1) 平成27年度において新たに21人が産業カウンセラー資格を取得した。
産業カウンセラー資格を取得した職員は、主管支所等で行っている第一種カウンセラー資格要件研修終了後にカウンセラーとして指名し、適性診断業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。
また、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー２級）においても、新たに25人が受講し、被害者援護業務に従事する職員として配置するなど、人材の有効活用を図った。
- 2) 事業環境の変化に対応するため、民間からISO業務に精通した人材を人事交流として新たに採用するとともに、国との間の人事交流を促進し、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図った。

- 3) 引き続き勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤勉手当及び定期昇給の判定に反映させた。
4) 職員の資質向上を図るため、以下の研修を実施した。

①業務別専門研修の実施

ア 指導講習業務における講師の育成強化

- ・ 第一種講師に指名するための要件の一つとして規定されている運行管理者資格証の交付を受けるために、その試験の受験資格となる基礎講習を30人に受講させた。
- ・ 運行管理者の指導講習において講義することができる第一種講師^{※1}を育成するため、23人に対して第一種講師資格要件研修を実施した。
- ・ 飲酒運転防止指導の観点から、飲酒が体に及ぼす影響等について専門教育を行う講師を育成するため、「ASK^{※2}の飲酒運転防止インストラクター養成講座」を27人に受講させ、育成強化を図った。

※1 第一種講師：(基礎、一般)講習の全てについて講義できる講師

※2 ASK：(NPO)アルコール薬物問題全国市民協会の略称

イ 適性診断業務のカウンセリング技術の向上強化

- ・ 初任診断や適齢診断等においてカウンセリングを実施することができる第一種カウンセラー^{※3}を養成するため、34人に対して、第一種カウンセラー資格要件研修を実施した。

また、第一種カウンセラー及び第二種カウンセラー^{※4}200人に対して、カウンセラー教育・訓練を実施した。

※3 第一種カウンセラー：特定診断Ⅱを除く適性診断に係る助言指導を行う者(産業カウンセラー資格取得者のうち適性診断の実施機関が行う研修を終了した者)

※4 第二種カウンセラー：全ての適性診断に係る助言指導を行う者(第一種カウンセラーのうち特定診断Ⅰの適性診断に係る助言指導について30事例以上の経験を有する者)

ウ 運輸安全マネジメント業務の充実に向けた対応

- ・ 運輸安全マネジメント業務を新たに担当する職員27人に対して、運輸安全マネジメントに関する基礎知識の習得等を目的とした研修を実施するとともに、安全マネジメント関係講習会の講師として指名を受けている職員10人に対して、運輸安全マネジメントに関する最新の知識の習得及び技能向上等を目的とした研修を実施した。
- ・ 運輸安全マネジメント業務のうちコンサルティングを新たに担当する職員28人に対して、アドバイザー^{※5}資格を習得するためのアドバイザー・資格取得研修を実施し、コンサルティング手法の習得を図った。

また、アドバイザー27人(うち、コンサルタント^{※6}4人)に対して、資質向上を図るためのアドバイザー・スキルアップ研修を実施し、コンサルティング手法の技術の向上を図った。

※5 アドバイザー：コンサルティング業務を担当する者(アドバイザー・資格取得研修終了後、支所長により指定された者)

※6 コンサルタント：コンサルティング業務を担当する者のうち、アドバイザーとしてコンサルティング業務に必要な力量を有し、当該主管支所管内のアドバイザーの指導・監督を適切に実施することができる者(一定の要件に該当する者から理事長が指名する。)

- ・ 運輸安全マネジメント評価業務を行う安全評価員^{※7}を養成するため、平成27年度は安全評価員候補者として新たに13人を国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価[初級]研修」に参加させるとともに、41人に対し、NASVA主催の「運輸安全マネジメント評価本部研修」を受講させ、評価に必要なとされる知識の習得及び向上を図り、要員の育成確保に努めた。また、安全評価員候補者19人に対して評価実施時のOJT^{※8}により、インタビュー技法、評価報告書の作成等に係る力量の向上を図った。

現在、選任されている安全評価員に対しては、安全評価員9人を招聘して、安全評価員会議を開催し、評価に係る最新の情報、評価に必要なとされる知識の習得及び向上を図るとともに、実際の評価に参加させ、OJTにより力量の維持・向上を図っている。

※7 安全評価員：運輸安全マネジメント評価を行う者(資格要件：国土交通省が認める専門研修等を修了し、かつ評価業務の立会について一定の経験を有する者)

※8 OJT：オン・ザ・ジョブ・トレーニング。職場での実務を通じて行う職員の教育訓練。

エ 被害者援護業務の質的向上に向けた取組み

・被害者の気持ちの理解

被害者の気持ちを理解することは、NASVA職員として必要不可欠であることから、平成27年度の採用職員研修において、臨床心理士による講義とNASVA友の会の会員であった交通遺児の保護者からの当事者視点による講話を実施した。

・専門研修の実施

各主管支所、支所において弾力的に業務分担が行われている現状を踏まえ、引き続き、債権管理に係る研修については、事故対策事業推進員のほか職員、非常勤を対象者として実施し、専門知識の共有を図った。

・「被害者援護促進の日」の活用

組織としての被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務主担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施。

オ ISOコンサルタントの養成

- ・ ISOコンサルティング業務を担当するISOコンサルタント^{※9}を育成するため、ISOコンサルタント候補者の5人に対して、平成27年8月から9月にかけて、外部研修機関が開催するISO 9001 基礎研修及びISO 9001 審査員補研修を受講させるとともに本部でISO 39001 解説研修を実施した。外部研修と内部研修の受講を通じて、ISOの基本的な考え方及びISO審査の実務の理解並びにISO 39001 規格の要求事項の詳細とISOコンサルティング業務に関する知識の習得を図りISOコンサルタントを養成した。

※9 ISOコンサルタント：ISOコンサルティングを行う者（資格要件：外部登録機関にISO 9001 審査員補として登録され、かつ、内部研修を修了後に理事長が指名した者）

カ 会計事務の基礎知識等の養成

- ・ 各主管支所及び支所の経理事務に携わる職員30人に対して、会計事務及び財務・会計システム研修を実施し、不正行為防止の心構えや会計事務の基礎知識及び会計システムの基本的な操作方法等の習得を図った。

②階層別研修の実施

新規採用職員研修、中堅職員（チーフ級、アシスタントマネージャー級）、新任マネージャーに対する階層別研修を実施し、質的向上を図った。

5) 人材育成の取組みの方向性、研修体系及びキャリアパス等を明確化したNASVA人材育成方針を研修等において職員に認識させることにより、モチベーションの向上を図った。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- NASVA人材育成方針に基づき、被害者援護業務及び安全指導業務に必要な人材を育成するため、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）の受講及び産業カウンセラー等の資格を取得させるとともに、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、勤務評価を適切に運用すること等により、人材の有効活用を図る。
- NASVA人材育成方針に基づき、各年度の研修計画を確実に実施するとともに、被害者援護業務や安全指導業務等の質の向上を図るため、必要に応じて研修カリキュラムの見直しを行いながら、研修の充実を図り、職員の資質の向上及び育成を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

被害者援護業務と安全指導業務との連携を推進する観点から、主管マネージャー（適性診断担当）会議において、被害者援護業務の現在の取組等について被害者援護担当職員による講義を取り入れた。

「被害者援護促進の日」を活用して、安全指導業務担当職員も対象とした被害者援護業務についての勉強会を各主管支所において実施した。



【被害者援護業務担当職員による講義風景】

(3) 業務運営の効率化

①安全指導業務

中期目標

安全指導業務におけるITの活用及び民間参入の状況等を踏まえ、業務運営の効率化を図る。

中期計画

ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の最終年度までにそれぞれ60%以上とします。また、契約事業者^(注1)及び貸出機器^(注2)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の最終年度までに50%以上とします。

これらの取組を通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。

(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

年度計画

指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合について、予約受付開始日を早めるなど利便性の向上を図ることにより指導講習80%・適性診断55%以上とします。

また、契約事業者(注1)及び貸出機器(注2)による一般診断の利用促進を図るため、契約事業者に対する働きかけや講習会等での貸出機器の周知を行い、支所以外での受診者の割合を49%以上とします。

民間参入の状況等を踏まえつつ、上記取組を通じて受付業務等の省力化による支所内業務の効率化を図ります。

(注1)「契約事業者」とは、機構のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。

(注2)「貸出機器」とは、貸出用のインターネット適性診断機器をいう。

年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 指導講習・適性診断に係るインターネット予約の利用率を指導講習80%・適性診断55%以上とするため、指導講習・適性診断に係る受講者・受診者の利便性向上を図ることとした。
- 2) 支所以外での一般診断の受診者の割合を49%以上とするため、契約事業者及び貸出機器による一般診断の利用促進を図ることとした。
- 3) 上記取組を通じて、受付業務等の効率化を図ることとした。

当該年度における取組み

1) インターネット予約の促進

指導講習に係るインターネット予約率80%以上を達成するため、運行管理者指導講習会開催時にインターネット予約の広報を行い、予約方法や利便性について説明を行った。

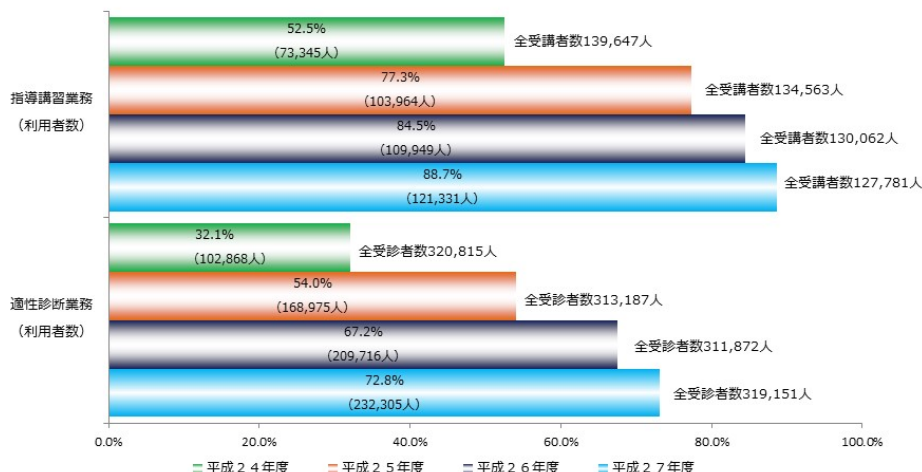
また、適性診断に係るインターネット予約率55%以上を達成するため、診断受診者等にインターネット予約の広報を行い、予約方法や利便性について説明を行った。

利便性の説明については、「インターネット予約利用者は、予約受付開始を1ヶ月以上早くできる」などインセンティブがある点を強調した。

また、指導講習・適性診断の電話による予約を受けた際には、インターネット予約の利便性について説明を行い、実際の操作を交えた予約方法の説明を行うとともに、適性診断を利用される事業者には、インターネット予約に必要なID/パスワードをお知らせするなどの対応をした。

以上の取組みにより、インターネット予約率は、指導講習で88.7%(前年度84.5%)、適性診断で72.8%(前年度67.2%)となった。

インターネット予約の利用状況



*全受講者数:基礎講習、一般講習の合計

*全受診者数:一般診断、初任診断、適性診断の支所内受診の合計



【ホームページを改修し、トップページにインターネット予約のバナーを置くことで利用しやすくした】



【「講習のご予約」をクリックすると「指導講習予約システム」の画面に行くように設定】(「適性診断予約システム」へは「診断のご予約」をクリック)

2) 支所以外での一般診断受診の促進

支所以外での一般診断受診者の割合49%以上を達成するため、契約事業者等による一般診断の利用促進を図った。

契約事業者に対しては、ナスバネット（NASVAのインターネットを活用した適性診断システム）の利用によるメリット等の情報提供を行った。

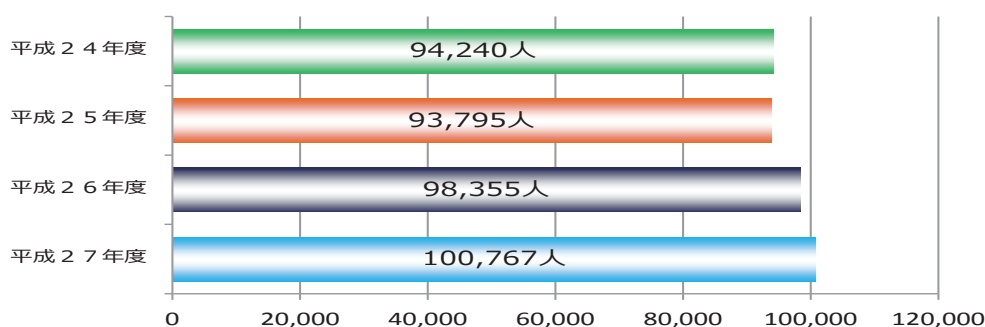
- ◎ 自社において24時間いつでも適性診断が受診できること。
- ◎ 過去の適性診断の受診状況についての情報を提供し、繰り返し受診が事故防止により効果的であること。

これらの情報提供により契約事業者のナスバネットの利用促進が図られた。

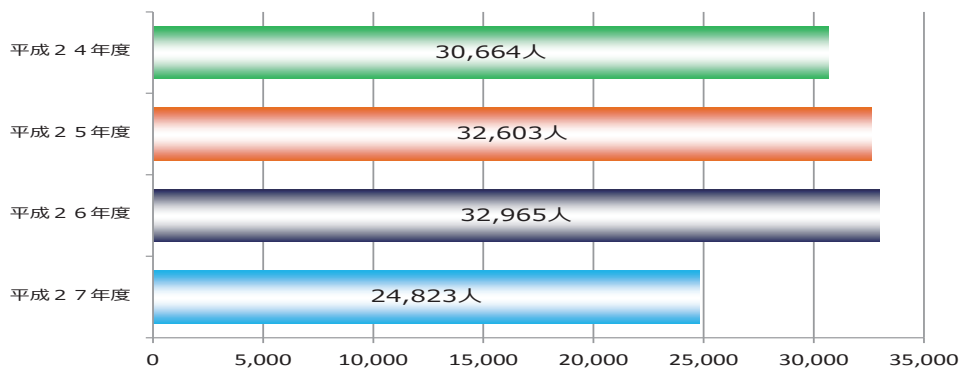
貸出機器については、講習会等において受講者に対し、貸出機器の利用により契約事業者と同等の利便性が得られること等を広報したことにより貸出機器の利用が増加した。

この結果、支所以外での一般診断の受診者の割合は、50.9%となった。

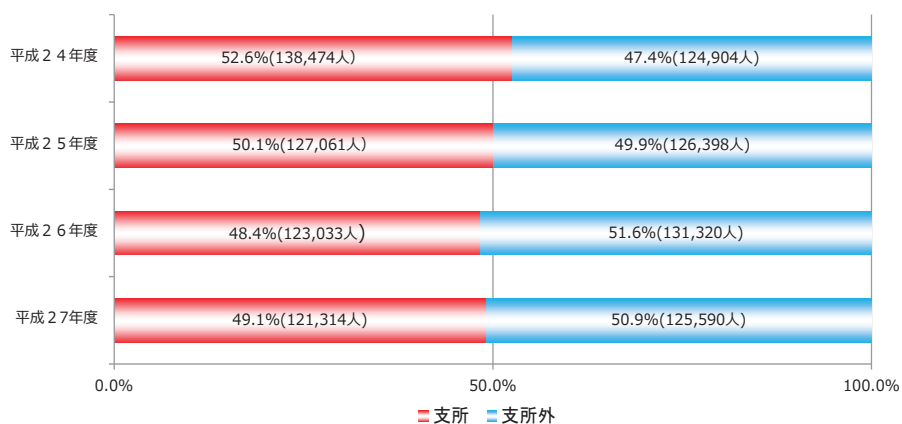
契約事業者受診者数



貸出機器受診者数



一般診断の支所・支所外受診率（受診者数）



3) 指導講習及び適性診断におけるインターネット予約率並びに支所以外での一般診断受診率が向上したことにより、指導講習及び適性診断における電話予約対応等の時間が減少した。
また、職員による受講者・受診者データの入力作業が軽減され、受付業務等の省力化による支所業務の効率化がなされた。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成27年度において、ナスバネットの支所外での利用促進を図るため以下の方策を実施した。

- ・ナスバネットの利用を希望する事業者が、ナスバネットを導入しやすくなるよう、従前よりも安価なパソコンでナスバネットを利用できるようナスバネットソフトウェアを改良した。
- ・新たな契約事業者に加えて既存契約事業者に対しても、自社の「受診状況」をお知らせし、効果的な「繰り返し受診」の指導を積極的に行い、受診促進を図った。

運送事業者の利便性を一層向上させるとともに、事故防止に効果的な受診促進を行い支所以外での受診割合50%以上を確保し、支所内業務の効率化を図った。

② 療護施設

中期目標

- ア 療護センターについて、質の高い治療・看護を適正なコストで実施するため、医療に対する外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減を図る。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、保有資産の有効活用を図る観点から、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、自己収入の確保を図る。

中期計画

- ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、タスクフォース^(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。
(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- イ 療護施設の運営委託費のコスト要因を毎年度分析し、必要な医療水準を維持しつつ、引き続きコスト削減に努めます。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

年度計画

- ア 療護センターの医療水準及びコスト水準等について、引き続きタスクフォース^(注3)による外部評価を行い、その結果をホームページで公表します。
(注3) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関
- イ 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成26年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めます。
- ウ 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図ります。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 医療水準、コスト水準等に関しタスクフォースによる外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。
- 2) 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成26年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつ、コスト削減に努めることとした。
- 3) 地域医療機関との連携を図り、年間10,000件程度の高度先進医療機器の検査を受託することとした。

当該年度における取組み

- 1) 平成27年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページで公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

1. 療護センター事業

(1) 運営経費の節減に対する取組

運営経費については、前年度と比較して65百万円(3.1%)の増加となった。これは、前年度と比較して、支出が43百万円増加し、収入が22百万円減少したことによるものである。

収入に関しては、千葉療護センター及び岡山療護センターの入院患者数の増加があったものの、中部療護センターにおける入院患者数の減少等に伴い、医業収入全体で5百万円の減となった。

また、外部検査収入のうち高度先進医療機器については、前年度比12.4%減の24百万円の減収、一方、同機器以外の医療機器による収入では7百万円の増収となり、この結果、収入額は2,257百万円で、前年度より22百万円の減となっている。

支出に関しては、平成26年度の消費税率改定に伴う消費税増の精算が平成27年度に行われたこと等により、支出額は4,449百万円で、前年度より43百万円の増となった。

入院患者の確保については、広報活動の一層の推進に努めるとともに、入院要件の見直しを含めた対応策の検討が必要である。

また、人件費については、看護師の確保等を図ることにより、さらに増加する見込みであることから、基本的な看護体制を確保する一方、効率的かつ効果的な実施体制のあり方について、引き続き検討する必要がある。

(2) サービス水準の向上に対する取組

脱却による退院患者数は、目標の19人を上回る20人であり、優れた実績を上げたものと認められる。また、治療改善効果分析を行った結果、脱却に至らない場合においても、重症度に応じて相当の治療改善効果が得られるなど、治療・看護における一定のサービス水準が保たれていると認められ、評価できる。

また、各療護センター等のメディカルソーシャルワーカーによる患者家族に対する様々な相談・案内などの支援業務は10,692件で、前年度比7.3%の増となり、在宅の重度後遺障害者及び介護を行う家族が療護センターの施設を活用し成果を受益する上で有効と認められる短期入院の受け入れも1,661人日で、前年度比5.1%の増と、いずれも積極的な取組みを行い、評価できる。

在宅介護への応用も期待される療護看護プログラム(新看護プログラム)については、取組みの定着に向け、教育用マニュアルを策定するなど、積極的な取組みを行い、評価できる。

広報活動については、各療護施設の職員に加え、NASVA本部並びに各主管支所及び支所の職員との連携により、病院、損保会社、被害者団体等への働き掛けを強めた取組みを行うなど、積極的に対応した。

今後もこうした広報活動をより効果的かつ効率的に行い、情報を得られないことにより、公平な治療機会が損なわれることのないよう、引き続き取り組んでいく必要がある。

地域医療への貢献として、学会発表件数は、目標である31件の研究成果の発表を行い、高度先進医療機器の外部検査の受託件数は、療護センターと同様の機器を有する病院が増えている状況の中、目標を13%上回る11,339件を受託し、評価できる。

関東西部地区での委託病床の拡充については、湘南東部総合病院に委託先を決定し、平成28

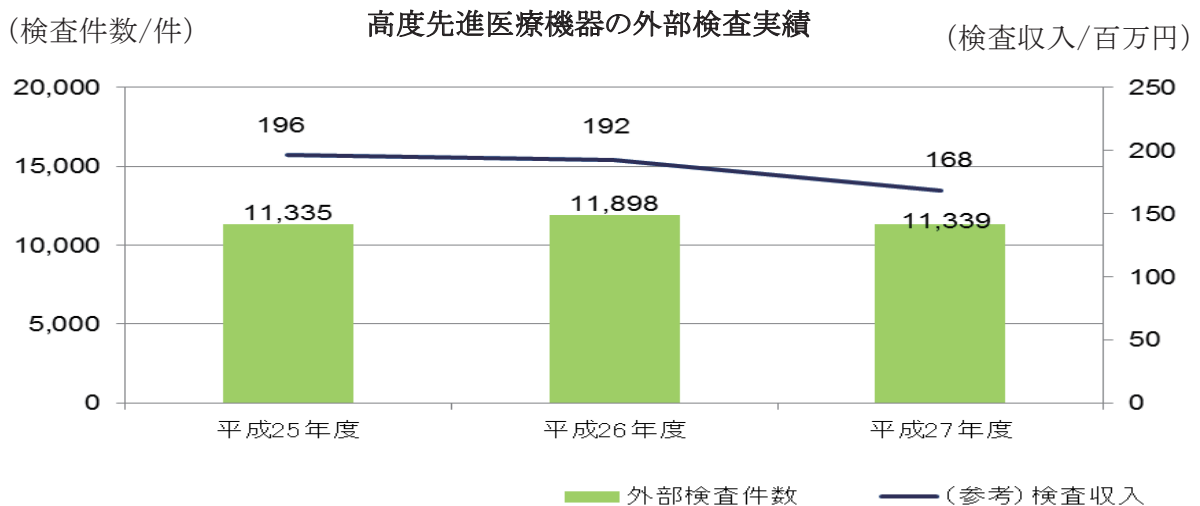
年5月から患者の受入を開始する等、評価できる。

以上、療護施設については、優れた治療実績を挙げ順調な運営がなされており評価できる。

2) 療護センターの運営委託費のコスト要因については、各療護センターの財務状況、経営効率等を把握するとともに、財務分析、入院収益及び診療行為に関する分析等を行った。運営委託費の主な増減理由としては、入院患者数の減による収入の減少、外部検査収入のうち高度先進医療機器の減収、同機器以外の医療機器の増収、消費税率改定に伴う消費税増の精算等があるが、個別の支出についてその都度検討を行い、引き続きコスト削減に努めている。

また、センター長等会議において、必要な医療水準を維持しつつ、収入の確保及び経費の縮減に取り組むよう要請した。

3) 外部検査の受託については、地域医療への貢献として、MRI、PET等高度先進医療機器を活用した外部検査の受入に努め、11,339件(対前年度比△559件、4.7%の減)の外部検査を受託し、1億6,843万円(対前年度比△2,386万円、12.4%の減)の収入を得た。



中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 医療水準・コスト水準等に関しタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。
- 療護施設の運営委託費について、平成24年度の調査結果を踏まえ、平成27年度のコスト要因を分析し、必要な医療水準を維持しつつも、情勢変化に対応した業務の見直しにより、コスト削減に努める。
- 療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と情報を共有するなど、協力を図りながら、年間10,000件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

③ 交通遺児等への生活資金の貸付

中期目標

- ア 適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。
- イ 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示について、適切に実施する。
- ウ このほか、生活資金貸付業務の適正な運営を確保する観点から、以下の取組を行う。
 - (i) 貸付の減少要因の分析及び貸付需要の把握
 - (ii) 貸付を必要とする者への制度の周知徹底
 - (iii) 貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化
 - (iv) 債権管理・回収コスト要因の分析及びコスト削減
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。

中期計画

- ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率90%以上を確保します。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。
- ウ 貸付の減少要因の分析や貸付需要の把握を行うとともに、貸付制度の周知を徹底します。また、貸付を受けた者に対する債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、債権管理・回収コスト要因を他の制度と比較するなどして分析するとともに、その結果を踏まえた業務運営等の見直しにより、コスト削減を図ります。
- エ あわせて、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとします。

年度計画

- ア 債権管理規程等を必要に応じて見直すとともに、適切な債権管理を行うことにより、回収率90%以上を確保します。
- イ 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表します。
- ウ 関係機関・団体等との連携の強化、情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）の活用による周知、各種イベントを通じた広報の推進、訪問支援・交流会の機会を活用した介護料受給家庭への案内等により、貸付制度及び友の会活動の周知を徹底します。また、平成26年度に導入したコンビニエンスストアを活用した返還について、その効果を検証し、平成26年度の回収実績等を踏まえた債権管理目標(債務者折衝率)を設定し、早期の折衝を行うことなどにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。さらに、コストの相当部分を占める嘱託費を削減するため、事故対策事業推進員の更なる適正配置を計画的に進めます。
- エ 利用者ニーズに即した柔軟な制度運営を図るとともに、必要に応じて規程等を見直します。

年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行うと共に、延滞金減免等必要に応じた規程改正の実施などにより、債権回収率を90%以上確保することとした。

- 2) 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表することとした。
- 3) 平成25年度にとりまとめられた、「NASVA交通遺児等貸付の今後のあり方について」に基づき引き続き関係機関・団体等との連携強化、貸付制度の周知、債権管理・回収の一層強化等を行うとともに、コスト削減を計画的に進めることとした。
- 4) 貸付制度の利用について柔軟な対応ができるように貸付金額の選択制を導入することとした。

当該年度における取組み

1) 債権回収実績

債権回収率

回収予定額 (A) ※1	回収額 (B) ※2	回収率 (B÷A)
260.7億円	240.7億円	92%

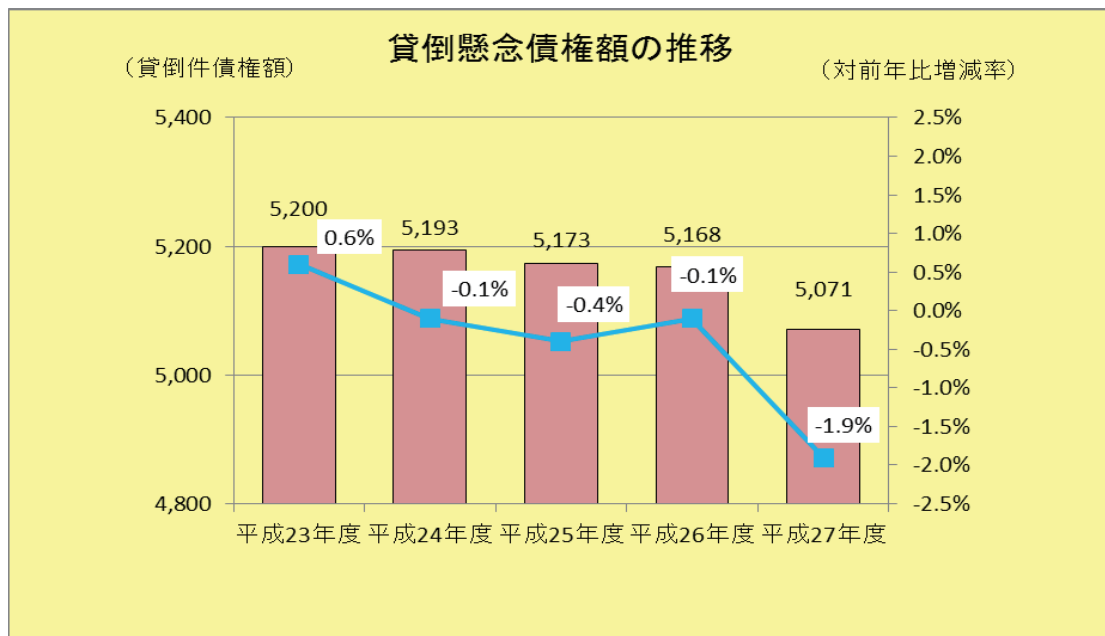
※1 「回収予定額」とは、返済期限が到来した債権の総額(請求総額)

※2 「回収額」とは、回収予定額のうち回収した総額

「回収予定額」及び「回収額」には、認可法人時に発生した金額が含まれている

① 債権管理規程に基づく適正な債権管理

貸付の趣旨が、元々生活状況が困窮している子どもを対象に、生活資金の貸付により健全育成を支援する点にあることから、返済しやすい環境を整え、折衝の機会を確保の上、利用者の生活状況を迅速に把握し、延滞金の加算により利用者の弁済意思が減退しないよう債権管理を行う必要があり、債権管理規程に基づき債権を分類して、早期折衝に取り組む他、適切な償却を進めた結果、貸倒懸念債権額が前年度に比べ減少（以下のグラフ参照）した。



単位：百万円

■ 貸倒懸念債権額 ●— 対前年比増減率

単位：%

② 「友の会」活動を通じた交通遺児等の健全育成と債権の適正な管理

交通遺児等への貸付は、自動車事故被害を起因として生活状況が困窮している子どもを対象に、生活資金の貸付による経済的支援を通じて健全育成を支援することを目的としている。

一方、精神的支援として推進している「友の会」活動が、会員とNASVAとの結びつきを深めるとともに、他に同じ境遇の者がいること等による会員相互の連帯感が高まることにより、貸付金の返還が次の交通遺児等育成の原資として支援につながることへの理解を深めるきっかけとなっており、債権の適正な管理の面で効果を発揮している。

さらに、貸付期間終了後も「友の会」会員として、また、会員資格を喪失した後も、債権管理期間中に適宜折衝の機会を設け、生活状況を確認しており、担当者には債務者ではなく元「友の会」会員として接するよう指導し、信頼感の確保に配慮していることから、回収率の高水準維持を可能としている。

2) 貸付債権の適切な評価及び公表

債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について審議し、その結果についてホームページで公表した。

貸付債権の評価※1 (単位：千円)

債権の区分※2	債権残額 (a)	評価率 (b)	評価額 (a×b)
一般債権	3,437,562	99.8%	3,430,687
貸倒懸念債権	5,070,886	54.1%	2,743,349
破産更生債権等	313,370	0.0%	0
合計	8,821,818	70.0%	6,174,036

※1 債権の帳簿価額から貸倒引当金を控除した金額を債権分類毎に評価額として計上すること。

※2 貸付債権の適正な管理を図る目的から、債権管理上は独立行政法人会計基準に基づく上記区分よりさらに細分化して管理している。

貸倒引当金※ (単位：千円)

債権の区分※	債権残額 (a)	評価率 (b)	貸倒引当金 (a×b)
一般債権	3,437,562	0.2%	6,875
貸倒懸念債権	5,070,886	45.9%	2,327,537
破産更生債権等	313,370	100.0%	313,370
合計	8,821,818	30.0%	2,647,782

※ 債務者の財政状態等に応じて債権分類毎に計上する貸倒見積高のこと。

3) 貸付制度の周知徹底

貸付制度の周知については、これまでも損害保険会社、警察、社会保険協議会等へのリーフレットの配布、市町村への広報誌掲載の働きかけや情報案内サービス（NASVA交通事故被害者ホットライン）が実施するアウトバウンド業務等により行ってきたところであるが、特に平成27年度は、各都道府県警察本部及び全国被害者支援ネットワーク加盟団体への広報・周知依頼を行った。また、岩手県、富山県、埼玉県、愛媛県、宮崎県で開催された内閣府主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会において、貸付制度等の周知に関する協力依頼をしたほか、以下の取組みを行った。

- ・内閣府主催「自助グループ運営・連絡会議」への参加

平成27年12月7日、8日に東京都で開催された、交通事故遺族を主とした自助グループ運営者による連絡会議に参加し、NASVAの貸付制度等について周知を行った。

- ・内閣府主催「交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム（福岡）」への参加

平成28年1月24日に福岡で開催された、交通事故遺族、遺児等によるシンポジウムに「友の会」OBがパネリストとして参加し、交通遺児としての心情、交通遺児等に対して必要な支援について発言してもらったほか、ロビーで広報物を配布した。



シンポジウム会場における講演



パネリストとして参加した友の会OB



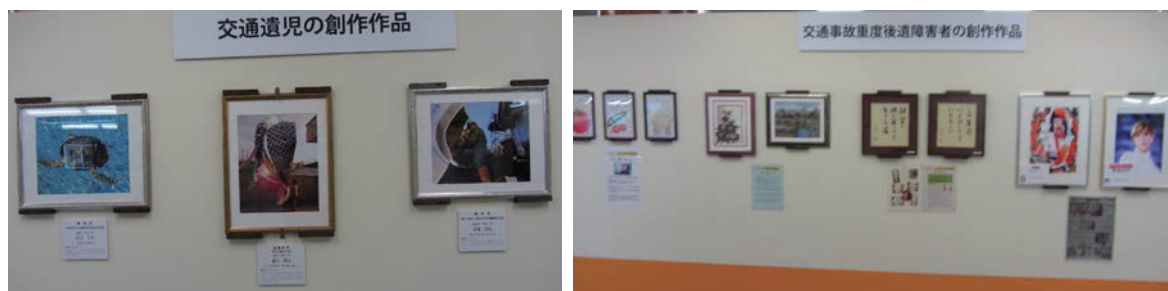
当日配布した広報物

一般向け周知活動としては、『ナスバギャラリーIN東京』を平成27年9月7日から9月13日まで東京メトロ銀座線三越前駅（東京都中央区日本橋）構内において開催し、交通遺児等による写真コンテスト優秀作品及び重度後遺障害者が創作された作品を展示した。

期間中、約1万8千人の方にご覧いただき、介護料受給者（自動車事故により重度後遺障害を負った方）、交通遺児等（保護者が自動車事故により死亡又は重度後遺障害を負った児童）の現状やその支援について情報発信を行った。



日本橋三越前の会場の様子



(友の会コンテスト作品)

【展示作品】

(重度後遺障害者の作品)

4) 債権管理・回収の強化及びコスト削減

早期の折衝に取り組んだ結果、一般債権で延滞が6か月以上1年未満の債務者の69.8%との折衝を実現した。さらに、平成26年度から導入したコンビニエンスストアを活用した返還収納方法により利便性の向上が図られたことなどにより、貸倒懸念債権額が前年度に比べ減少した。

また、延滞金減免制度の導入や貸付利用者が満20歳に達した時に、貸付利用の事実を貸付利用者本人に伝えることを盛り込んだ規程改正を行い、適正な返還を促進することとした。

併せて、事故対策事業推進員の適正配置を進め、平成27年度に2名分のコスト削減を行った。更に、長期滞納者に対し催告書を送付するなど、回収に向けた措置を講じている。

5) 利用者ニーズに即した柔軟な制度運営

前年度に関係規程の改正を行い、貸付金額月額2万円を「2万円以内」に、回収期間20年固定を「原則20年」とする新たな制度を開始した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 債権管理規程に基づく適正な債権管理及び債権管理マニュアルによる効果的な債権回収を行い、債権回収率90%以上を確保する。
- 債権管理委員会において適切な貸付債権の評価を実施するとともに、リスクに応じた適正な引当金を計上し、その結果についてホームページ等で公表する。
- 「NASVA交通遺児等貸付の今後のあり方について」に基づき引き続き関係機関・団体等との連携強化、貸付制度の周知、債権管理・回収の一層強化等を行うとともに、コスト削減を計画的に進める。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

④ 業務全般

中期目標

- ア 業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成23年度比で10%以上削減する。
- イ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。

中期計画

- ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で15%以上削減します。
- イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成23年度比で10%以上削減します。
- ウ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」による取組を着実に実施し、一般競争入札の推進や契約方法の見直し、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。

年度計画

- ア 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成26年度予算の3%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で15%以上削減します。
- イ 業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、平成26年度予算の2%に相当する額を削減することにより、平成28年度末までに、平成23年度比で10%以上削減します。
- ウ 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組みます。

年度計画における目標値設定の考え方

- 1) 一般管理費及び業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。以下「特殊要因等を除く」という。）について、中期計画予算の「運営費交付金の算定ルール」（P.102参照）における効率化係数（一般管理費0.97/年、業務経費0.98/年）に基づき、一般管理費については対前年度予算の3%、業務経費については対前年度予算の2%に相当する額を削減することとした。
- 2) 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、以下のことについて取り組むこととした。

1. 重点的に取り組む分野
 - ①企画競争による場合の事前審査の徹底
 - ②一者応札の見直し
 - ③調達グループ（支所）を超えた一括調達
 - ④障害者就労施設等への優先調達
2. 調達に関するガバナンスの徹底
 - ①随意契約に関する内部統制の確立
 - ②不祥事の発生 of 未然防止・再発防止のための取組
 - ③職員のスキルアップ
3. 自己評価の実施
4. 推進体制
 - ①調達等合理化検討会による取組
 - ②契約監視委員会の活用

当該年度における取組み

1) 一般管理費（特殊要因等を除く）及び業務経費（特殊要因等を除く）については、以下の削減を行った。

○ 一般管理費（特殊要因等を除く）の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策（参考参照）に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画（前年度予算に対し▲3%削減）を上回る経費削減（▲7.9%）を達成した。

一般管理費（特殊要因等を除く）の平成27年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	
	対前年度予算比	
▲ 13 百万円	▲ 34 百万円	▲ 7.9 %
削減目標額 ▲ 13 百万円 = 前年度予算額 431 百万円 × 削減目標率 ▲ 3 %	削減実績額 ▲ 34 百万円 = 平成27年度決算額 397 百万円 - 前年度予算額 431 百万円	対前年度予算比 ▲ 7.9 % = 削減実績額 ▲ 34 百万円 ÷ 前年度予算額 431 百万円

(参 考)

平成27年度一般管理費（人件費を除く）予算・決算額

(単位：百万円)

区 分	基 準 (平成26年度 予 算 額) (A)	平成27年度		比較増▲減額		
		予 算 額 (B)	決 算 額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	431	418	397	▲ 13	▲ 34	21
特殊要因等経費	544	557	554	13	10	3
合 計	975	975	951	▲ 0	▲ 24	24

- (注1) 平成27年度特殊要因等経費・・・事務所借料(移転等完了支所分)、事務所清掃料等、公租公課
 (注2) 単位未満四捨五入のため、額が一致しない場合がある。

○ 業務経費(特殊要因等を除く)の削減実績

業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策(参考参照)に基づき経費削減に積極的に取組み、年度計画(前年度予算に対し▲2%削減)を上回る経費削減(▲2.6%)を達成した。

業務経費(特殊要因等を除く)の平成27年度削減目標額と削減実績額

削減目標額	削減実績額	対前年度予算比
		▲ 72 百万円
削減目標額 ▲ 72 百万円 = 前年度予算額 3,613 百万円 × 削減目標率 ▲ 2 %	削減実績額 ▲ 95 百万円 = 平成27年度決算額 3,518 百万円 - 前年度予算額 3,613 百万円	対前年度予算比 ▲ 2.6% = 削減実績額 ▲ 95 百万円 ÷ 前年度予算額 3,613 百万円

(参考)

平成27年度業務経費(介護料を除く)予算・決算額 (単位:百万円)

区分	基準 (平成26年度 予算額) (A)	平成27年度		比較増▲減額		
		予算額 (B)	決算額 (C)	(B) - (A)	(C) - (A)	(B) - (C)
効率化対象経費	3,613	3,541	3,518	▲ 72	▲ 95	23
特殊要因等経費	1,250	1,709	1,553	459	303	156
合計	4,863	5,250	5,071	387	208	179

(注1) 基準(平成26年度予算額)については、平成27年度に特殊要因等経費の一部を効率化対象経費へ振替えたことから、平成26年度業務実績報告書に計上した平成26年度予算額に次のとおり修正を加えている。

- ① 効率化対象経費については、効率化対象経費となった「療護看護機能の強化」及び「安全指導業務関係経費」を増額する。
- ② 特殊要因等経費については、効率化対象経費となった「療護看護機能の強化」及び「安全指導業務関係経費」を減額する。

(注2) 平成27年度特殊要因等経費・・・療護施設機能の一般病院への委託経費(関東西部)、療護センターの中長期修繕計画策定に係る調査経費、新看護プログラム本格実施に伴う看護師研修経費、訪問支援業務実施体制の充実・強化経費、適性診断システム改修経費、自動車アセスメント試験実施等経費、予防安全技術のアセスメント試験実施等経費、医療機器維持費等、公租公課

(注3) 単位未満四捨五入のため、額が一致しない場合がある。

(参 考)

経 費 削 減 方 策

年度毎の削減目標を達成するために、役職員全員に対してコスト意識の徹底をこれまで以上に図るとともに、次のような削減方策を実施

1. 既定経費の徹底した見直し
2. 一般競争入札の推進（契約方法は、少額随意契約を除き、原則として一般競争入札又は企画競争若しくは公募とする。）
3. 予定価格の適正な設定
4. 随意契約の適正な運用
5. 少額随意契約対象案件についても見積合わせによる競争的手法の実施徹底
6. 電話料金の割引制度の活用
7. 事務用品の一括購入の推進（本部及び主管支所）
8. 出張旅費の効率化（割引航空運賃制度やパック商品の積極的活用及び複数の用務を実施）等
9. 内部監査における随意契約の重点的監査 等

2) 契約については、以下の取組を行った。

○ 調達等合理化計画の実施状況

1. 重点的に取り組む分野

①企画競争による場合の事前審査の徹底

- ・適正契約検証チームにおいて、企画競争案件 12 件全てを検証し、審査を実施した。うち、5 件については、本計画策定前に企画競争を実施済であったが、事後に検証を実施した。

②一者応札の見直し

平成 26 年度に引き続き、同一事業者による一者応札が継続し、改善が見込めない案件はなく、適正契約検証チームによる検証を行う案件はなかったが、競争参加者を増加させる取組として以下のことを実施した。

- ・事業者が業務内容を理解できるよう、仕様書に記載する内容を具体化した。また、手続きの早期実施及び公告時期の前倒しを実施することにより、請負者の準備期間の確保並びに履行期間の確保に努めた。
- ・申込が複数者であったが、応札者が一者応札となった調達案件については、理由を聴き取り、原因の把握に努めた。

③調達グループ（支所）を超えた一括調達

- ・これまで調達の一括化の取組を進めているところであり、平成 27 年度も引き続き調達の一括化を検討し、本部 2 件（継続）、支所 24 件（うち継続 22 件、新規 2 件）の一括調達を実施した。
- ・平成 28 年度からの一括調達範囲の拡大に向けた検討を実施し、これまで主管支所で個々に調達を行っていた再生紙を本部において一括で行うこととした。

④障害者就労施設等への優先調達

- ・「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年 6 月 27 日法律第 60 号）（以下「障害者優先調達推進法」という。）に基づき定めた「平成 27 年度独立行政法人自動車事故対策機構における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（平成 27 年 3 月 10 日付）」に基づいて積極的に取組んだ。

- ・障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、障害者就労施設等からの物品等の調達を促進するため、調達先の情報収集や調達可能な物品等の検討を行った。

2. 調達に関するガバナンスの徹底

①随意契約に関する内部統制の確立

- ・合规性、公正性及び経済性の観点から、調達の目的を踏まえ、適正な契約方法が選択されているかの検証を行うことを目的として、総括責任者に理事（経理担当）、副総括責任者に経理部長、検証案件を所掌する各部長、メンバーに総務Gマネージャー、会計Gマネージャー、検証案件を所掌する各Gマネージャーで構成する適正契約検証チームを本部に設置し、競争性のない随意契約の新規案件6件全ての点検を実施した。

②不祥事の発生の未然防止・再発防止のための取組

- ・本部では監査計画（主管支所2年に1回、支所3年に1回）に基づき、5主管支所、12支所の会計内部監査を実施した。
- ・各主管支所では管内支所の収入金の現金による収納状況を把握するため、「収入金収納事務チェックリスト」の内容確認を年2回実施し、その結果を本部に報告した。
- ・会計内部監査については、「会計内部監査要領」を定め、統一的な視点で会計内部監査を実施するとともに、平成28年度の効果的な監査実施に向けて、請求書への個人情報を含む書類添付の禁止や同一事業者名の請求書誤送防止のためのリスト化など重点的に実施する監査項目の検討を行った。

③職員のスキルアップ

- ・会計規程及び会計システムの改定等に応じてマニュアルの整備を行い、本部及び支所等の新たに経理担当となった職員を対象に、経理実務能力を育成するための研修を実施した。また、4月に行われる全国支所長会議や経理担当マネージャー会議で会計事務権限者の義務と責任を示し、再認識を図った。
- ・本部監査員による会計内部監査を17箇所実施し、調達等の合理化に係る指導や情報交換を行い、支所等職員のスキルアップを図った。

3. 自己評価の実施

平成28年度より実施

4. 推進体制

①調達等合理化検討会による取組

「平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」の具体的な取扱いについて周知を図った。

②契約監視委員会の活用

平成28年度より実施

○ 情報公開の充実

「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日財計第2017号）等に基づき、契約の状況について公表し、情報公開の充実を図った。

○ 契約監視委員会による契約等に関する点検・見直しについて

「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）の趣旨を踏まえ設置した「独立行政法人自動車事故対策機構契約監視委員会」（平成21年12月15日付理事長達）により、平成26年度に締結した契約内容について点検・見直しを行い、合

わせて「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」の策定の際の点検を行い、審議概要を公表した。

○ 個々の契約における監事等のチェックについて

① 監事等のチェックプロセスの状況

監事及び会計監査人（監査法人）による実地及び書面監査を行っている。

平成27年度においては、監事監査については本部ほか18支所（5主管支所及び13支所）、会計監査人については本部ほか4主管支所等の監査を実施している。

なお、監事による監査は、本部は毎年、主管支所は原則2年に1回、支所は原則3年に1回行われることとしており、会計監査人による監査は、本部については毎年、主管支所については中期計画期間内に全主管支所を監査することとしており、例年2～3主管支所において監査が行われている。

また、契約予定金額が1千万円を超える事案については、契約執行決裁文書を回覧する方法により、事前に監事のチェックを受けている。

② 監事による具体的なチェック状況

監事による監査では、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成27年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、適正契約検証チームを立ち上げ、企画競争の事前審査等を開始した結果、契約に対する事前検討や意識が一層高まった」とされ、平成27年度は、「随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況について、適正に検証・処理されているものと認める。」として監査報告書に記載され、特段の指摘はなかった。

③ 会計監査人による具体的なチェック状況

随意契約を含めた契約に関する会計監査人によるチェックは、財務諸表監査の枠内で内部統制の状況並びにその機能及び有効性を把握し、統制リスクの評価の一環として行われた結果、特段の指摘はなかった。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 一般管理費及び業務経費（特殊要因等を除く）について、一般管理費については対前年度予算の3%、業務経費については対前年度予算の2%に相当する額を削減する。
- 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、「平成28年度独立行政法人自動車事故対策機構調達等合理化計画」を策定し、事務・事業の特性を踏まえ、PDCAサイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組む。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○ 適正契約検証チームの設置

合規性、公正性及び経済性の観点から、調達を踏まえ、適正な契約方法が選択されているかの検証を行うことを目的として、適正契約検証チームを本部に設置した。

○ 内部統制のための取組み

「独立行政法人自動車事故対策機構会計内部監査実施細則」（平成20年3月26日施行）により、監査員の権限及び義務が明文化されたことにより、監査結果の監事への報告等、監事との連携・チェック体制の強化を図り継続実施した。

○ 契約手続の審査体制の整備状況

(1) 契約の審査

契約の審査は、各担当グループからの要求を受けて、契約担当部門が決裁時に行っており（1千万円以上3千万円未満は理事決裁、3千万円以上は理事長決裁）、更に1千万円を超える契約については、重要な契約に関する文書として、事前に監事に回付しチェックを受けている。

(2) 監事及び会計監査人等の監査

監事及び会計監査人による契約に係る監査を実施しているほか、上記「内部統制のための取組み」による内部監査強化の一環として「契約方法について（随意契約の点検など）」を平成27年度監査の重点項目に掲げ、監査を実施した。

(3) 予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合の審査体制

予定価格が1千万円を超える工事又は製造その他についての請負契約の場合、「申込みの価格によっては、契約内容に適合した履行がなされないおそれがあるとき」に契約事務権限者が意見を求める必要がある場合には、理事長がその意見を表示すべき者3人を役員又は職員のうちから「契約審査委員」として指定し、契約審査委員は必要な審査を行い、書面により意見を表示することとしている。

なお、平成27年度においては、契約審査委員に意見を求める案件は、発生していない。

(4) 総合評価落札方式による入札を行う場合の審査体制

総合評価落札方式による入札を行う場合、総合評価委員会を設置し、評価委員を案件毎に任命することとし、総合評価委員会においては、

- ① 評価項目及び得点配分の決定
- ② 総合評価資料により技術的評価案の審査を行い総合評価点の決定

を行っている。

なお、平成27年度においては、脳磁図計（MEG）購入・据付及び療護センター等において使用する自動車の購入（2台）の3件について総合評価落札方式により調達している。

(5) 企画競争を行う場合の審査体制

企画競争を行う場合、企画競争審査委員会を設置し、審査委員を案件毎に3人以上（本部においては、企画競争を実施しようとする担当マネージャーの所属する部又は室を担当する理事及び部長又は室長並びに経理部長、主管支所及び支所においては、支所長及び担当マネージャー又は経理担当マネージャーを原則として含める。）任命することとし、企画競争審査委員会においては、

- ① 提案者に求める内容等の妥当性
- ② 契約の相手方として最適な者を特定するための企画提案書の評価基準の決定
- ③ 提案書の特定
- ④ その他企画競争の実施に関して、必要と認める事項

について審査を行っている。

なお、平成27年度においては、11件の企画競争を実施している。

(6) 審査体制の実効性の確保

審査体制の実効性の確保の観点から、契約の審査結果について速やかに理事長に報告し、契約の決裁を受け、各審査体制を有効に機能させることにより、契約の適正性確保に努めている。

○ 第三者に再委託している状況の把握

NASVAにおける契約においては、契約書に「この契約の履行については、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、第三者の住所、氏名、行わせようとする業務の範囲、その必要性及び契約金額等を記載した書面を提出し、承諾を得た場合は、この限りではない。」と規定し、再委託について制限を課しており、平成27年度においても、再委託のための書面が提出されたことはない。

中期目標

ウ 総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が平成22年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）、及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知した事項を参考にしつつ、内部統制については、更に充実・強化を図る。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。

中期計画

エ 内部統制については、業務運営方針の明確化・役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、改善を行います。また、内部監査の強化による業務の改善及び機構内コミュニケーションの活性化等を図ります。

また、「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進します。

年度計画

エ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に伴い、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に係る業務方法書の改正を行うとともに、内部統制の推進、リスク管理、情報システム整備、監事監査、内部通報等の内部統制システムに係る諸規程の整備・検討を進め、内部統制の一層の充実・強化を図ります。

オ 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するなど、適切なセキュリティ対策を推進します。

年度計画における目標設定の考え方

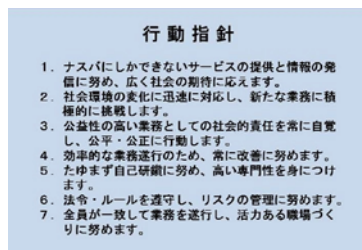
- 1) 業務運営方針の全役職員による共有化を徹底する。
- 2) 独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成26年法律第66号）の施行に伴い、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）に係る業務方法書の改正を行うとともに、内部統制の推進、リスク管理、情報システム整備、監事監査、内部通報等の内部統制システムに係る諸規程の整備・検討を進め、内部統制の一層の充実・強化を図る。
- 3) 定期的に業務実績や課題を整理し、また、内部監査により業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を行う。
- 4) 監事監査において内部統制のモニタリングが実施されるなど、引き続き、監査が適切に実施されるよう、態勢を整える。さらに、情報共有のための機構内イントラネットの有効活用等により、コミュニケーションの活性化を図る。
- 5) 「国民を守る情報セキュリティ戦略」等を踏まえ、適切なセキュリティ対策を推進する。

当該年度における取組み

- 1) 業務運営方針（NASVAWAY2013）を全役職員に配布し、共有化の徹底を図るとともに、全国支所長会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じて更なる周知を図った。
- また、当該業務運営方針を要約した「行動指針」をパネルにして本部及び全支所に掲示し、ホームページにも掲載した。さらに、当該「行動指針」をカードにして役職員全員に携帯させるとともに、全国支所長会議や各支所の会議等で行動指針の唱和を実施し、周知徹底を図った。



【行動指針カード（表面）】



【行動指針カード（裏面）】

- 2) 改正独立行政法人通則法の施行に円滑に対応するため、業務方法書及び内部統制規程等関係する諸規程を制定・改正を行うとともに、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び情報セキュリティ委員会の開催、内部監査室の新設、内部通報制度の創設等、内部統制の一層の充実・強化を図った。

- 3) 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握し、また、理事会終了後速やかに議事概要を作成し、理事会資料とともに本部職員をはじめ主管支所を通じて全職員に情報提供し、共有化を図った。

また、会計内部監査（17箇所）を実施するとともに、個人情報漏洩を端緒とするリスクアプローチ型の業務内部監査（3箇所）を実施した。

さらに、監事監査（19箇所）を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制状況のモニタリングを実施した。

加えて、コンプライアンスの一層の推進を図る観点から、コンプライアンス委員会を開催し、全役職員に「コンプライアンス実践マニュアル」を周知徹底するため、全職員から提出させた「コンプライアンス保持のための遵守事項等のチェック」状況について点検するとともに、最近時におけるコンプライアンスに反する事案等について情報共有を図った。

併せて、業務上のリスク管理の徹底を図る観点から、リスク管理委員会を開催し、各部・室から提出された業務リスクに基づき、リスク抽出・分析・評価・対応策に関する決定等を行った。

- 4) 業務運営上必要な情報は、適宜組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達するほか、「被害者援護促進の日における具体的な取組みについて」等、専用の掲示板を設けて支所からの情報も随時イントラネットに掲載することにより、本部・支所間、支所・支所間における情報共有を推進した。

5) 日本年金機構における個人情報の流失事件並びにNISC(内閣サイバーセキュリティセンター)及び国土交通省からの注意喚起指示を踏まえ、基幹ネットワークの情報セキュリティ対策として、システム改修(①ファイアウォールの強化、②不正通信の可視化、③基幹ネットワークのセキュリティ診断、④共有ファイルサーバの各ホルダ毎の暗号化システムの導入、⑤メール添付ファイルの自動暗号化システムの導入等)を実施するとともに、機構ホームページのセキュリティ強化対策(①D-Dos攻撃の自動検知・自動制御、②当該自動検知・制御内容の迅速通報、③接続回線まで含めた包括的防御、④専門家による24時間体制の監視等)を実施し、ホームページの不正アクセス・不正侵入・通信遮断システムを導入した。

また、「サイバー攻撃対策の遵守6則(標的型メール対策)」及び「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」を策定して全役職員へ徹底し、情報セキュリティの確保及び保有個人情報の適切管理を図るとともに、情報セキュリティインシデントが発生した場合に被害の最小化及び迅速な復旧支援等を行うための体制としてCSIRT(情報セキュリティインシデント対応チーム)を発足させた。

6) 地震災害にかかる対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施した。

また、防災週間(9月)において、万一の地震災害の発生に対処するため、全役職員参加の安否確認訓練及び支所施設等被害状況の報告訓練を実施した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 改正独立行政法人通則法及び業務方法書の規定を踏まえ整備した、内部統制の推進、リスク管理、情報システムの整備、情報セキュリティの確保・個人情報の保護、監事監査、内部通報等に関わる諸規程に基づき、内部統制の一層の充実・強化を図る。
- 「国民を守る情報セキュリティ戦略」及び「サイバーセキュリティ戦略」等の政府の方針を踏まえ、サイバー攻撃等の脅威への対処に万全を期するとともに、政府機関における情報セキュリティ対策を踏まえ、情報セキュリティの確保に関わる規程に基づき、保有個人情報の保護を含む適切な情報セキュリティ対策を推進する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成27年度においては、適性診断用貸出機器からの適性診断票誤印刷、第三者へのFAX誤送信、メールアドレスの誤送信等の事案が発生したところであるが、これらの発生を受け、「個人情報保護のための全職員が守るべきポイント10則」を策定し全役職員に周知徹底を図るとともに、各主管支所内の緊急ミーティングの実施、臨時主管支所長会議の開催のほか、6月・7月を「情報セキュリティ・個人情報保護強化月間」として指定し、職員一人一人に保有個人情報の漏えいに対する重大性を強く認識させる等の再発防止に取り組んだ。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 安全指導業務等

中期目標

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。

あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

中期計画

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。また、国と連携し、安全指導業務における民間参入の障壁となる要因分析等を行い、民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定するとともに、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援します。

年度計画

- ① 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施します。

また、さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、機構が開発した i-NATS（新適性診断システム）の提供、適性診断カウンセラー等への教育訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を引き続き支援します。

加えて、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき平成25年度に国が作成した民間参入促進のための工程表を踏まえた取組方策により、業界団体との協働実施等、引き続き参入に向けた働きかけを着実に実行します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して、全国の自動車運送事業者に対して安全指導業務を実施することとした。
- 2) さらなる民間参入促進のため、新たに実施機関になろうとする民間団体等へ、NASVAが開発した i-NATS（新適性診断システム。以下「ナスバネット」という。）の提供、適性診断カウンセラー等への教育・訓練の実施、指導講習教材の提供や指導講習講師等への教育・訓練を実施し、安全指導業務を担う民間団体等の認定取得を支援することとした。
- 3) 上記取組を通じ、民間参入促進に係る取組方策の策定を行う。

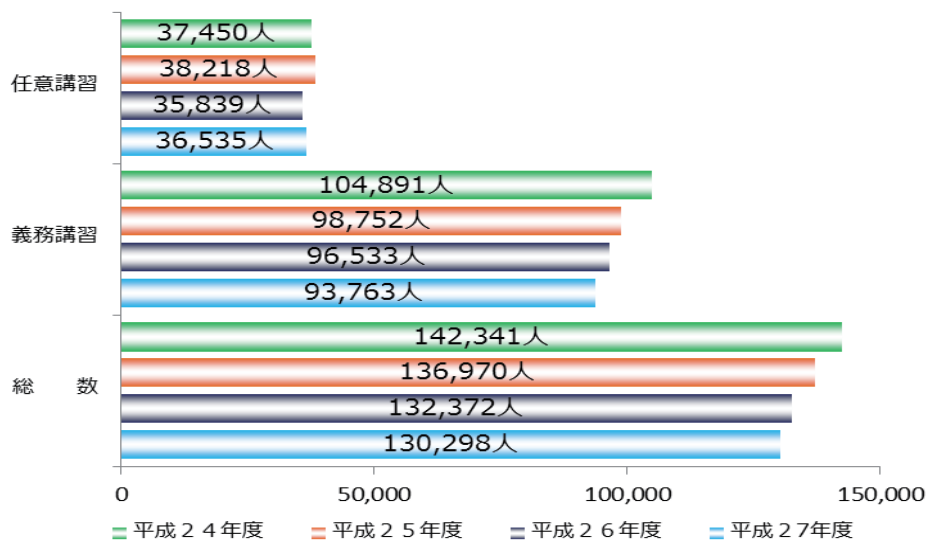
当該年度における取組み

1) 安全指導業務実績

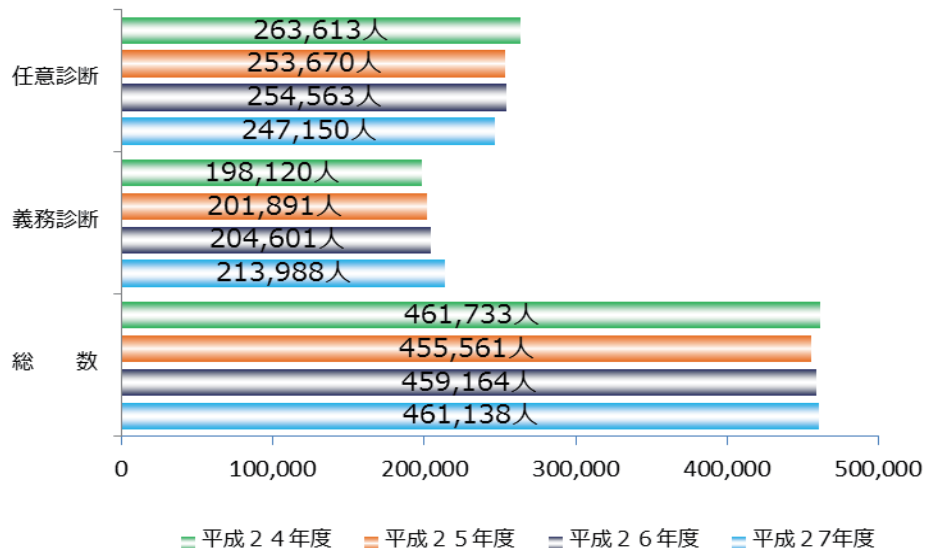
安全指導業務における指導講習受講者数及び適性診断受診者数の実績は、以下のとおり、指導講習受講者の総数は、130,298人（前年度132,372人）、適性診断受診者の総数は、461,138人（前年度459,164人）となった。

指導講習及び適性診断業務への民間参入者数の増加に伴い、指導講習実績は減少しているが、適性診断業務については、適齢診断受診者の増加により対前年度比実績は増加している。

指導講習業務実績（各年度比較）



適性診断業務実績（各年度比較）



2) 民間参入希望団体等への認定取得支援

①ホームページによる情報提供

「指導講習講師等の資格要件研修実施の案内」、「安全指導業務（適性診断及び指導講習）への民間参入の案内」、「参入に関するFAQ」及び「民間参入についての分かりやすいDVD」をNASVAホームページへ掲載し、民間参入に関する情報提供を行った。



②認定取得に必要な要件研修の実施

民間参加希望団体等に対し、資格要件研修を以下のとおり行った。

【指導講習】

第一種講師資格要件研修：6回開催し、延べ61者117人が参加

【適性診断】

第一種カウンセラー資格要件研修：3回開催し、延べ33者49名が参加



【第一種講師資格要件研修風景】

③指導講習テキスト：ナスバネットの提供

指導講習の民間参加団体に対し、指導講習教材を51者に26,663冊頒布（基礎講習用教材14,061冊、一般講習用教材12,602冊）し、適性診断の民間参加団体については、46者に対し、ナスバネット204台分のアプリケーションを提供した。

【指導講習テキスト】



【ナスバネット】



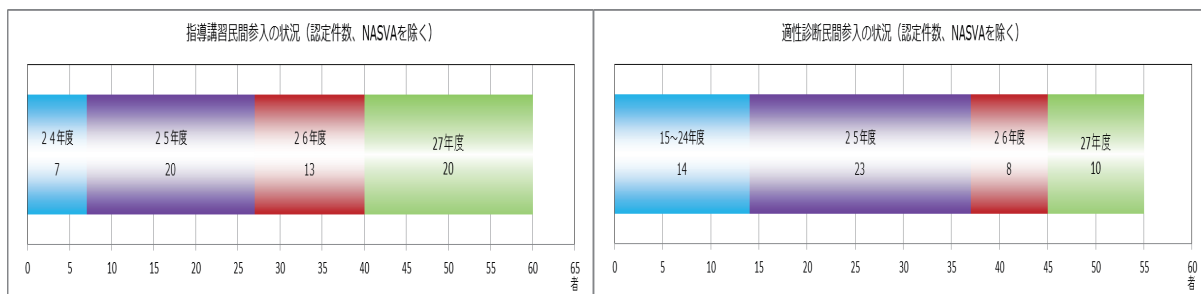
④民間参加の状況

平成25年度に国が策定した民間参加促進のための工程表（ロードマップ）を踏まえ、前年度に引き続き、民間参加に係る取組方策を各主管支所長に指示するとともに、大規模及び中小規模の業界団体等に対し、NASVAとの協働による参加の提案を続けた結果、2団体が協働により参加したほか、複数の大規模及び中規模団体等がその意向を示している。

取組みの結果、平成27年度において、指導講習20者、適性診断10者が国土交通省の

認定を受けた。

なお、27年度末現在における認定団体の総数は、指導講習60者、適性診断で55者となっている（いずれもNASVAを除く）。



⑤民間参入団体とのカウンセラー研修の実施

国土交通省が「認定要領」にて定めている「カウンセラー教育・訓練」を他の民間参入団体と合同にて実施した。

【参考：カウンセラー教育・訓練実施箇所】

- 札幌主管支所：1事業者1名
- 仙台主管支所：1事業者3名
- 新潟主管支所：2事業者3名
- 東京主管支所：1事業者2名
- 名古屋主管支所：2事業者3名
- 大阪主管支所：1事業者1名
- 高松主管支所：1事業者2名
- 福岡主管支所：3事業者5名



【合同カウンセラー教育・訓練の様子】

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）に基づき平成25年度末に国が作成した民間参入促進のための工程表に沿って、その取組の着実な実行を図ることとしている。
- 被害者援護業務等との連携を推進するため、安全指導業務関係会議等における被害者援護業務の研修実施、及び一般講習テキストに被害者援護業務を掲載していくこととしている。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 指導講習業務におけるNASVAの実績は、対前年度基礎講習102%、一般講習97%と減少したものの、民間の実績（テキスト頒布数による推計）が、対前年度基礎講習235%、一般講習161%と大幅に増加（総数で平成26年度13,801人、平成27年度26,663人）し、NASVAと民間の実績合計では、対前年度基礎講習121%、一般講習102%と前年度を上回る結果となった。
- 適性診断業務についても、NASVAの実績は、対前年度義務診断105%、一般診断97%、民間の実績（ナスバネット測定件数）が、対前年度義務診断145%、一般診断170%と大幅

に増加（総数で平成26年度20,803人、平成27年度31,681人）し、NASVAと民間の実績合計では、対前年度103%と前年度を上回る結果となっている。

NASVAは、全ての認定機関に講習テキストを提供し、ナスバネットのアプリケーションを46者（204台）に提供するとともに、カウンセラーの教育・訓練の実施など支援を行っており、NASVAと民間が協同し、受講・受診の場所、日程など環境の整備に取り組んだ結果、運送事業者の利便性が一層向上され、受講・受診が進み安全の裾野が拡大した。

中期目標

- ① 安全指導業務の実施が、事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、機構は、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協同して安全指導業務の一層の充実を図る。安全指導業務における民間参入の促進については、国と連携しつつ、民間参入の障壁となる要因分析等を行い、国の目標に沿った民間参入促進のための具体的な取組方策（認定取得の支援等・その実施時期を含む。）を策定する。
あわせて、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図る。

中期計画

- ② 安全指導業務については、これまで蓄積した知見等を活用し、指導講習及び適性診断の内容の一層の充実・改善を図ります。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

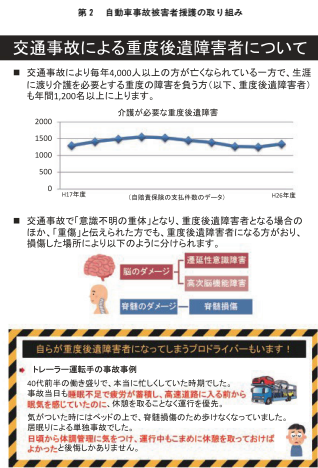
- ② 自動車運送事業者における運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改訂を行います。
加えて、一般講習テキストに被害者援護業務の取組を掲載するなどにより被害者援護業務等との連携を推進します。
また、指導講習等の内容の一層の充実に向け、これまで蓄積した安全指導業務に係る知見等の有効活用方策について検討します。
- ③ ②の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する5段階評価の調査における安全対策への支援効果に関する評価度（平成27年度）について、4.0以上とします。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 指導講習においては、自動車運送事業に携わる運行管理者等に対し、運行管理業務に必要な最新の情報を提供できるよう、関係法令の改正等に応じて、指導講習教材の改定を行うこととした。
- 2) 上記の施策を実施することにより、受講者・受診者・事業者に対する安全対策への支援効果に関する評価度（5段階評価）の調査を行い、4.0以上の評価を得ることを目標とした。

当該年度における取組み

- 1) 指導講習教材の改訂等
運行管理者等に最新の情報を提供するため、平成28年1月15日に発生した軽井沢スキーバス事故を受け発出された「貸切バスのシートベルトの着用の徹底について」等の通達を掲載するとともに、交通事故が及ぼす影響について運転者の意識を高めるため、「被害者援護業務」の取組を一般講習テキストに掲載するなどにより連携を推進した。



NASVAの被害者支援制度

- ナスバでは、自動車事故による重度後遺障害者やその家族、遺族のために、以下のおり被害者支援を行っています。
- これらNASVAの支援制度があることやその内容について、全ての当事者に届ききっていない状況がありますので、**みなさまの周りにNASVAの支援制度が設立しような方がいたらぜひいらしたら、是非その方にお知らせいただければと思います。**

NASVA交通事故被害者ホットライン

- 事故後の自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)、任意保険への損害賠償請求手続き、相談支援、その後の生活など、どこに相談すればいいか、お困りの際に対して、総合的な電話相談窓口を設け、相談内容に該当した地方公共団体をはじめとする専門の各種相談先の紹介を行っています(TEL:079-5007788)。

療養施設(病院)の設置・運営(計290床)

- 自動車事故による脳損傷で重度の後遺障害を負われた方(遺族任意で遺族障害者)を専門に受け入れ、手厚い治療・看護等を行う療養施設(療養センター)及び委託事業を設けて運営しています。
- 入院期間は最大概ね3年です。各種療養のほか公的助成も使えます。

【一般講習テキストに掲載】

2) 安全対策への支援効果に関する評価度

講習受講者・診断受診者・事業者に対し、アンケート調査を以下のとおり実施し、それぞれ4.0以上の評価を得た。

【調査概要】

・調査期間：平成27年11月～平成28年3月

受講者・受診者・事業者に対する調査の回収率等

項目	基礎講習	一般講習	特別講習	適性診断	事業者
アンケート配布件数	5,191	4,752	540	4,062	2,000
回収件数	4,540	4,229	465	4,062	900
回収率	87.5%	90.5%	86.1%	100.0%	45.0%

○指導講習受講者の評価度

各種別の講習において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	基礎講習	一般講習	特別講習
4.48	4.34	4.42	4.69

基礎講習

評価度	講師の話し方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.34	4.00	4.42	3.66	4.34	4.31	4.52	4.48	4.44	4.56

一般講習

評価度	講師の話方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.42	4.22	4.52	4.07	4.35	4.35	4.43	4.57	4.45	4.45	4.60

特別講習

評価度	講師の話方・進め方	事故防止に役立つ具体例	教材の分かりやすさ	教材の有用度	事故事例研究の有用度	視聴覚教材の有用度	事故防止意識の強化	事故防止行動の強化	事故防止習慣の強化	職員の対応
4.69	4.59	4.75	4.32	4.67	4.63	4.55	4.83	4.76	4.68	4.84

○適性診断受診者の評価度

各種別の診断において、概ね4.0以上の評価を得た。

総合評価度	ナビネットの分かりやすさ	適性診断の的確度	診断票記載内容の分かりやすさ	事故防止への有用度	診断結果の活用度（意向）	アドバイザー・カリキュラムの分かりやすさ	職員の対応
全体	4.39	3.97	4.40	4.36	4.33	4.61	4.58
一般診断	4.45	4.20	4.44	4.42	4.40	4.65	4.63
初任診断	4.35	3.94	4.34	4.35	4.24	4.58	4.52
適齢診断	4.30	3.52	4.38	4.17	4.23	4.55	4.56
特定診断	4.59	4.04	4.67	4.46	4.57	4.78	4.83

※一般診断には、カリキュラム付き一般診断を含む。

※

○事業者の評価

各業態において、4.0以上の評価を得た。

総合評価度	バス	ハイタク	トラック
4.36	4.49	4.35	4.24

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

- 国土交通省自動車局が発行している「自動車運送事業者における睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル ～SAS対策の必要性と活用～」が平成27年8月に改定されたことに伴い、事故惹起者とSASとの関連性を、国と連携してNPO法人睡眠健康研究所が調査することとなった。同研究所が行う調査について、円滑に実施されるよう支援を行った。
- 慶応大学医学部等により結成されている「ドライアイ研究会」が行うドライバーに対するドライアイの測定調査に協力するとともに、事故惹起者及び高齢ドライバーにおけるドライアイのデータと適性診断データの関連性の有効活用について検討を行った。
一般的なドライアイは、失明につながる重篤な病気ではないものの、悪化させるとVDT症

候群のように、慢性の頭痛や肩こり、全身の倦怠感、うつ病に至るような場合もあり、特に車の運転中は危険が伴い、事業用自動車の運転者の中でドライアイのある人は注意が必要であると言われている。

事故防止のための
睡眠時無呼吸症候群 (SAS)
スクリーニング検査 (無料)のご案内



**そのヒヤリ!
ハッと!**

もしかして・・・

睡眠時無呼吸症候群 (SAS)

睡眠中に鼻道(鼻やのど)が狭くなり呼吸が弱くなったり、止まってしまう病気です。十分な睡眠がとれないため、**屋敷り運転による重大な事故につながり、高血圧、脳卒中、心臓病の危険が高くなります。**

こんな症状の方は要注意!

- 眠気が無いのに危険な目にあった
- 運転中つうとうとしてしまう
- 大きなイビキをかく
- 家族に呼吸が止まっているといわれた

思いついた症状が1つでもある方は、**早めの検査をお勧めします。**

※自覚症状のない方も要注意! 重症化するおそれがあります。

本事業は、順天堂大学大学院医学研究科公衆衛生学講座が、国際女性医会が学芸による災害事故防止のための調査プロジェクトの一環として実施しています。
お問い合わせは、検査実施を委託しております下記のNPO法人にお願います。

お問い合わせお気軽に
TEL 03-5355-9941
E/MAIL sleep-adm@umin.ac.jp

NPO法人睡眠健康研究所
〒158-0042 東京都世田谷区羽根木1-25-16



DRY EYE SOCIETY
 ドライアイ研究会

ドライアイ研究会は、ドライアイに関する研究の促進と正しい理解を通じて患者のケアおよび研究の質の向上を図っています。

中期目標

② 運輸安全マネジメント評価等の安全マネジメント業務については、自動車運送事業者における安全確保に重要な意義を有しているが、国の体制のみでは普及促進を強化できる範囲に限度がある。このため、機構は、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、大手・中堅事業者を中心とした国の取組を補完し、民間と協同して、中小事業者を含めた自動車運送事業者全般へ、国の取組と連携して制度の効果的・効率的な浸透・定着を図る。

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

中期計画

④ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、安全管理規程の作成等が義務付けられていない中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、安全マネジメント業務内容の一層の充実・改善を図ります。

年度計画

④ 安全マネジメント業務については、運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取組と連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。

また、制度の動向を注視し、関係法令の改正等に応じて、速やかに講習テキストに反映させるなど、適時、適切に情報の提供を行うこととし、自動車運送事業者における安全マネジメント体制の構築、改善の支援を行います。

年度計画における目標設定の考え方

自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図りつつ、安全マネジメント体制の構築、改善を支援するため、以下の事業を実施することとした。

- ・運輸安全マネジメント評価
- ・安全マネジメントコンサルティング
- ・安全マネジメント等に係る講師派遣
- ・安全マネジメント講習会の開催
- ・安全マネジメント支援ツール講習会の開催
- ・安全マネジメント内部監査講習会の開催
- ・本部において、大規模セミナーの開催

また、関係法令の改正等に応じた適時、適切な情報提供を行うために、講習テキストの改訂等を行うこととした。

当該年度における取組み

1) 安全マネジメント業務については、国の取組みと連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ自動車運送事業者全般への浸透・定着を図るため、以下の取組みを実施した。

○ 運輸安全マネジメント評価事業

NASVA 運輸安全マネジメント評価事業は、自動車運送事業者自らが構築した安全管理体制等がシステムとして適切に機能しているかについて、安全評価員が経営トップをはじめとする経営管理部門に対するインタビュー、文書・記録の確認等を通じて、安全に関する取組の優れている点を評価し、また、改善の余地のある点を助言することにより、安全管理体制の構築及び改善を図ることへのアドバイスを行うものである。平成27年度においては、全国で13事業者に対し評価を実施した。

【事業者からのコメント】

「自社の規模や内容に則して考えていただき、わかりやすい説明と具体性のある提案をしてくれた。」「自社の安全管理体制を見直すことができ、また、安全に対する意識の高まりも感じられ、大変有意義な評価であった。」「限られた期間、資料等の中で活動内容を調査・分析していただき大変感謝している。」「ガイドラインの各項目について、非常に理解しやすく説明していただいた。」等



【評価実施風景】

○ 安全マネジメントコンサルティング・講師派遣

(1) 安全マネジメントコンサルティング

トップセールス、講習会開催時等に積極的なPRを行い、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的とした、安全マネジメントコンサルティングを全国で33件(バス17件、ハイタク7件、トラック9件)、当該事業所(本社、営業所等)で実施した。

コンサルティングでは、NASVA担当者は幾度となく事業者へ足を運び、ヒアリング等を実施することで事業者が抱える問題点等を的確に把握し、事業者にとって最良のプランを提示し、それを事業者が確実に実施できるようサポートを行う。このため、担当者は、当該事業者との日々のコミュニケーションを心がけ、事業者にとって頼れるパートナーとなることを目指している。

【事業者からのコメント】

「経営者・管理者の意識や行動が変わった。」「改善する内容がわかった。」「事故防止活動に活気がでてきた。」等



【コンサルティング実施風景】

(2) 講師派遣

自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請により、輸送の安全意識の向上及び関係法令遵守等の専門的知見を広げるための「運輸安全マネジメントの導入」、「適性診断結果の活用方法」等の支援を目的としたNASVA職員による講師派遣を全国で494件実施した。

【事業者等からのコメント】

「安全意識が向上し、自信がついた。」「管理者や乗務員の取り組む姿勢が前向きになった。」「安全マネジメントの取組み方、知識等が把握できた。」「管理者の乗務員に対する接し方が良くなった。」「乗務員の運転行動が良い方向に変わってきた。」等

○ 安全マネジメント関係講習会

NASVAでは、自動車運送事業者における運輸安全マネジメントの取組を支援することを目的とした「安全マネジメント講習会」を実施している。安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車運送事業者全般へ「安全マネジメント講習会・安全マネジメント支援ツール講習会・安全マネジメント内部監査講習会」により、事業経営者に対する情報提供や先進的な取組みの普及等を行い、運輸安全マネジメントの普及・啓発を図っている。また、中小事業者に対する運輸安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を目指し、国土交通省から認定を受けた「ガイドライン・リスク管理（基礎）・内部監査（基礎）」の各セミナーを全国において開催した。

（１）安全マネジメント講習会

平成27年度は、国土交通省から認定を受けたセミナー「ガイドライン」を全国で91回開催した。

2,242人の経営者等が受講し、運輸安全マネジメント制度のガイドライン14項目について、具体的事例を交え解説、中小事業者に対する運輸安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を図った。

【経営者等からのコメント】

「ガイドライン（14項目）の大切さがよく理解できた。」、「運輸安全マネジメントに取り組むことで、企業全般の安全性向上に繋がっていくと確信した。」、「PDCAの重要性、PDCAのやり方・基本的な考えが分かった。」等



【「ガイドライン」セミナー風景】

（２）安全マネジメント支援ツール講習会

平成27年度は、国土交通省から認定を受けたセミナー「リスク管理（基礎）」を全国で73回開催した。1,181人の運行管理者等が受講し、ガイドライン項目「事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用」について、事故の再発防止に関するリスク管理の必要性や事故等情報の収集・活用方法等について、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行っている。

【運行管理者等からのコメント】

「ヒヤリ・ハットの情報収集が今後の事故の未然防止に役立つことがよく分かった。」、「なぜなぜ分析は着手が難しいと思っていたが、ポイントを押さえることで導入が可能だと思えた。」、「グループで話し合い気付かされる点が多かった。」等

なお、講習会等で使用している教材を事業所で活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材「KYT」、「KYT-Ⅱ」、「KYT-Ⅲ」の頒布を行った。（1,282枚を頒布）



【「リスク管理（基礎）」セミナー風景】

（３）安全マネジメント内部監査講習会

平成27年度は、国土交通省から認定を受けたセミナー「内部監査（基礎）」を全国で61回開催した。931人の監査担当者等が受講し、ガイドライン項目「内部監査」について、内部監査員の役割や監査方法、是正・改善措置の方法等といった、内部監査を実施するために必要な知識について、具体的事例を交えながら解説及びケーススタディを行っている。

実務担当者のレベルアップを図り、運輸安全マネジメントがスムーズに機能することを目的としたセミナーである。

【監査担当者等からのコメント】

「内部監査に対する考え方や姿勢、例題を使って問題点から解決までの流れがイメージできた。」、「内部監査とは、大手企業だけのことと思っていたが、今回のセミナーで自社でも取り入れるべきだと思った。」、「内部監査の手法を色々考えて、自社流にやっていきたい。」等



「内部監査（基礎）」セミナー風景

○ NASVA安全マネジメントセミナー

運輸安全マネジメント制度の趣旨を広く業界に周知・浸透させ、より多くの自動車運送事業者において輸送の安全性の更なる向上に向けた取組みに活かすことができるよう、運輸安全マネジメントに関する最新情報や取組報告、ISO 39001の紹介等を主体とした、大規模なセミナーを東京で開催している。

平成27年度のセミナーにおいては、各界より講師をお招きし、ご講演いただいたほか、自動車運送事業者様等から運輸安全マネジメント制度開始からの10年間の安全対策の取組を振り返り、これからの展望を語るパネルディスカッション等を行った。

【経営者等からのコメント】

「安全への意識がこのセミナーを通して非常に強くなった。」、「今回のセミナーでは、コミュニケーションに関係する話が多く、人対人の視点から安全マネジメントを考える良いキッカケになった。」、「パネルディスカッションでの各事業者様の取組みは大変参考になった。」等

『第10回 NASVA安全マネジメントセミナー』
日 時：平成27年10月15日（木）
11：30～17：30
会 場：東京国際フォーラム（東京都千代田区）
参加者：経営者等1, 117人



【セミナー実施風景】

○ その他安全マネジメント関連業務

- ・貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）への協力

公益社団法人日本バス協会（以下、「協会」）では、平成23年度から貸切バス事業者安全性評価認定委員会を設立し、貸切バス事業者の安全性に対する取組状況について評価・認定する「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティーバス制度）」を開始し、認定事業者を協会等のHPで公表している。平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバスの事故を受け、平成25年4月には国土交通省から「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」が公表されるなど、貸切バスの安全性と評価認定制度への注目は高まっている。

NASVAでは、評価認定業務のうち現地における施設等の安全確認審査に関して協会からの要請を受け、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として、制度開始年度より評価認定業務に協力しており、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献している。

【これまでの受託実績】

- ・平成23年度 157事業者
- ・平成24年度 210事業者（一次申請147事業者、二次申請63事業者）
- ・平成25年度 189事業者
- ・平成26年度 117事業者
- ・平成27年度 141事業者

・貸切バス適正化コンサルティング事業への協力

国土交通省が示した「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」において、施策のひとつである「業界団体を中心とした適正化事業（コンサルティング）の導入」については、実施体制が整った地方バス協会から順次、本格導入することとしている。

地方バス協会が適正化コンサルティング事業を実施するにあたり、NASVAへ地方バス協会から巡回指導の委託要請があり、安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用し、自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導業務として、67事業者に対する巡回指導に協力した。

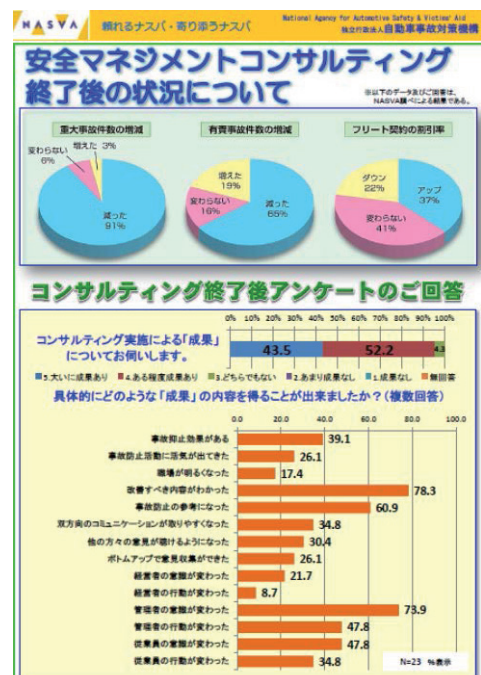
中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 運輸安全マネジメント評価及び安全マネジメントコンサルティング業務について、引き続きトップセールス、講習会開催時等における積極的なPRを行い、自動車運送事業者における安全風土の確立を目的としたコンサルティングの充実を目指すとともに、自動車運送事業者及び事業者団体等からの要請に応じた安全教育等に係る講師派遣業務を積極的に実施する。
- 安全マネジメント関係講習会については、国土交通省認定セミナーとして認定を受けた「ガイドライン」、「リスク管理（基礎）」、「内部監査（基礎）」の各セミナーを実施。
大規模な「NASVA安全マネジメントセミナー」を引き続き開催し、より多くの自動車運送事業者に対して運輸安全マネジメント制度の更なる浸透・定着を図る。
- 制度の動向や関係法令の改正等に応じて講習テキストに反映させるなど、適時、適切な情報提供を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成26年度に、安全マネジメントコンサルティングを実施した自動車運送事業者にコンサルティング終了後の状況についてアンケートを実施（NASVA調べ）したところ、右図のとおり、約96%の事業者から、事故抑止効果があるなど「成果があり」との回答を受けた。

また、コンサルティングを実施したこととの関連性は明確ではないが、多くの事業者から「重大事故の件数が減った」、「有責事故の件数が減った」等の回答を受けた。



中期目標

② (略)

あわせて、機構が安全指導業務において蓄積した経験・知見を活用するとともに、国際標準化機構における道路交通に係る安全管理に関する動向等を踏まえ、内容の一層の充実等を図る。

中期計画

- ⑤ 国際標準化機構（ISO）の道路交通安全委員会（PC241）において、日本工業標準調査会が承認した国内審議団体として、情報の収集、国内の意見集約等の国際標準作成に関する活動を行うとともに、国際的道路交通安全マネジメントの取組みを事業者等に浸透させることにより道路交通安全の向上に寄与します。

年度計画

- ⑤ 道路交通安全マネジメントシステム規格の国内での運用に関する以下の活動を行い、道路交通安全の向上に寄与します。
- ア 必要に応じて、外部有識者等からなる国内審議委員会及び専門委員会を開催し、情報の収集、国内の意見集約等を行います。
 - イ 必要に応じて、国際会議に職員等を派遣し、意見交換、情報収集等を行います。
 - ウ 道路交通安全マネジメントシステム規格を取得した組織により、自動車事故の減少やそれに伴うコスト低減等が図られるよう、認定、認証、研修及びコンサルティングの各実施機関と連携し、同規格の的確な運用を図ります。
- ⑥ 道路交通安全マネジメントシステム規格の認証取得により、自動車事故の減少及びそれに伴うコスト低減等の具体的な成果に繋げるため、我が国において自動車運送事業者等を対象に同規格の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求めるスキーム（N-R-T-S認定・認証スキーム）の管理を行い、同規格、同スキームの的確な運用及び定着を図ります。
- ⑦ 道路交通安全マネジメントシステム規格の取組を事業者等に浸透させるため、セミナーやコンサルティング等を実施し、安全マネジメント講習会等の機会を利用しPRを行い、道路交通安全の向上に寄与します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 道路交通安全マネジメントシステムの国際規格（ISO 39001）が国内での確に運用され、道路交通安全の向上に寄与するために以下の活動を実施することとした。
 - ・必要に応じて、国際標準の作成に係る国内審議委員会を開催し、外部有識者等から情報を収集し、国内意見を集約し、国際審議委員会に意見を発議する。
 - ・国際審議委員会に職員を派遣し、我が国におけるISO 39001の取組を発表するとともに、各国での取組など情報を収集する。
 - ・認定機関などISO関連機関と連携を図る。
- 2) 自動車運送事業者等にISO 39001を浸透させるため、以下の取組を通じて普及・広報活動を実施することとした。
 - ・安全マネジメントセミナー、各種業界団体が開催するセミナー及び研修会でISO 39001の概要や取得の効果等を説明する。
 - ・ISO 39001体制構築支援コンサルティング業務を実施する。

当該年度における取組み

1) ISO 39001 の管理・運用の取組み

① 国際審議委員会への出席

平成 27 年 1 月にブラジル共和国（ブラジル）で開催された ISO/TC241 国際審議委員会（以下、「国際委員会」という。）に職員を派遣した。

国際委員会では、我が国における ISO 39001 の取得状況及び取組事例を報告した。各国における認証取得状況（日本 120 社、スウェーデン 100 社以上、英国 40 社）や安全対策について、参加国で情報共有が図られた。



【国際審議委員会の状況】

② 国内審議委員会の開催

平成 28 年 1 月、ISO/TC241 国内審議委員会（以下「委員会」という。）を都内で開催し、マレーシアが提案した「通勤時の安全マネジメント実施における優良実践法（新作業項目提案書）」について、審議し、学識経験者、国土交通省、経済産業省、警察庁など行政機関及び自動車関係団体等から意見を収集した。委員会事務局である NASVA は、国内意見を取り纏め国際委員会事務局に投票した。

また、委員会で ISO 39001 の認証取得状況など現状を報告した。

③ ISO 39001 取得企業様アンケート調査

委員会の事務局である NASVA は、平成 25 年度に引き続き、ISO 39001 の効果及び課題等に係る実態を定量的に把握することを目的として、ISO 39001 取得企業様アンケート調査を以下の通り実施した。

調査対象	ISO 39001 の認証取得企業様
調査方法	郵送によるアンケート調査
調査期間	平成 27 年 1 月～平成 28 年 1 月
発送数	121 件
回収数	77 件
回収率	63.6%

ISO 39001 の認証取得後の効果について、認証を取得した企業様の 8 割以上が「効果があった」項目として以下を挙げた。

「交通安全への取組の見える化が図られる」68 件（88.3%）

「社内の組織体制が整備される」66 件（85.7%）

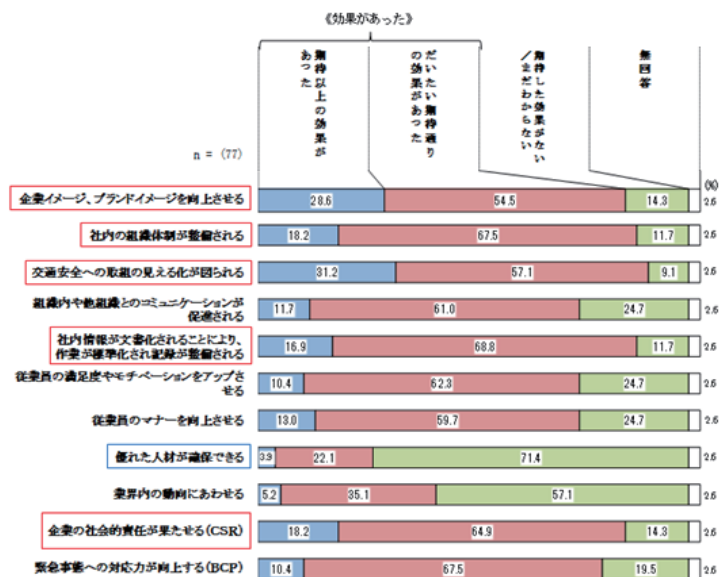
「社内情報が文書化されることにより、作業が標準化され記録が整備される」66 件（85.7%）

「企業イメージ・ブランドイメージを向上させる」64 件（83.1%）

「企業の社会的責任が果たせる（CSR）」64 件（83.1%）

また、認証を取得した企業様は、認証取得の具体的な効果について、以下の回答があった。

「毎年20件以上あった事故が取得後5件まで減った」
 「事故が50%減少した」
 「損害保険料が3割減になった」
 「安全に対する投資が2割増えた」



【アンケート調査 結果】

④ ISO 認定機関との連携

ISO 39001 が的確に運用され、自動車事故削減に真に効果を発揮することを目指し、ISO 39001 及び N-RTS マネジメントシステムの認定・認証スキームについて、認定機関と普及のための連携を図った。

認定機関である公益財団法人日本適合性認定協会が開催するマネジメントシステム技術委員会に職員を委員として派遣し、マネジメントシステム認証の認定基準の承認について検討した。

2) ISO 39001 を事業者に普及させる取組み

① ISO 39001 体制構築支援コンサルティング

ISO 39001 の取得を希望した自動車運送事業者等 8 社及び前年度から引き続き 2 社に対して ISO 39001 体制構築支援コンサルティング（以下「ISO コンサルティング」という。）を実施した。

ISO コンサルティングでは、ISO 39001 で特に重要とされているリスク分析に重点をおき、組織が抱える道路交通安全に関するリスク及び機会の洗い出しから、それらの対策案の検討及び重点取組項目の決定に至るまでの作業及びそれらを支える仕組みを継続的に改善する方法について、経営管理部門及び現場担当者に対してアドバイスした。

また、組織の事業活動が、ISO 39001 の取組に統合されるように道路交通安全マネジメントシステムを構築した。

ISO コンサルティングを通じて、自動車運送事業者等の実情を把握し、ISO 39001 の理解と運用上の知見を獲得した。



【ISO コンサルティングの実施】

② ISO 39001 の紹介 DVD の製作

ISO 39001 の更なる普及・啓発を図るため、ISO 39001 コンサルティングを含む「運輸安全マネジメント業務 DVD」を製作した。

DVD では、ISO 39001 の目的、意義及び認証取得の効果を伝えるとともに、認証を取得した企業様から認証取得後の効果について、以下のとおり生の声を紹介した。

「認証取得には多額の費用が掛かるが、事故が減っており、多くの事業者にも取得に向けて活動してほしい」

「事故を少しでも減らしたいという経営側の意識が現場まで伝わった」



【運輸安全マネジメント業務 DVD の映像】

③ NASVA 安全マネジメントセミナー

平成27年10月に東京国際フォーラムで「第10回 NASVA安全マネジメントセミナー」を開催した。

パネルディスカッションでは、ISO 39001 の認証機関である一般財団法人日本品質保証機構の江波戸様が参加し、ISO 39001 の概要、登録審査の内容、認証取得のメリットなどを説明した。

参加者のアンケートには、以下の意見があった。

「ISO 39001 について、話をもっと聞きたい」

「ISO 39001 の認証取得に興味を持った」

「江波戸先生のISOの解説は分かりやすい」



【パネルディスカッション】

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- マレーシアが提案し、国際規格として検討が開始された「通勤時の安全マネジメント実施における優良実践法」について、委員会の事務局として、外部有識者等から情報を収集し、国内

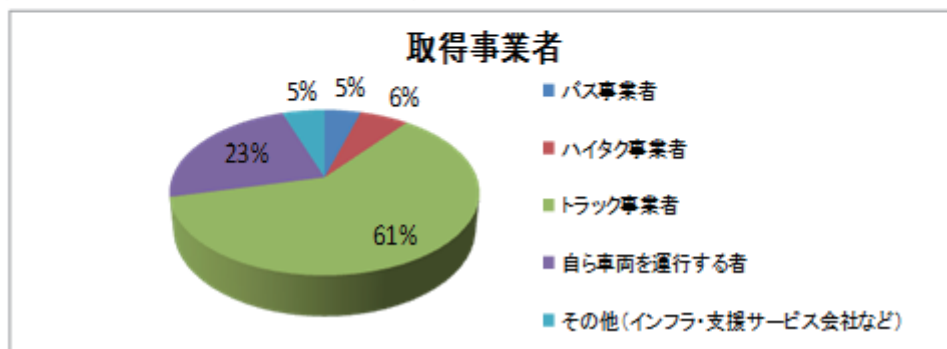
の意見を集約し、必要に応じて国際委員会に職員を参加させ、意見を発議することで本規格の作成を支援する。

- ISO 39001の世界規模での普及促進を目的として、国際委員会の下に設置されたマーケティング委員会（WG4）に参加し、委員会の事務局として、外部有識者等から情報収集及び国内の意見集約を行い、国際委員会に提案することで本規格の具体的な普及促進手法やツール等の作成を支援する。
- ISO 39001の認証取得により、自動車事故の減少等の具体的な成果に繋げるため、国内において自動車運送事業者等を対象に同規格の要求事項に加えて更なる安全対策の実施を求めるスキーム（N-RTSマネジメントシステム認定・認証スキーム）の管理を行い、同規格、同スキームの的確な運用及び定着を図る。
- ISO 39001体制構築支援コンサルティング業務を実施する。
- ISO 39001の取組を事業者等に浸透させるため、業界紙等の取材、平成27年度に実施した「ISO 39001取得企業様アンケート調査」をホームページで掲載、当機構が開催するセミナーで周知、ISO関連機関と連携など、様々な機会を利用し、本規格を広報する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成28年3月31日現在、ISO 39001を取得している事業者は、NASVA調べによると132社となっている。

業態	取得事業者 (H28.3.31) NASVA調べ
運送事業者	94社 (バス:6, ハイタク:8, トラック:80)
自ら車両を運行する者 (運送事業者以外)	31社 (損保, 自動車リース, 商社, 産廃など)
その他の道路交通に関係する企業	7社 (道路管理会社, 運行支援サービス会社など)
合計	132社



(2) 療護施設の設置・運営

中期目標

機構は、自動車事故による遷延性意識障害者（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者）に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供する観点から、療護施設の設置・運営に関して以下の取組を行う。

- ① 療護センターにおいて、必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。
- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センターに準じた質の高い治療・看護を実施するとともに、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置する。なお、その後の委託病床の立地等のあり方については、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、引き続き検討する。

中期計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム^(注4)、プライマリーナーシング^(注5)や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。
(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。
(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）においても、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。
- ③ 委託病床については、近畿地区及び関東西部地区に新たな委託病床を設置し、その後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、立地等のあり方について引き続き検討します。
- ④ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から③までにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却^(注6)者数を95人以上とします。
(注6)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。

年度計画

- ① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム^(注4)、プライマリーナーシング^(注5)、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施します。
(注4)「病棟ワンフロアシステム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。
(注5)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。
- ② 「施設及び設備に関する計画」（別紙1）に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、施設の老朽化が目立つ療護センターの中長期修繕計画を策定します。

また、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図ります。

③ 療護施設機能一部委託病床（以下「委託病床」という。）において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。

④ 関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院を選定の上、患者受入を速やかに開始して適切な治療・看護を行います。

また、委託先の選定・設置後、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、その後の委託病床の立地等のあり方について検討します。

⑤ 療護施設（療護センター及び委託病床）においては、上記①から④までにより治療効果を高め、平成27年度中の遷延性意識障害（脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害）からの脱却（注6）者数を19人以上とします。

また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表します。

さらに、療護施設看護の一環として、新看護プログラム（注7）の全部又は一部を実施するとともに、技術向上を図ります。

（注6）「脱却」とは、意思疎通・運動機能等が一定程度改善した状態をいう。

（注7）「新看護プログラム」とは、療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした看護プログラムをいう。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器等療護センターの基本的な設備・機能の活用により、質の高い治療・看護を実施することとした。
- 2) 「施設及び設備に関する計画」に基づく高度先進医療機器の整備として、中部療護センターの脳磁図計（MEG）新設、X線撮影装置更新、千葉療護センター及び岡山療護センターの生化学自動分析装置更新、千葉療護センターの高圧蒸気滅菌装置更新、東北療護センターの人工呼吸器更新を行うとともに、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図ることとした。
- 3) 療護施設機能一部委託病床において、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなど、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施することとした。
- 4) 関東西部地区における新たな委託病床については、委託先病院を選定の上、患者受入を速やかに開始して、適切な治療・看護を行うこととした。
- 5) 療護施設においては、上記1) から4) までにより治療効果を高め、平成27年度中の遷延性意識障害からの脱却者数を19人以上とした。また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表することとした。
- 6) 療護施設を退院した後に患者家族等の介護者が安心・安楽な介護を実践できること等を目的とした新看護プログラムについて、療護施設看護の一環として、全部又は一部を実施するとともに技術向上を図ることとした。

当該年度における取組み

- 1) 各療護センターにおいては、MRI、PET等の高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロア病棟システムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等による質の高い看護を行った。

2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上を図るため、以下の取組みを行った。

○ 以下の各医療機器の整備等を行った。

- ① 中部療護センターの脳磁図計（MEG）を、3月15日から稼働した。
- ② 中部療護センターのX線撮影装置を、12月24日から稼働した。
- ③ 千葉療護センター及び岡山療護センターの生化学自動分析装置について、千葉は3月10日から稼働。岡山は1月29日から稼働した。
- ④ 千葉療護センターの高圧蒸気滅菌装置を、3月15日から稼働した。
- ⑤ 東北療護センターの人工呼吸器を、1月15日から稼働した。

○ 療護センターに蓄積された知見及びノウハウを活かし、地元大学医学部等との連携を図り、第24回日本意識障害学会の場において、大学等との共同研究による発表を行ったほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材の育成と地域医療の充実に貢献した。

各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施した。

○ 「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」を用いた治療改善度について、平成28年3月30日に公表した。分析の結果、平成17年6月1日からの10年間に退院した患者並びに平成22年6月1日からの5年間に退院した患者のいずれにおいても、ナスバスコア平均値の減少が認められたほか、重症度別に行った分析のいずれにおいても、ナスバスコア平均値が減少するなど、治療改善効果が認められた。

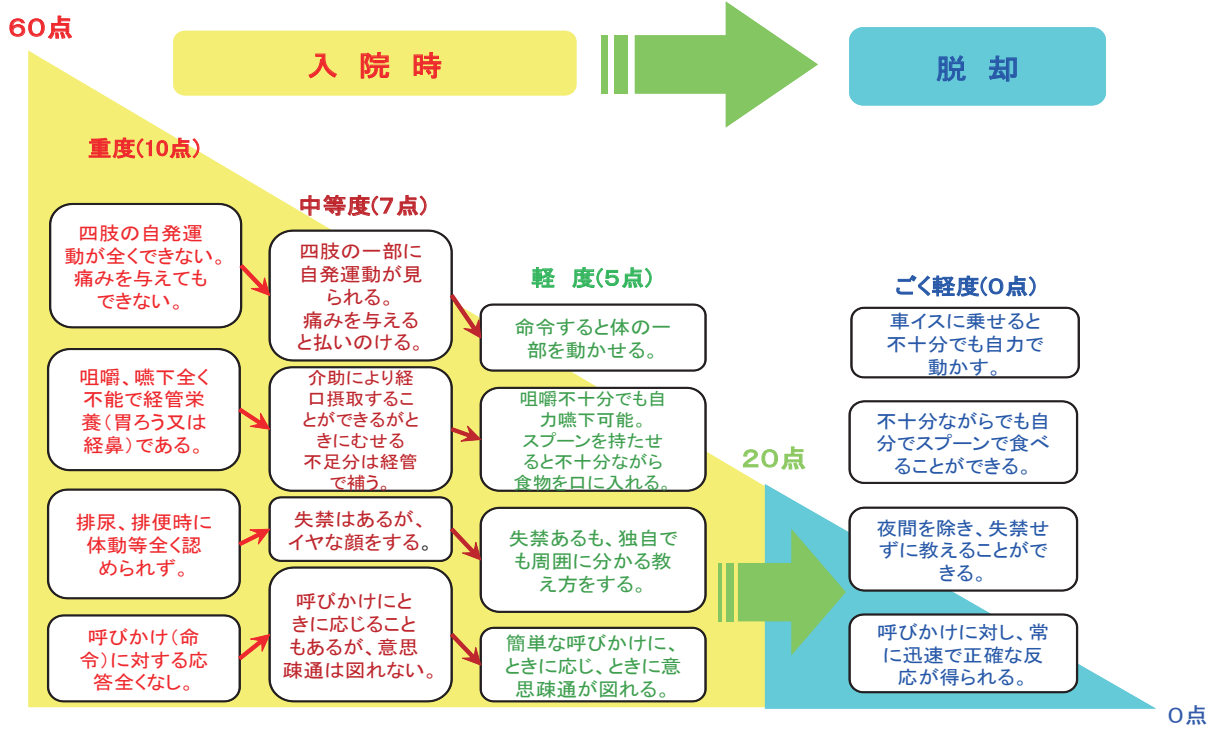
平成22年6月1日から平成27年5月31日までの5年間に退院した患者に関する、入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連においては、「入院時のスコアが高くて改善している患者がいること」「事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示されている。こうした結果については、過去の分析結果とともに、療護施設での症例検討、カンファレンス等の際に活用し、入院患者の治療改善効果の更なる向上を図っている。

※「遷延性意識障害度評価表（ナスバスコア）」とは、日本脳神経外科学会で定義された「植物状態」を基に、NASVA療護施設の入院患者の症状について、その程度を判定するための統一基準として、平成17年度より適用を開始したもの。

ナスバスコア【遷延性意識障害度評価表】

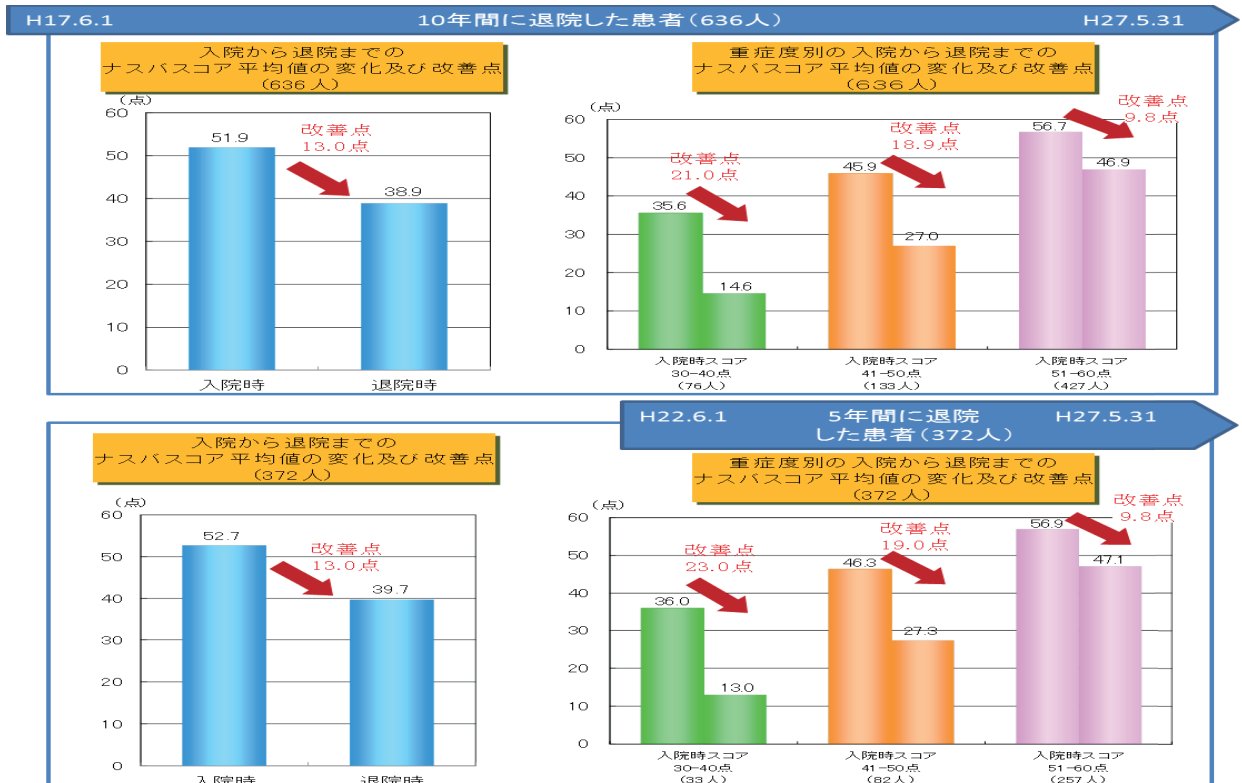
症 状 点数	現 状				
	重度 10点	高度 9点	中等度 7点	軽度 5点	ごく軽度 0点
1 運動機能	<input type="checkbox"/> 四肢の自然運動はなし、 <input type="checkbox"/> 痛み刺激で四肢の動きなし	<input type="checkbox"/> 四肢の自発運動はあるが 無目的、疼痛刺激に対し四肢 の動きがみられる	<input type="checkbox"/> 四肢に目的性のある自 発運動がみられる、疼痛刺 激を払いのける	<input type="checkbox"/> 命令に従い体の一部を動 かせる	<input type="checkbox"/> 自力で体位変換が可能、 車いすに乗せると不十分で も自分で動かす
2 摂食機能	<input type="checkbox"/> 咀嚼、嚥下全く不能で経 管栄養（胃ろう又は経鼻）	<input type="checkbox"/> ほとんど経管栄養 ロツパを飲み込む動作又は 咀嚼する動作あり <input type="checkbox"/> 多少ならジュース、プリン などの経口摂食の試みが 可能	<input type="checkbox"/> 咀嚼可、又は咀嚼はダメ でも嚥下大略可能で、介助 により経口摂取するがとき にむせる <input type="checkbox"/> 経口栄養の不足分は経管 で補う	<input type="checkbox"/> 自力嚥下可能、咀嚼不十 分でもよい <input type="checkbox"/> 全量、キザミ食を全量介 助にて摂取可 <input type="checkbox"/> スプーンを持たせると口 に運ぶ動作あり、又は不十 分ながら食物を口に入れる	<input type="checkbox"/> 不十分ながらも自分でス プーンで食べる
3 排泄機能	<input type="checkbox"/> 排尿、排便時に体動等全 く認められず	<input type="checkbox"/> 排尿、排便時、多少の体 動等あり	<input type="checkbox"/> 失禁はあるが、イヤな顔 をする。又は体動が多いな どの合図あり	<input type="checkbox"/> 規則的に排便、排尿をさ せることにより、失禁を予 防できる <input type="checkbox"/> 失禁あるも、周囲にわか る(独自の) 数え方をする	<input type="checkbox"/> 夜間を除き、失禁せず教 える
4 認知機能	<input type="checkbox"/> 開眼しても瞬目反射なし	<input type="checkbox"/> 開眼し瞬目反射あり <input type="checkbox"/> 追視せず、焦点が定まら ない	<input type="checkbox"/> 声をかけた方を直視する <input type="checkbox"/> 移動するものを追視す る、テレビを凝視するが、 内容を理解していないと思 われる	<input type="checkbox"/> 近親者を判別し、表情の 変化がある <input type="checkbox"/> 口に入った給などを見て 表情が変わる	<input type="checkbox"/> 簡単な文字を読む <input type="checkbox"/> 数字がわかる <input type="checkbox"/> テレビを見てその内容に 反応し、笑う
5 発声発語機能	<input type="checkbox"/> 発声、発語全くなし <input type="checkbox"/> 気切の場合でも口の動き もない	<input type="checkbox"/> 発声（うめき声）等ある が発語なし <input type="checkbox"/> 気切の場合、何らかの口 の動きあり	<input type="checkbox"/> 何らかの発語があるが全く 意味不明 <input type="checkbox"/> 呼名に、ときに不明瞭な 返事がある <input type="checkbox"/> 気切の場合、呼名に対す る口に動きあり	<input type="checkbox"/> ときに意味のある発語あり <input type="checkbox"/> 呼名に返事あり <input type="checkbox"/> 気切の場合、検査の口真 似をする	<input type="checkbox"/> 簡単な問いかけに言葉で 応じることが出来る <input type="checkbox"/> 気切の場合、口の動きが 問いかけの内容に合っている
6 口頭命令の理解	<input type="checkbox"/> 呼びかけ(命令) に対する 応答全くなし	<input type="checkbox"/> 呼びかけに対し、体動、 目の動きなどの何らかの反 応あり	<input type="checkbox"/> 呼びかけにときに応じる こともあるが、意思疎通は 図れない	<input type="checkbox"/> 簡単な呼びかけに、とき に応じ、ときに意思疎通が 図れる	<input type="checkbox"/> 呼びかけに対し、常に迅 速で正確な反応が得られる

脱却までの推移



ナスバスコア改善状況 (重症度別)

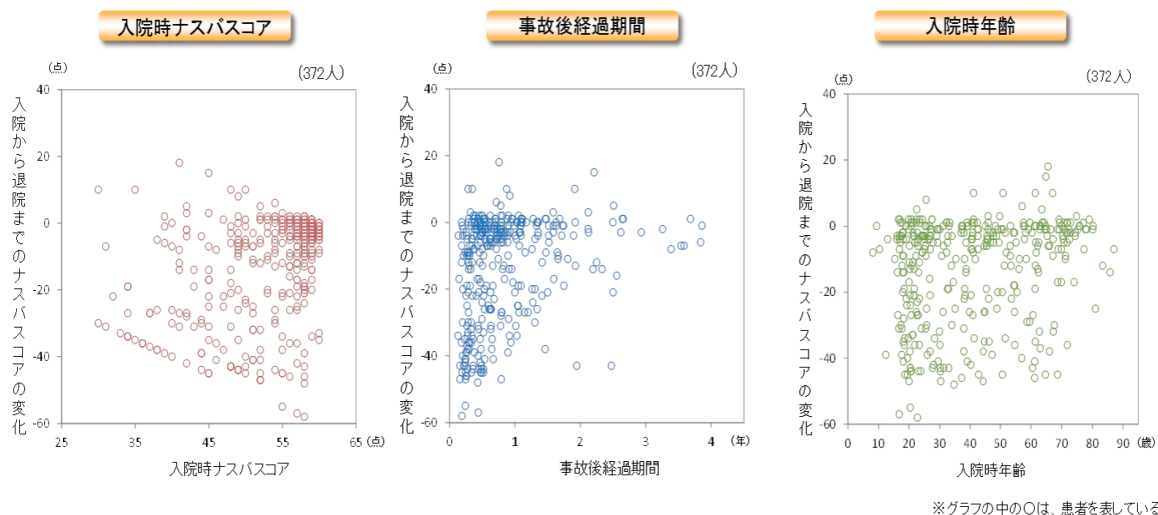
入院時スコア別のスコア平均の変化 (入院から退院まで)



※いずれも、対象者は泉大津市立病院(平成25年1月に委託病床を開設)を除く6療護施設の入院患者である。

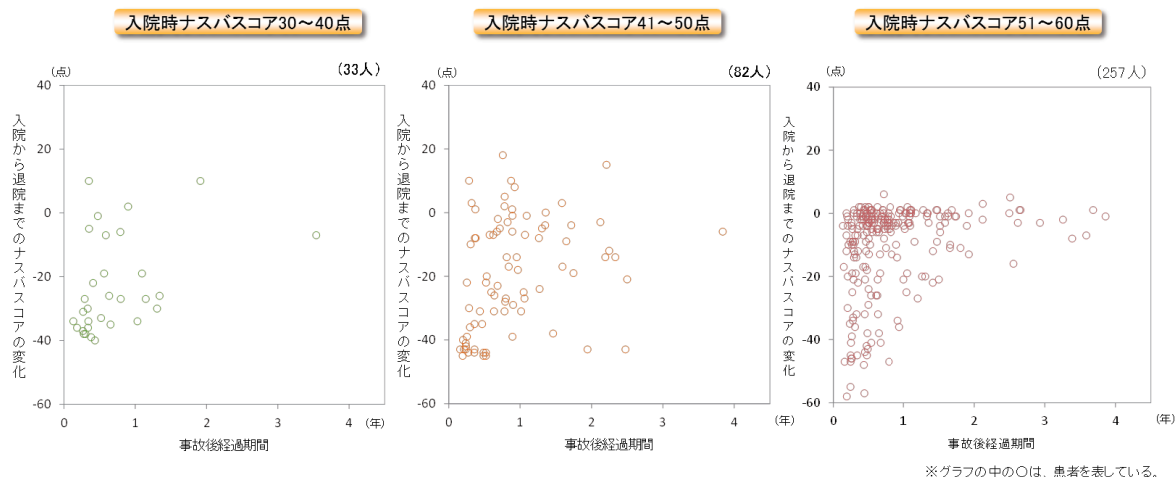
○スコアの変化と各種要因との関連（平成22年6月1日から平成27年5月31日までの5年間に退院した患者）

患者の分布を検討すると、「入院時ナスバスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時年齢が若いほど改善が良好」であることが示されている。



○スコアの変化と事故後経過期間との関連（平成22年6月1日から平成27年5月31日までの5年間に退院した患者）

患者の分布を検討すると、「いずれのグループにおいても、事故後経過期間が短い場合には改善が良い」「入院時ナスバスコアが高くても、事故後経過期間が短い場合には改善している患者がいること」などが示されている。



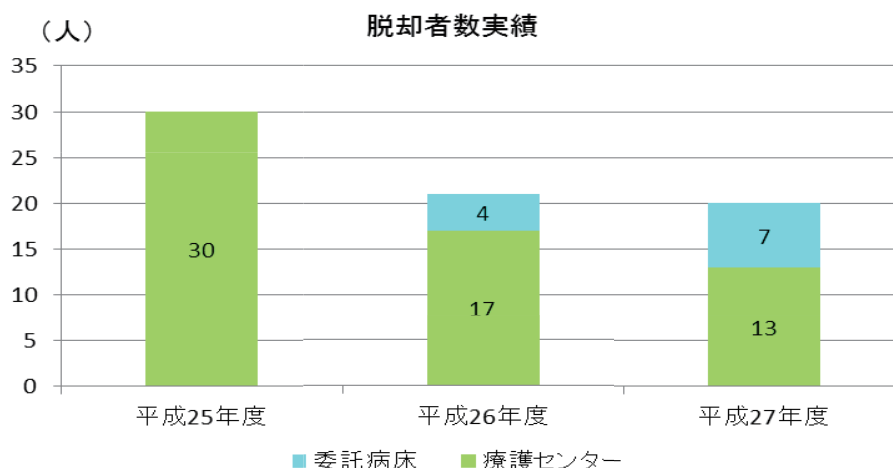
3) 老朽化してきた療護センターの施設について、計画的な修繕を行うため中長期修繕計画の策定を行うこととし、平成27年度については、千葉療護センター及び岡山療護センターの計画を策定した。

4) 療護施設機能一部委託病床では、6月に第1回療護センター長等会議及び事務担当者会議、7月及び平成28年1月にメディカルソーシャルワーカー担当者連絡会議、10月に看護部長等連絡会議及びリハビリ担当者連絡会議、12月に第2回療護センター長等会議及び事務担当者会議に病院長、担当者等が出席し、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなど

により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施した。

5) 関東西部地区については、湘南東部総合病院（神奈川県茅ヶ崎市）に委託先を決定し、平成28年5月から開設した。

6) 療護施設においては、上記1)、2)及び4)により治療効果を高めた結果、平成27年度における脱却者数については、年度計画数を1人超える20人となった。



7) 療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成26年度から7か所の療護施設において療護施設看護の一環として、全部又は一部を実施してきた療護看護プログラム（新看護プログラム）について、日本ヒューマン・ナースング研究会及び日本脳神経看護研究学会の行う、「意識障害・寝たきり（廃用症候群）患者の生活行動回復看護（NICD）研修」に、各療護施設から派遣することにより、技術向上を図るとともに、療護看護プログラムの教育用マニュアルの策定を行った。

8) 東北療護センターでは、患者家族の強い希望により試験的にロボットスーツ HAL を一台導入（平成23年6月1日）し、リハビリで活用している。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナースング、高度先進医療機器等による、質の高い治療・看護を実施する。
- 「施設及び設備に関する計画」に基づき、高度先進医療機器等の整備を行うとともに、大学等研究機関及び他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術、看護技術等の開発・向上を図る。
- 療護施設機能一部委託病床においては、療護センター長等会議、看護部長会議等の療護施設間連絡会議を通じ、運営方針、治療技術等の各種情報を共有するなどにより、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。
- 関東西部地区における新たな委託病床については、患者受入を速やかに開始して適切な治療・看護を実施する。

また、地理的要因や既存病床の利用状況等を踏まえて、その後の委託病床の立地等のあり方について検討を行う。

- 療護施設においては、上記により治療効果を高め、平成28年度中の遷延性意識障害からの脱却者数を19人以上とする。また、「遷延性意識障害度評価表」を用いた治療改善度を公表する。
- 東北療護センター及び中部療護センターについて、中長期修繕計画の策定を行う。
- 療護施設看護の一環として、療護看護プログラム（新看護プログラム）の全部又は一部を実施するとともに、引き続き技術向上を図る。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標

- ③ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対する療護施設（療護センター及び委託病床）の周知を徹底する。
- ④ 療護センターで得られた知見・成果について、研究成果の公表、部外の医師及び看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。

中期計画

- ⑤ 病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設（療護センター及び委託病床）の確実かつ効果的な周知を行います。
- ⑥ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、部外の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。また、療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー^(注7)等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の周知を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。

(注7)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

年度計画

- ⑥ 療護施設と主管支所及び支所との連携による病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行います。
- ⑦ 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用してもらう観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、短期入院協力病院・入所施設を始めとする部外施設の看護師等の研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。

また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行います。

- ⑧ 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー^(注8)、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行います。

また、患者の在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の情報提供を積極的に行います。

(注8)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 公平な治療機会を確保するため、病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対し療護施設の確実かつ効果的な周知を行うこととした。
また、被害者と直接の接点を持つ損害保険会社の支払い担当部署に対し、協力依頼の働き

かけを行うこととした。

- 2) 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うこととした。
- 3) 療護センターの治療・看護技術を普及し、短期入院協力病院の利用を促進するため、看護師等に対する研修を実施することとした。
- 4) 連携大学院において、受入れ大学院生に対する研究指導等を行い、療護センターにおける治療・研究を更に推進するとともに知見等の普及促進を図ることとした。
- 5) 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーや看護師等による、転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行うこととした。

当該年度における取組み

- 1) 各療護施設の事務職員及びメディカルソーシャルワーカーが、病院等の関係機関に対して、訪問又は電話により療護施設の周知を行った。特に、空床のある東北療護センターでは、主管支所・支所と連携して県内外の救急救命センター、救急科専門医指定病院、リハビリテーション病院等の主な病院を訪問し、入院促進のための積極的な広報活動を行った。
また、被害者家族団体の総会及び学習会等に参加し、療護施設の周知を行った。
さらに、主管支所・支所では、救命救急センター等の病院への訪問並びに被害者家族団体の総会及び学習会への出席により、療護施設の周知を行うとともに、損害保険会社の支払い担当部署に対し、被害者への周知について協力依頼を行った。
- 2) 7月24・25日に静岡県浜松市で開催された第24回日本意識障害学会で、医療、看護、リハビリテーションの各分野に亘り、25件の学会発表を行った。（本部1件、千葉療護センター3件、東北療護センター4件、岡山療護センター3件及び中部療護センター14件（うち2件は連携大学院との共同研究））
また、10月14～16日に北海道札幌市で開催された日本脳神経外科学会第74回学術総会で、6件（千葉療護センター1件、中部療護センター5件）の学会発表を行った。
以上により、31件の学会発表を行った。

療護センター別、分野別の学会発表件数

(単位:件)

		NASVA 本部	千葉療護 センター	東北療護 センター	岡山療護 センター	中部療護 センター	合計
日本意識 障害学会	医師		1		1	4	6
	看護師		1	2	1	4	8
	検査技師				1	1	2
	療法士		1	1		3	5
	その他	1		1		2	4
	計	1	3	4	3	14	25
日本脳神経 外科学会	医師		1			5	6
	その他						0
	計	0	1	0	0	5	6
合計	医師		2		1	9	12
	看護師		1	2	1	4	8
	検査技師				1	1	2
	療法士		1	1		3	5
	その他	1		1		2	4
	計	1	4	4	3	19	31

※その他は、本部職員、鍼灸師及び栄養士。

3) 短期入院協力病院の看護師等への研修として、千葉療護センターにおいて7病院2施設17人、東北療護センターにおいて6病院11人、岡山療護センターにおいて9病院1施設16人、中部療護センターにおいて2病院2施設6人、合計24病院5施設50人に対する実務研修を実施した。

短期入院協力病院及び短期入所協力施設に対する実務研修プログラム

項目	内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> 短期入院の流れ、入退院の方法 1日の患者プログラム 看護計画、看護記録の作成方法 看護情報の収集と活用
療護センターの看護ケアの実習等	<ul style="list-style-type: none"> 口腔ケア、清潔ケアの仕方 食事、排泄、体位変換の仕方、検温等 介護器具、補助具等の使い方 入浴の仕方
家族への対応等	<ul style="list-style-type: none"> 在宅介護者へのアドバイス 負担の軽減方法、医療者との連携など 家族のニーズの把握

4) 中部療護センターに開設した「連携大学院」については、平成21年度1人、22年度1人、23年度1人、24年度2人、26年度1人の合計6人が入学し、27年度までに1人が修了。27年7月に開催された第24回日本意識障害学会の場において、研究成果の発表を行った。

※ 「連携大学院」とは大学院教育の実施にあたり、学外における高度な研究水準をもつ国立試験研究所や民間等の研究所の施設・設備や人的資源を活用して大学院教育を行う教育研究方法の一つ。中部療護センターに開設した連携大学院は、「国立大学法人岐阜大学」、中部療護センターの運営委託先である「社会医療法人厚生会」及び「NASVA」の3者の連携によるもので、①脳神経科学分野及びその関連領域を専門とする医師及び医療従事者を育成、②重度脳神経障害者への診療技術の開発、病態解析と治療の開発を推進、③連携機関が持つ臨床データを活用して、大学院医学系研究科の研究内容の充実を図り、高度医療専門職業人の養成を推進、④療護センターの治療・研究の更なる推進及び知見等の普及促進等を目的とするものである。

5) 在宅介護者等にする支援を進めるため、療護施設において、メディカルソーシャルワーカーが対前年度比7.3%増の10,692件の相談や問い合わせに対応し、転院先情報の提供、在宅介護に向けた援助等を積極的に行った。また、療護施設での看護方法や患者家族が在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した前年度作成のDVD「療護施設での看護と在宅介護に向けて」を引き続きホームページにおいても閲覧可能としているほか、機関誌「ほほえみ」に、東北療護センター及び中部療護センターの紹介記事を掲載（平成27年夏号及び秋号）した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 療護施設と主管支所及び支所との連携による病院等の関係機関への積極的な働きかけ等を通じ、自動車事故被害者及びその家族等に対して療護施設の確実かつ効果的な周知を行う。
- 療護センターで得られた知見・成果を他の医療機関等において最大限活用する観点から、日本脳神経外科学会及び日本意識障害学会において研究発表を年間31件以上行うほか、短期入院協力病院を始めとする部外施設の看護師等へ研修を行うなど、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行う。
また、中部療護センターにおける岐阜大学との連携大学院において、研究指導等を行うとともに、その研究成果について学会発表等を行う。

- 在宅介護者等に対する支援を進めるため、療護施設において、主管支所及び支所と連携し、メディカルソーシャルワーカー、看護師等による転院先情報の提供や在宅介護に向けた援助を積極的に行うとともに、在宅移行後においては、療護センターの看護師等が持つケア知識、ノウハウ等の周知を積極的に行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(3) 介護料の支給等

中期目標

- ① 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることにより、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。
- ② 国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者が、メディカルチェックを受けるため、また、その家族の負担を軽減するため、安心して短期的に病院や福祉施設を利用するための支援措置を検討し、実施する。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。また、機構は把握したニーズに即した支援の充実を図る。

中期計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を実施することにより、効果的な被害者救済を図ります。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、重度後遺障害者宅への訪問支援を充実・強化します。
なお、毎年度の訪問支援実施割合について、中期目標期間の最終年度までに、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とします。このため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を含め、質の向上を図るために担当職員の研修を実施します。
- ② 国と連携しつつ、重度後遺障害者及びその家族が安心して短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等へ短期入院することや福祉施設等へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実施します。特に協力病院への短期入院の利用促進を図るためには、協力病院が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院が提供するサービスの内容を調査し、利用者への確に情報提供します。
- ③ 重度後遺障害者及びその家族等の交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。また、交流会等により得られた重度後遺障害者及びその家族等の在宅介護に関する知識・技術等のニーズに即した支援を検討し実施します。
- ④ 以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する5段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

- ① 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行います。
また、「交通政策基本計画」（平成27年2月13日閣議決定）における自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討するという趣旨を踏まえ、介護料受給者並びにその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を55%以上とします。
併せて、訪問支援結果を整理分析して本部並びに必要な主管支所及び支所で共有し、訪問支援の効果的な推進に努めるとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図ります。
- ② 介護料受給者の短期入院協力病院（以下「協力病院」という。）等への短期入院及び短期入所協力施設（以下「協力施設」という。）等への短期入所に係る費用の助成を積極的に行います。
また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院、協力施設、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所費用助成制度の利用の促進と円滑な運用を図ります。
さらに、協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への訪問、協力病院等での

交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で受給者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組を行うとともに、利用前から利用後までの協力病院・施設及び受給者等へのフォローアップを実施します。

加えて、上記活動を通し、協力病院・施設の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な推進に努めます。

- ③ 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施します。

また、協力病院等の施設情報を提供する他、災害時の緊急連絡先の把握及び安否確認の実施、防災情報の提供等ニーズに即した支援の充実に努めます。

加えて、上記活動を通し、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進めます。

- ④ 以上の施策を強力に推進するため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護業務に専念させます。

また、事故対策事業推進員の配置を見直し、訪問支援を担当する事故対策事業推進員の大規模支所等への配置を進めます。

併せて、支援の質を向上させるため、幅広い職員を対象に、被害者援護業務のスキルをアップするための研修を実施します。

- ⑤ 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（平成27年度）を、4.0以上とします。

年度計画における目標値設定の考え方

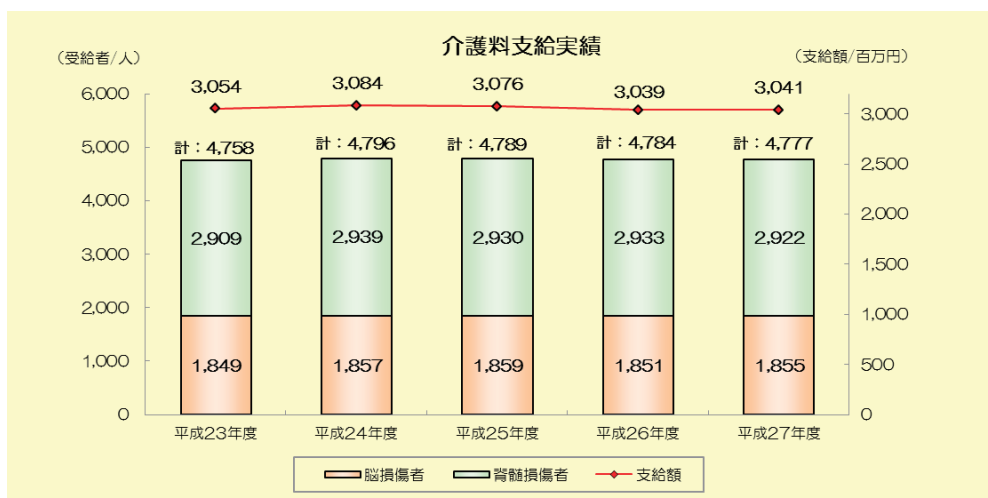
- 1) 重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じた介護料の支給を行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。また、平成27年2月13日に閣議決定された交通政策基本計画における「自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する」という趣旨を踏まえ、介護料受給者並びにその家族に対する訪問支援を充実・強化することとした。
- 2) 受給者等に対して行う訪問支援を、各主管支所・支所において計画的に実施することにより、受給者等の状況及び要望を把握するとともに、訪問支援結果の整理分析及び共有並びに療護施設や被害者団体等との連携を通じて、効果的な訪問支援の推進及び支援内容の充実を図ることとした。
- 3) 重度後遺障害者の協力病院等への短期入院及び協力施設等への短期入所に係る助成を積極的に行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 4) 国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で実施し、短期入院・入所助成制度の利用促進と円滑な運用を図ることとした。さらに、協力病院等での交流会の開催等を通じて、担当窓口や利用者との連絡を取り、受入環境を把握した上で受給者等に情報提供し、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組を行うとともに、利用前から利用後までの協力病院等及び受給者等へのフォローアップを行うこととした。加えて、これらの活動を通して、協力病院等の実情や受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な利用促進に努めることとした。

- 5) 交流会の開催や機関誌の活用等により、受給者等同士がお互いに情報交換できる場を提供するとともに、療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体との連携を図ることにより、協力病院等の施設情報や防災情報等を提供したり、災害時の安否確認を実施するなど、ニーズに即した支援の充実に努めることとした。また、受給者等のニーズを的確に把握するため、主管支所・支所単位で関係被害者団体等との交流を進めることとした。
- 6) 訪問支援を実施する職員の資質向上のため、被害者援護業務に関する知識等を習得させる研修を実施することとした。また、療護施設の看護師及びメディカルソーシャルワーカー等の協力を得て、介護実技を含む長期間の専門研修を実施することにより、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護業務に専念させることとした。さらに、事故対策事業推進員の配置の見直しにより、大規模支所等への配置を進めることとした。
- 7) 受給者等に対する5段階評価の調査を行い、介護支援効果に関する評価度について4.0以上を目標とした。

当該年度における取組み

1) 介護料の支給

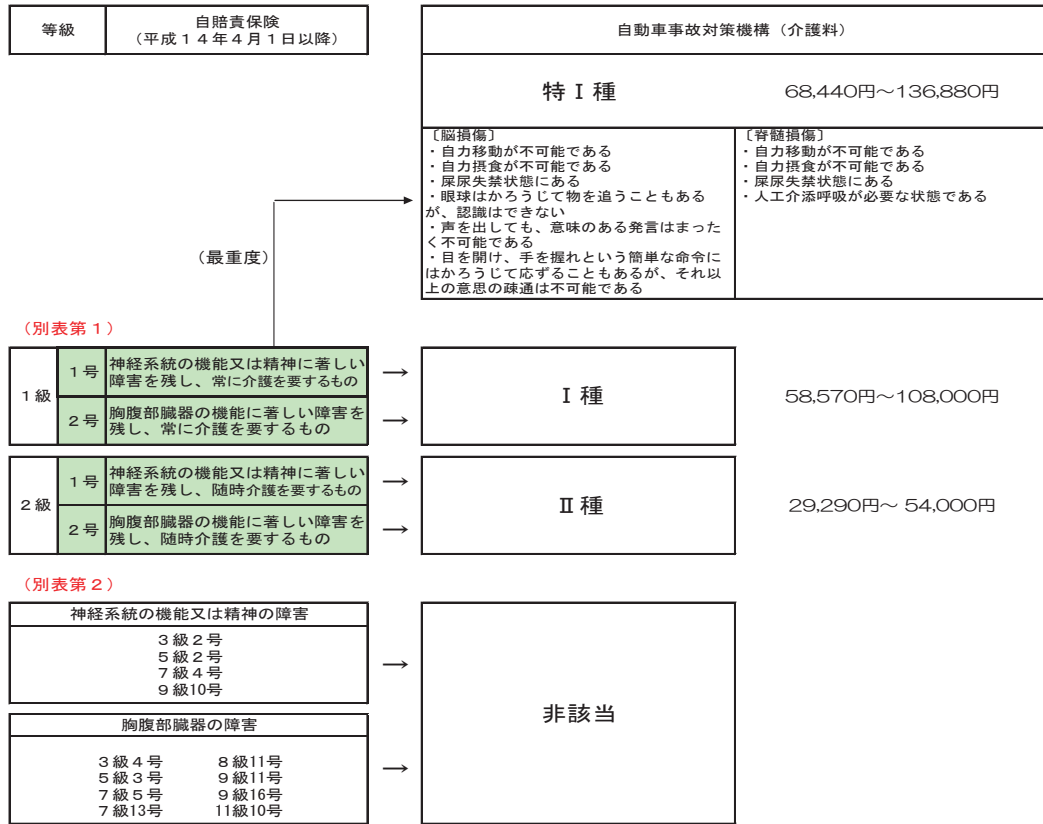
障害の程度、介護の状況等に応じ4,777人に対し、介護料30億4,094万円を支給した。なお、受給者等のニーズを踏まえ、平成27年6月の支給分から支給対象品目等の拡大を図った。



介護料支給制度

介護の程度		障害の程度	支給額等
最重度	特I種	I種のうち「最重度」と認められた者	68,440円～136,880円/月
常時要介護	I種	自賠法施行令別表第1の等級が第1級1号・2号	58,570円～108,000円/月
随時要介護	II種	自賠法施行令別表第1の等級が第2級1号・2号	29,290円～54,000円/月

自賠償保険とNASVA介護料との関連について



注) 緑色部分は介護料支給対象となる後遺障害を表している。

2) 訪問支援の充実・強化

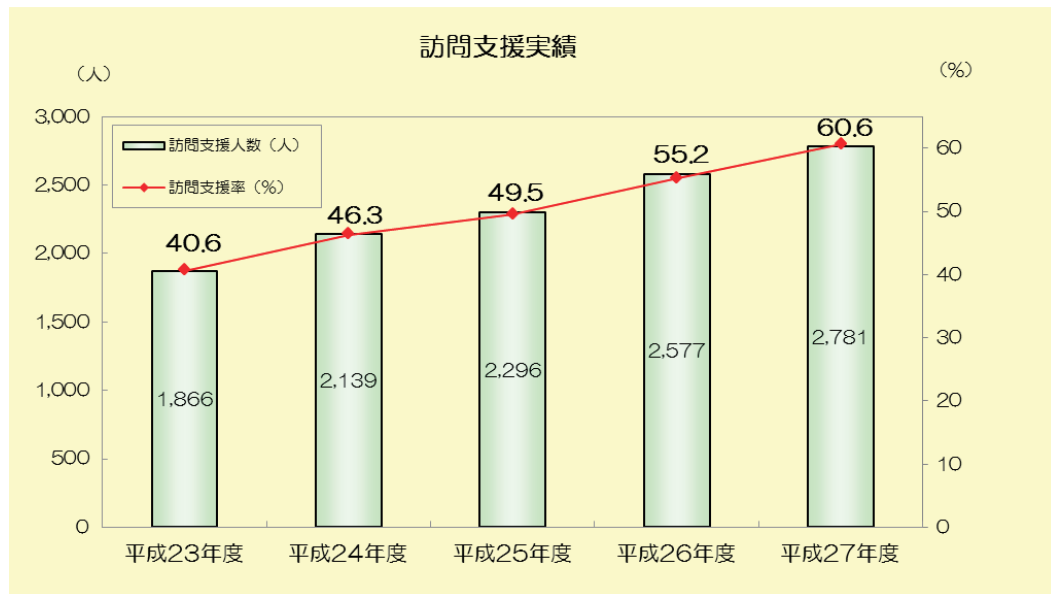
受給者の自宅等を訪問し、介護に関する相談・要望を的確に把握するとともに、協力病院等が提供できるサービス内容や患者等の受入環境（個室の有無、看護体制等）等の情報提供を行う訪問支援の充実・強化を図った。

具体的には、平成26年10月から実施している「被害者援護促進の日」（毎週木曜日）を有効活用したほか、平成27年度から稼働した訪問支援システムを利用して訪問支援結果の整理分析や情報共有等を効率的に実施するなど、本部・全支所において被害者援護業務の実施体制を強化したこと等により、前年度末介護料受給資格者4,588人に対する訪問支援の実施割合は、年度計画の55%を大幅に上回り、60.6%（2,781人）となった。

また、訪問支援結果については、療護施設、協力病院等や被害者団体等との意見交換等の場においても活用し、より効果的な訪問支援の推進を図った。

〔訪問後の受給者等の感想〕

- ・知らなかったことや新しい情報を聞くことができた。
- ・将来の不安などを相談するところがあって良かった。
- ・介護料の請求の手続きなども親切丁寧に教えていただき助かった。



3) 被害者援護業務の一層の周知のための取組

①日本損害保険協会を通じた周知活動

日本損害保険協会に対し、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務の周知依頼をトップセールスにより実施した。

その結果、同協会が実施する医療研修「重度後遺障害専門医療コース」の講義の中で、介護料制度を中心とした被害者援護業務について取り上げられ、今後も継続的に実施することとしている。

②日本福祉用具供給協会を通じた周知活動

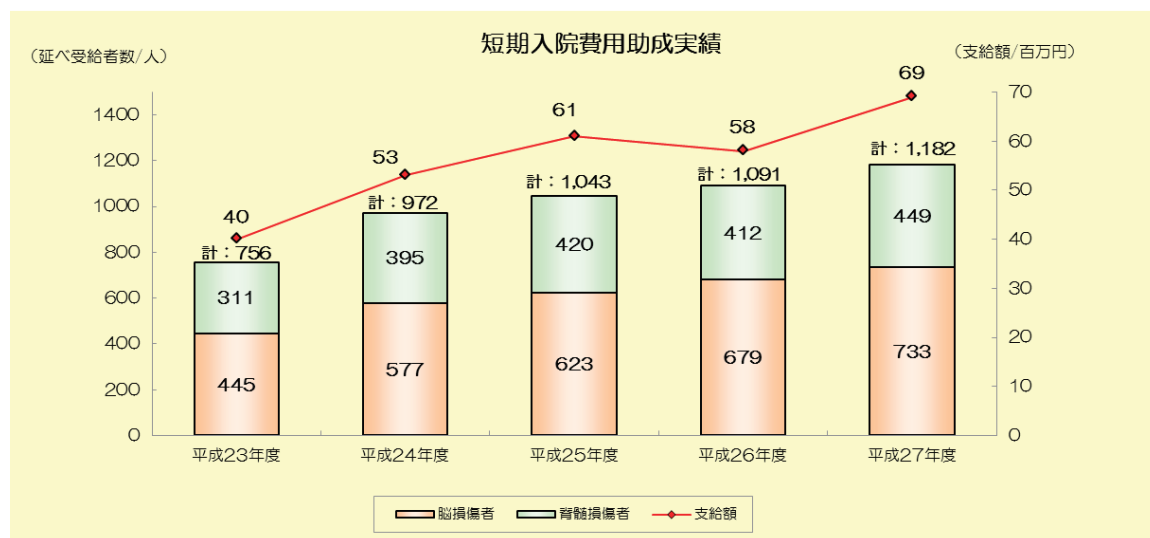
介護ベッドや介護用イス等福祉用具の販売、レンタルを行う事業者の唯一の全国団体である一般社団法人日本福祉用具供給協会の協力により、平成27年10月7日から9日の間に東京で開催された国際福祉機器展における同協会のブース内に、介護料制度を中心としたNASVAの被害者援護業務のパンフレットを設置した。

③警察庁を通じた広報・協力依頼

交通事故の被害者と最初に接する機会が多い警察官に対して、NASVAの被害者援護業務について理解と協力を求めることが効果的な制度の周知・広報につながることから、警察庁を通じて各都道府県警察に対して、NASVAの被害者援護業務についての周知・広報についての協力依頼を実施した。

4) 短期入院・入所費用に係る助成

受給者及び介護者のニーズの高い短期入院・入所を促進するため、対前年度91人増の1,182人に対して、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額として約6,852万円の費用を助成した。



5) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進

協力病院等への短期入院等の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA本部・支所及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所で開催し、情報の共有と事例の検討による利用促進に向けた協議を行った。

また、全国の協力病院等への訪問や協力病院等での交流会の開催等を通じて、患者等の受入条件や受入環境（個室の有無、看護体制等）等を把握した上で、訪問支援、交流会、意見交換会等の際に受給者等に案内し、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取組を行うとともに、受給者等と協力病院等に対する利用前の相談対応や利用後のフォローアップを実施することで、協力病院等の利用促進を図った。

さらに、有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係る意見交換会により、受給者等のニーズを踏まえた協力病院等の利用促進、必要な人に必要な情報が行き届く効果的な制度の周知方法等についての検討を行った。

【意見交換会での主な報告・意見等】

（協力病院等からの報告）

- ・ 2回目以降の利用の時は、できるだけ最初の担当者が受け持つようにして、安心して利用できる環境づくりを心掛けている。
- ・ 利用者のニーズ・要望を聞いた上で、病院でできることとできないことをきちんと説明することが大事である。

（協力病院等からの意見等）

- ・ 定期的な利用の方が多いと慣れになってしまっていた反省点がある。ナスバとのかかわりのなかで利用者の声を聴く機会を積極的にもっていきたい。

（被害者団体からの意見等）

- ・ 短期入院・入所制度は利用者にとって大変ありがたい。
- ・ 利用者及びその家族からの要望は色々あると思うが、ナスバも含めて事前によく調整を図ることで利用促進につなげてもらいたい。



〔意見交換会の様子〕

6) 受給者等の交流会の開催等

同じ境遇にある各家庭の受給者等の交流の場を設けて、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を、全国50支所で延べ58回開催した。

また、療護施設、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て、講習会・勉強会等を交流会と同時に開催したり、機関誌「ほほえみ」の活用等により、受給者等の活動をご紹介したり、療護施設、協力病院等の施設情報や防災情報等に関する情報提供を行うとともに、訪問支援を通じて受給者等の災害時の安否確認のために、緊急連絡先の把握を行うなど、ニーズに即した支援の充実を図った。

【安否確認の実施】

- ・「平成27年9月関東・東北豪雨」に関し、茨城県、栃木県及び宮城県の受給者に対して安否確認を実施した。



〔交流会の様子〕

7) コーディネーター候補者及び被害者援護担当者等への研修の実施

被害者援護担当職員の資質向上のため、脳損傷・脊髄損傷の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等を実施した。また、被害者援護業務に係る専門的かつ高度な業務を専従的に行うコーディネーターを養成するため、前記の講義のほか、在宅介護をより深く理解した上

で訪問支援を実施するため、更に療護センターの協力を得て2週間にわたり、遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、看護物品等の知識の習得等の実技研修を実施した。

- 援護担当者研修（於東京主管支所）：平成27年6月30日～7月2日 計21人
- コーディネーター養成研修（於本部・千葉療護）：平成27年7月16日～7月31日
座学11人、実技6人



〔コーディネーター研修の様子〕

コーディネーターの配置については、平成23年度から24年度にかけて全国9主管支所に配置するとともに、25～26年度にかけて東京・名古屋・大阪の各主管支所に1名ずつ増員し、体制強化を図った。（コーディネーターは、研修で培った専門的な知見を発揮することで、受給者に適したアドバイスや問い合わせへの対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となって介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役として、訪問支援率及び訪問支援への満足度の向上にも貢献している。）

また、千葉及び茨城支所に介護料業務を行う事故対策事業推進員を配置した。

8) 介護支援効果に関する評価度

介護料受給者の家族に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.0を上回る4.45の評価を得た。

アンケート調査では以下の項目について調査し、全ての項目において4.4を上回った。なお、在宅介護相談員の電話相談の項目については、特に高い評価が得られ、親切・丁寧でわかりやすい対応であったという声を多く頂いた。

【調査項目】

- 在宅介護相談員の電話相談（4.49）
- 訪問支援を受けたときの対応等（4.43）
- 機関誌「ほほえみ」の紙面（4.46）
- 介護料受給者交流会に参加しての満足度（4.42）

【調査の概要】

- 調査期間：平成28年2月
- 調査対象：平成27年12月末現在の介護料受給者の家族

- ・調査数：4,677世帯
- ・回収数：2,583件（回収率：55.2%）

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 重度後遺障害者に対して被害等の状況に応じた介護料の支給を適切に行う。
また、交通政策基本計画（平成27年2月13日閣議決定）における「自動車事故被害者等からの要望把握に係る体制の整備等を通じ、より効果的な被害者支援の充実方策について検討する」という趣旨を踏まえ、介護料受給者及びその家族（以下「受給者等」という。）への相談対応や情報提供を目的とする訪問支援を充実・強化し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合を60%以上とする。
併せて、訪問支援の際に必要な情報を効率的に提供するための情報端末の活用や訪問支援結果の整理分析・共有を通じて訪問支援の効果的な推進に努めるとともに、療護施設、被害者団体等と連携し、介護不安の低減などの支援内容の充実を図る。
- 介護料受給者の短期入院協力病院及び短期入所協力施設（以下「協力病院等」という。）等への短期入所・入所に係る費用の助成を積極的に行う。
また、各主管支所の主催により、国土交通省、協力病院等、療護施設及び支所関係者並びに被害者団体代表者が参加する意見交換会を開催し、短期入院協力病院・短期入所協力施設制度及び短期入院・入所に係る助成制度の利用促進と円滑運用を図る。
さらに、協力病院等への訪問、協力病院等での交流会の開催、短期入院・入所に際しての担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で、受給者等に情報提供を行うとともに、受給者等からの要望を協力病院等に伝えるなど、受給者等と協力病院等との間を「つなぐ」取組及び利用前から利用後までのフォローアップを実施する。
加えて、上記活動を通じ、協力病院等の実情や、受給者等のニーズ等を整理分析し、短期入院・入所の効果的な利用促進に努める。
- 療護施設、協力病院等、関係自治体及び被害者団体と連携を密にして交流会への協力を求め、受給者等が参加する交流会を開催するとともに、機関誌の活用等により、情報交換や交流を通じた受給者等の支援を実施する。
また、協力病院等の施設情報を提供する他、災害時の緊急連絡先の把握、安否確認の実施及び防災情報の提供等ニーズに即した支援の充実に努める。
加えて、上記活動を通じ、引き続き主管支所及び支所単位での、関係被害者団体等との交流を進める。
- 以上の施策を強力に推進するため、コーディネーター（被害者支援専門員）の養成を更に進めるとともに、被害者援護業務に専念させる。
また、事故対策事業推進員の配置を見直し、訪問支援を担当する事故対策事業推進員の大規模支所等への配置を進める。
併せて、支援の質を向上させるため、幅広い職員を対象に、被害者援護業務のスキルをアップするための研修を実施する。
- 以上の施策を実施することにより、介護負担の軽減や介護不安の低減などを図り、受給者等に対する介護支援効果に関する5段階評価の調査における評価度（平成28年度）を4.0以上とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(4) 交通遺児等への生活資金の貸付

中期目標

交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、精神的支援を効果的に実施する。

中期計画

- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。
また、交通遺児家族等同士の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

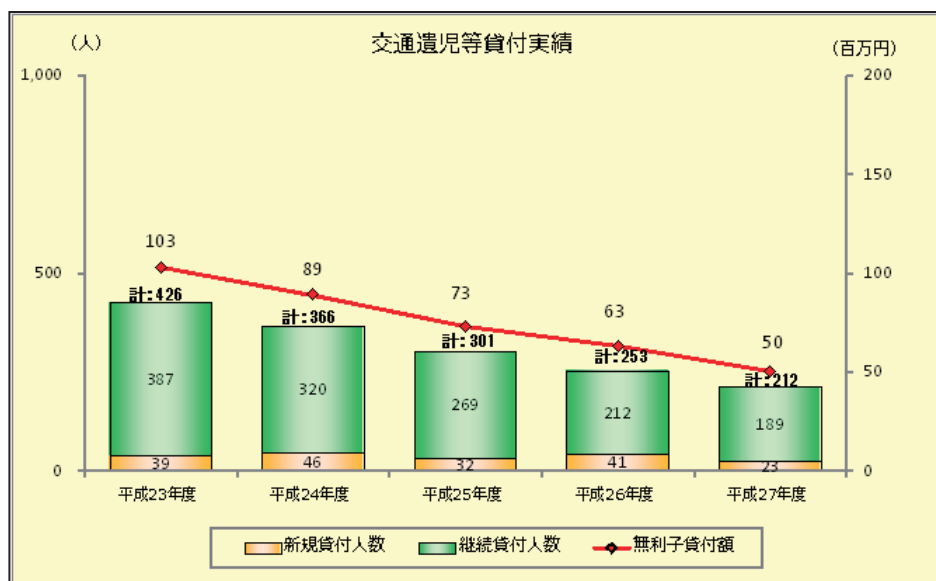
- ① 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行います。
また、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化します。
- ② ①の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度（平成27年度）について、4.0以上とします。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 経済的支援を目的とした無利子貸付けを行うことにより、効果的な被害者救済を図ることとした。
- 2) 交通遺児家族等同士の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化することとした。
- 3) 上記の施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、4.0以上を目標とした。

当該年度における取組み

- 1) 交通遺児等212人に対し、50百万円の無利子貸付けを行った。
うち、新規貸付については、対前年度18人減の23人に対し行った。



2) 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施するとともに、主に貸付対象者に限っていた「友の会」の加入要件を見直し、交通遺児であれば誰でも「友の会」に参加できるように規程改正を行った。

「友の会の集い」

- 被害者家族同士の交流の場として「友の会の集い」を実施し、全50支所において、722人が参加した。

そのうち38支所においては、被害者家族の一層のコミュニケーションを図ることを目的として、1泊2日の行程で実施し、好評を得た。

さらに、保護者同士で育児や生活など共通の話題を持ち寄って意見交換を行う場として「保護者交流会」を友の会の集い開催時を含め、延べ121回実施した。

「友の会だより」

- 機関誌を年4回発行し、全国の友の会活動の様子や会員の励みに繋がる記事及び他の機関が実施する支援制度など有益な情報を掲載し友の会会員へ配布した。



「友の会コンテスト」

- 交通遺児等による創作活動を通じた健全育成を目的に毎年実施している「友の会コンテスト」について、平成27年度は「絵画コンテスト」を実施し、多くの応募作品の中から75作品が各賞を受賞し、本部及び各主管支所、支所において表彰式を開催した。

「企業等による支援」

- 企業・団体に対し支援を要請した結果、友の会会員357人が企業等主催のイベント等に招待された。

〔NASVA 主催による各種行事〕



【友の会の集い】



【保護者交流会】



(平成27年度 友の会絵画コンテスト：【最優秀賞作品】『友』)
〔各企業等の協力を得て実施した各種行事〕



【コスモ石油(株)主催の「わくわく探検隊」】



【(公社)日本プロサッカーリーグ主催の「ゼロックスカップ」(サッカー)】



【マツダ(株)主催の「マツダオールスターゲーム」(プロ野球)】

3) 交通遺児等に対する精神的支援に関する評価度

交通遺児友の会会員に対するアンケート調査（5段階評価）の結果、目標値の4.0を上回る4.66の評価を得た。

アンケート調査では以下の項目について調査し、全ての項目において4.0を上回った。

【調査項目】

- 友の会だより（会報）に掲載の記事・情報（4.47）
- 友の会コンテスト（写真）の全体的な満足度（4.68）
- 友の会の集い（旅行会）の全体的な満足度（4.69）
- 保護者交流会の全体的な満足度（4.71）
- 被害者援護員の相談対応、受付時間、相談方法等（4.76）

【調査の概要】

- 調査期間：平成28年2月
- 調査対象：交通遺児友の会会員世帯（1,000世帯）
- 回収数：369通（回収率：36.9%）

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児家族等相互の交流を促進するため、友の会の集いや交流会の効果的な実施を図るなど、交通遺児等の健全な育成を図る精神的支援を強化する。
- 上記施策を実施することにより、被害者に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、4.0以上とする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(5) 自動車事故被害者等への情報提供・相談対応

中期目標

自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。

中期計画

自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。

さらに、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信します。

年度計画

- ① 情報案内サービス（交通事故被害者ホットライン）を実施し、自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度を提供するとともに、他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院・被害者団体等に関する総合的な情報提供を行うとともに、情報案内サービスの周知に努めます。
また、的確な情報提供を行うため、情報案内サービスに従事する者への研修等を行います。
- ② 家庭相談員について、交通遺児等に対する相談業務のほか訪問支援業務を追加し、受給者等への相談対応の強化を図ります。
- ③ 本部及び主管支所の在宅介護相談窓口において、受給者等への相談支援を実施するとともに、関係支所と支援の結果の共有や必要に応じて被害者団体と連携することにより、訪問支援と相まって、相談対応及び情報提供の充実を図ります。
- ④ 協力病院等や防災関係など受給者等のニーズに係る情報、被害者援護業務に係る各種情報及び介護者なき後に備えるための情報を、機関誌、ホームページ等を積極的に活用して提供します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 自動車事故被害者に対する情報案内サービス「NASVA交通事故被害者ホットライン（以下「ホットライン」という。）」の利用向上のため、積極的な広報を行うとともに、情報提供機能の水準を高めるため、オペレーターへの適切な研修等を行うこととした。
- 2) 交通遺児等育成支援事業の実施担当者として各支所に置かれている家庭相談員について、訪問支援業務等被害者援護業務全般に関わる被害者援護員へシフトさせ、相談対応等の資質向上のための研修を行うこととした。
- 3) 本部及び主管支所に設置した介護に関する相談窓口において、受給者等に対する相談支援を実施し、当該情報を関係支所と共有することにより、訪問支援と相まって、相談対応及び情報提供の充実を図ることとした。
- 4) 「介護者亡き後に備えるための情報」をホームページ上で提供するとともに、協力病院等の情報、防災関係情報等受給者等のニーズに応える情報及び被害者援護に係る各種情報を、機関誌「ほほえみ」やホームページ等を積極的に活用して発信することとした。

当該年度における取組み

1) ホットライン利用向上のための取組み

○ ホットライン利用向上のため、例年、損害保険会社、都道府県警察、市町村等に対しリーフレットの配布や各支所において周知活動を行っているところであるが、昨年度に引き続き以下の取組みを実施した結果、ホットラインの利用実績は受付件数2,997件、相談窓口紹介件数は5,536件であった。

・ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成の上、以下をはじめとする集客イベントの場で配布した。

- NASVA ガラリー-IN東京
- 交通安全。アクション2015
- 内閣府主催「交通事故で家族を亡くした子どもの支援に関するシンポジウム(福岡)」
- 警察庁等主催「全国犯罪被害者支援フォーラム」

また、ホットラインが実施するアウトバウンド業務※により、救命救急病院、回復期リハビリ病院に対し周知活動を行った。

※コールセンター事業者を利用した周知活動をいう。

ご存知ですか？
ナスバ NASVA の被害者支援
自動車事故でお困りの方へ

独立行政法人自動車事故対策機構 (NASVA: ナスバ) では、**自動車事故の被害にあわれた方々**を支援するため、以下の取組みを進めています。是非ご利用ください。

介護料の支給と訪問支援・交流会
 自動車事故により肢体や視覚などに障害の後遺症を発生された、自立が困難な方々に対し、必要な介護料を支給し、訪問して支援を行うとともに、交流会を実施しています。

脳神経の治療を行う NASVA 前療施設
 自動車事故により脳を損傷し、重症後遺症を発生された方々に対し、必要な治療と看護を行う専門のNASVA前療施設(病院)を、全国7カ所で運営しています。

交通通学等育成委員会の無利子貸付と友の会
 自動車事故で被害者となった児童や若者などに対する育成委員会の無利子貸付制度、友の会を支援し、支援者交流会イベントの「楽しい」、被害者の皆さんの交流会を実施しています。

NASVA 交通事故被害者ホットライン
 ☎0570-000738

※ 詳細を求めましたら、ホームページをご参照のほか、裏面の各支所にお問い合わせてください。
ナスバはあなたに寄り添い、ずっとあなたを支えます。

チラシ (表)

独立行政法人 自動車事故対策機構 (NASVA: ナスバ) の介護料支給資格認定フロー

自動車事故の原因
 ① 自動車運転者(加害者)の過失によるものか
 ② 被害者(被加害者)の過失によるものか
 ③ 第三者の過失によるものか
 ④ その他(自然災害等)によるものか

① ② ③ ④
 はい ① ② ③ ④
 いいえ ① ② ③ ④

① ② ③ ④
 はい ① ② ③ ④
 いいえ ① ② ③ ④

① ② ③ ④
 はい ① ② ③ ④
 いいえ ① ② ③ ④

① ② ③ ④
 はい ① ② ③ ④
 いいえ ① ② ③ ④

介護料を支給できる可能性があります。
 詳しくは、以下の欄等が該当する支所までお問い合わせください。

NASVA (ナスバ) 介護料支給のご案内

●支給額
 ① 介護料(月額) 136,480円
 ② 介護料(月額) 108,000円
 ③ 介護料(月額) 54,000円

●支給対象
 ・NASVA (ナスバ) 介護センター等に入院している方
 ・在宅療養生活(施設に入居していない)の方
 ・介護保険法、児童福祉法その他法令に基づき介護料が支給される方

●支給停止
 ・1年以上入院し、退院が困難な方(長期入院)の方
 ・1年以上入院し、退院が困難な方(長期入院)の方

●お問い合わせ
 ① 介護料の支給額や申請方法などについては、各支所までお問い合わせください。
 ② 介護料の支給額や申請方法などについては、各支所までお問い合わせください。

独立行政法人 自動車事故対策機構
 〒130-0013 東京都中央区本町3-1-1 アロウコート 12F
 TEL 03-5699-7700
 【ホームページ】 <http://www.nasva.go.jp/index.html>

支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所	支所
北海道支所	011-233-5555	青森支所	017-233-5555	岩手支所	019-233-5555	宮城支所	022-233-5555	秋田支所	018-233-5555
山形支所	023-233-5555	福島支所	024-233-5555	茨城支所	029-233-5555	栃木支所	028-233-5555	群馬支所	027-233-5555
新潟支所	025-233-5555	富山支所	076-233-5555	石川支所	077-233-5555	福井支所	077-233-5555	山梨支所	055-233-5555
長野支所	026-233-5555	岐阜支所	057-233-5555	愛知支所	052-233-5555	三重支所	059-233-5555	滋賀支所	057-233-5555
京都支所	075-233-5555	大阪支所	06-233-5555	兵庫支所	079-233-5555	奈良支所	074-233-5555	和歌山支所	073-233-5555
徳島支所	087-233-5555	香川支所	087-233-5555	高松支所	087-233-5555	愛媛支所	089-233-5555	高知支所	098-233-5555
福岡支所	092-233-5555	佐賀支所	095-233-5555	熊本支所	096-233-5555	大分支所	097-233-5555	宮崎支所	098-233-5555
鹿児島支所	099-233-5555	沖縄支所	098-233-5555						

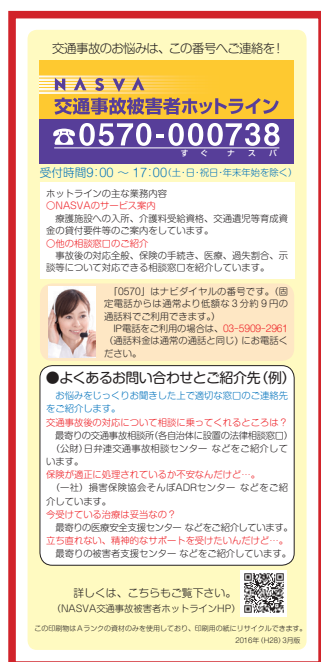
チラシ (裏)

NASVA
交通事故被害者ホットライン
 ☎0570-000738
 土・日・祝日・年末年始を除く 9:00~17:00

※0570はナビダイヤルの番号です(固定電話からは通常より低額な3分約9円の通話料でご利用できます)。
 PHS IP電話からは03-5699-2961(通話料は通常の通話と同じ)にお電話ください。

マグネットシール

- 「被害者援護制度紹介リーフレット」にホットラインのページについて利用例を掲載するなどして、全国に支所を有する体制を活用し、各現場を通じて各関係機関に対し周知を行った。



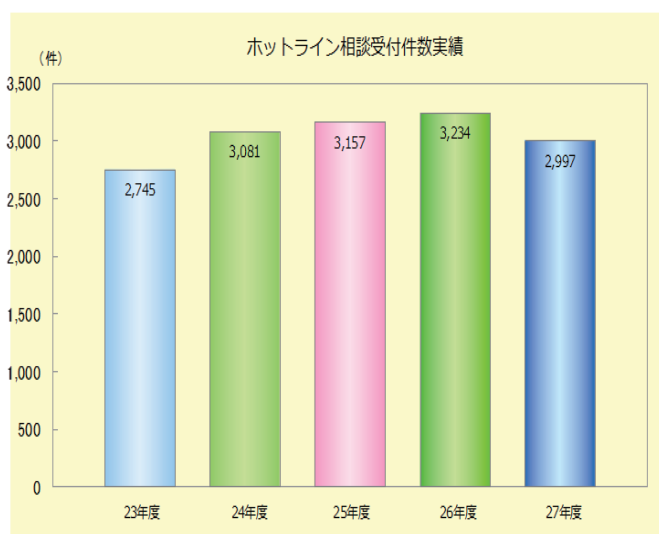
リーフレット ※がホットライン紹介ページ

- 情報案内サービスに従事する者（オペレーター）が的確に情報提供ができるよう、以下の取組みを実施した。
 - ・ホットラインオペレーターに被害者支援センターから講師を招き、被害者家族の心理特性、支援する者の心得などに関する講義を受講させた。
 - ・ホットラインオペレーターに東北療護センターを訪問させ、メディカルソーシャルワーカーの講義を受講させると共に被害者の実情を見学して貰い、加えて東北エリアのナスバの援護担当者との意見交換を行った。

○ ホットラインの利用実績

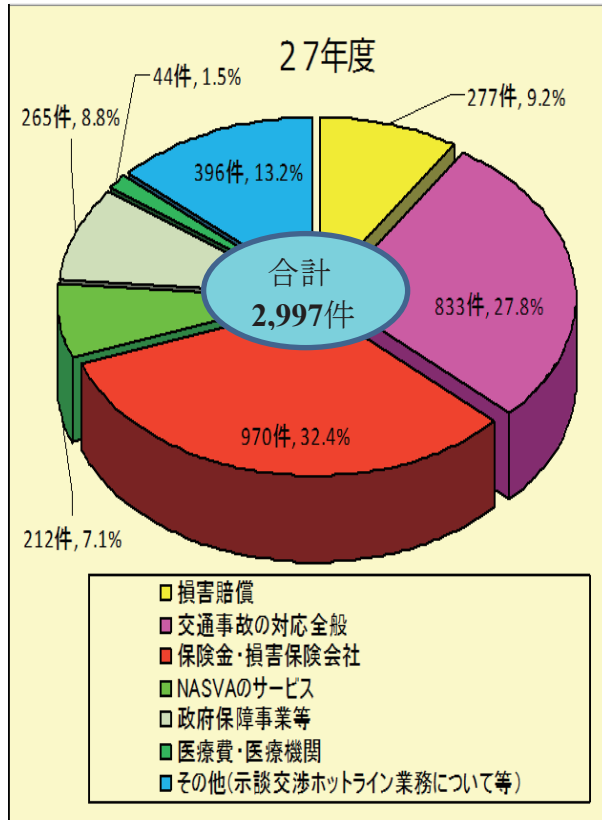
受付件数 2,997件
 相談窓口紹介件数 5,536件

※複数の相談窓口を紹介することがあるため、受付件数と一致しない。



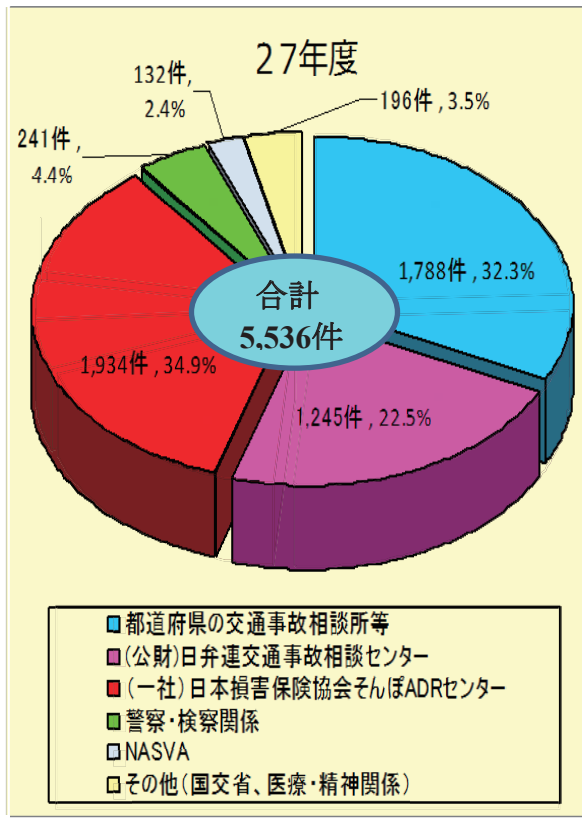
【相談者からの問い合わせ内容】

「損害賠償」、「交通事故の対応全般」及び「保険金・損害保険会社」に関する問い合わせが7割弱



【紹介した相談窓口】

「都道府県の交通事故相談所等」、「(公財)日弁連交通事故相談センター」及び「(一社)日本損害保険協会 そんぽADRセンター」の紹介が9割弱



2) 被害者援護員(旧：家庭相談員)に対する研修

家庭相談員からシフトした被害者援護員が適切な対応を行うための研修を各主管支所において実施し、管内の援護員に相談業務等に必要な知識の付与、各自の相談業務の実体談の共有や他機関の各種救済制度の情報交換を行うとともに、ナスバ被害者支援制度の周知策について討議を行った。

3) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施

各主管支所に配置した、介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員によって、療護施設と連携し、1,714件の相談に対応して、介護に関する知識・技術の提供等を行った。

主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」に関するものだった。

また、相談内容に応じて、地域の被害者団体を紹介する等、被害者団体との連携した取組を実施した。

4) 被害者援護に係る各種情報発信

機関誌「ほほえみ」を年4回発行し、介護料受給者や被害者団体に配布した。特集記事として、NASVA被害者援護業務の取組を掲載するとともに、関東で新たに開設されるナスバの委託病床である湘南東部総合病院の紹介や自然災害等に備える防災情報の紹介等、受給者の方から要望のあった有益な記事を掲載した。

また、国土交通省と連携し、NASVAホームページ内に介護者亡き後問題に関する情報を新たに掲載した。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

ホットラインの利用は前年度比92.7%と低下しており、一層の利用向上を図るとともに、的確な情報提供を行う。

また、交通遺児等に対する相談支援の充実、重度後遺障害者等に対する相談支援の効率的実施及び被害者援護に係る各種情報を積極的に発信する。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

1. 警察庁及び認定特定非営利活動法人全国被害者支援ネットワーク等主催「全国犯罪被害者支援フォーラム2015」への参加

平成27年10月2日に東京都で開催された犯罪被害者の支援者を対象としたフォーラムにおいて、交通事故被害者支援をテーマとした主にパネルディスカッションにパネリストとして参加し、重度後遺障害者や交通遺児世帯の実情を伝えるとともにNASVAの被害者支援制度取組状況等の説明と併せて支援制度等について周知を行った。

【参加者】 463名

【会場からのアンケートより】

- ・ナスバについて非常に有益な情報を得られた。
- ・ナスバの存在を初めて知った。
- ・ナスバの支援制度を今後の支援活動に役立てていきたい。
- ・ナスバの存在は大きいと思った。



パネルディスカッションの様子

2. 市原刑務所における「被害者視点を取り入れた教育」プログラムでの講義の実施（計3回）
平成27年度より初めて、被害者の中でも「重度後遺障害者」の方の視点を取り入れた教育が実施され、ナスバが講師として協力した。

受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としてプログラム編成がなされており、ナスバは安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や直接に被害者と接する中で培った幅広い知見を基に講義を行うとともに、被害者の加害者に対する声なき声を伝えた。

【実施日】

- 第1回 平成27年8月6日
- 第2回 平成27年12月2日
- 第3回 平成28年3月2日

【プログラム】（全12回：3ヶ月）

- 被害者の視点を学習する講義(第1回)
- 命の尊さの認識(第2回)
- 被害者の実情の理解(第3～7回) ※第5～7回をナスバが担当
- 罪の重さの認識(第8回)
- 謝罪及び弁償についての責任の自覚(第9回)
- 具体的な謝罪方法(第10～11回)
- 加害を繰り返さないために(第12回)



講義の様子

(6) 自動車アセスメント情報提供業務

中期目標

- ① 国及び関係機関と連携しつつ、閣議決定を踏まえ引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図る。
- ② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

中期計画

- ① 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、引き続き機構で実施するとともに、内容の一層の充実を図ります。
- ② 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすい情報を提供します。
これにより安全性能に係る指標について、中期目標期間の年度毎に、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- ③ パンフレット配布、ホームページの構成改善、試験の公開、イベントの開催等により、アクセスしやすい、わかりやすい情報提供をユーザーに行います。
- ④ ②及び③の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度について、中期目標期間の年度毎に4.0以上とします。

年度計画

自動車アセスメント情報提供業務について以下の取組を確実に実施するとともに、認知度や社会的意義の向上のあり方を検討するなど更なる充実を図ります。

- ① 効率的かつ公正な自動車アセスメントを実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすくなるような情報の提供・環境の構築を図ります。
これにより安全性能に係る指標について、過去に自動車アセスメントを実施した車種の後継車種の評価指標の平均値が、旧車種の評価指標の平均値以上となるようにします。
- ② ユーザーが自動車アセスメント結果を利用しやすく、わかりやすい情報の提供を図るため、以下の取組を行い、ホームページへのアクセス数向上に努めます。
ア チラシ等の新たな広報手法を検討するとともに、イベント等を中心として様々な機会を通じて、チラシ・パンフレットを配布します。
イ 一層わかりやすくホームページ及びパンフレットを改善します。
ウ 自動車アセスメント等試験結果発表会を開催し、併せてJNCAPファイブスター賞の発表を行います。
エ 自動車アセスメント等試験公開において、マスメディアが活用しやすい情報となるよう提供方法を工夫することにより、多くのユーザーに対しアセスメント事業の周知を図ります。

オ 一般ユーザー（消費者）や被害者団体の声等を反映するため自動車アセスメント試験の公開等を行うなど、被害者援護業務等との連携を推進するほか、イベント等での衝突試験車両の展示により自動車アセスメント情報の一層の周知を図るとともに、こうした場を活用して機構業務全般の認知度の向上も図ります。

- ③ 以上の施策を実施することにより、ユーザーに対する5段階評価の調査における利用度・満足度についての評価度（27年度）について、4.0以上とします。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 自動車等の安全性能についての情報提供によりユーザーの安全性への関心を高めるとともに、自動車メーカーの安全な車の開発を促進する自動車アセスメント事業について、着実に推進できるよう、国交省の検討会で定めた試験・評価方法に基づき、公正かつ効率的に自動車等の評価を実施することとした。

また、安全性能に係る評価指標（運転席、助手席の乗員保護性能評価、歩行者頭部保護性能評価）について、過去に自動車アセスメント評価を実施した車種の後継車種の評価指標を旧車種のものと比較することにより、その効果を確認することとした。

- 2) ユーザーに対して、自動車等の安全性能に関する情報を利用しやすく、わかりやすい形で提供するため、広報の方法の改善など、様々な取組を行うこととした。

また、ホームページへのアクセス数を確認することにより、ホームページでの広報の方法の改善に関する効果を確認した。

さらに、ユーザーの満足度を確認するため、自動車アセスメントに係る活動についてのアンケートを実施することとした。

当該年度における取組み

1. 自動車アセスメントにおける評価の状況

(1) 衝突安全性能評価


衝突時の安全性能については、平成 26 年度に引き続き、乗員保護性能試験、歩行者保護性能試験及び座席ベルトの非着用時警報装置評価試験の各々の評価結果について、事故実態を踏まえた重みづけを行い、5段階評価（★の数によるもの）とする総合評価を実施した。また、後席シートベルトの使用性評価及びブレーキ性能評価も実施した。

乗員保護性能評価		歩行者保護性能評価	
 <p>【フルラップ前面衝突試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験速度: 55km/h ダミー: 運転席及び助手席に搭載 ○頭部、胸部等の傷害値を評価 	 <p>【オフセット前面衝突試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験速度: 64km/h (衝突55km/h時を想定) ダミー: 運転席及び後席に搭載 ○頭部、胸部等の傷害値を評価 	 <p>【頭部保護試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験速度: 35m/h (衝突44km/h時を想定) 大人、子供用のインパクトを使用 ○頭部傷害値を評価 	 <p>【脚部保護試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験速度: 40km/h 脚部インパクト(FLEXタイプ)を使用 ○膝部、脛部の傷害値を評価
 <p>【側面衝突試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験速度: 55km/h 台車質量: 950kg ダミー: 運転席又は助手席に搭載 ○胸部、頭部の傷害値を評価 	 <p>【後面衝突頸部保護性能試験】</p> <ul style="list-style-type: none"> 試験速度: (Δv) 20.0km/h (衝突36km/h時を想定) ダミー: 運転席又は助手席に搭載 ○むち打ち傷害等を評価 	<p>シートベルトの着用警報装置評価</p>  <ul style="list-style-type: none"> 助手席・後席の警報の種類、開始時期、持続時間、確認位置について評価 	

 は、感電保護性能評価試験に適合した表示

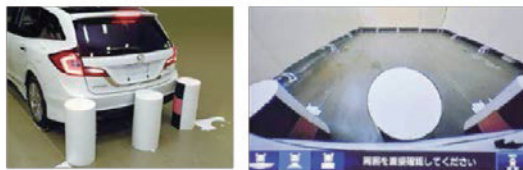
(2) 予防安全性能評価

予防安全性能については、平成 26 年度から実施している衝突被害軽減制動制御装置（対車両）試験、車線逸脱警報装置試験に加え、平成 27 年度から開始した後方視界情報提供装置試験の各々の評価結果について、事故実態を踏まえた得点による 2 段階の総合評価（得点に応じて「ASV」または「ASV+」を付与するもの）を実施した。

衝突被害軽減ブレーキの評価	車線逸脱警報装置の評価
 <p>前方の障害物を検知し、衝突による被害を軽減するために、運転者への警報及び制動装置の制御を行うシステム。</p> <p>試験速度に応じた減速量により性能評価</p>	 <p>自動車が車線から逸脱しようとしている、又は逸脱している旨を運転者に警報することにより車線逸脱を防止するシステム。</p> <p>警報のタイミングにより性能評価</p>

※写真は試験イメージです

後方視界情報提供装置の評価



自動車の死角が生じるなどにより、事故の危険性が高まるバックでの発進、駐車時に、運転者が直接確認することが困難な後方の視界情報を、車内のモニターに映し出すシステム



車両後方に置いたポールの見え方により評価

(3) 平成27年度自動車アセスメント試験車種(機種)数

カテゴリー	平成27年度試験車種(機種)数		
衝突安全性能評価	軽自動車	4車種	合計11車種
	乗用車	7車種	
予防安全性能評価	軽自動車	11車種	合計43車種
	乗用車	32車種	
チャイルドシートアセスメント	乳児・幼児兼用	3製品	合計6製品
	幼児専用	3製品	

2. 評価結果

- (1) 新・安全性能総合評価のうち、最高評価であるファイブスター（以下「5★」と表記）を平成27年度は5車種が獲得し、平均得点は昨年度に引き続き180点を超える結果となった。

【JNCAPファイブスター賞受賞車両】

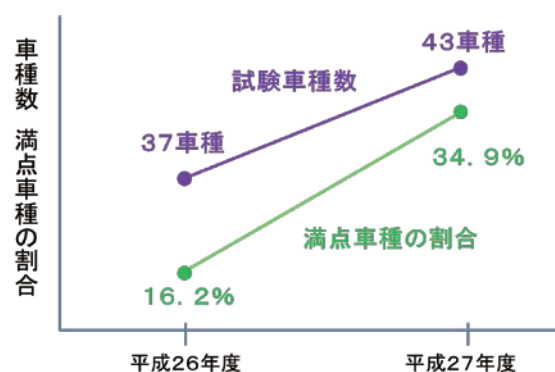
自動車製作者名	受賞車種
トヨタ自動車(株)	シエンタ(サイドカーテンエアバッグ付)
本田技研工業(株)	ジェイド、シャトル、ステップワゴン
マツダ(株)	CX-3

【5★受賞車両数の推移】

年 度	平均得点	最高得点(車種)	受賞車種数
平成23年度	162.6	179.6点(レクサス:CT200h)	3車種
平成24年度	174.2	184.8点(三菱:アウトランダー)	6車種
平成25年度	176.4	189.7点(トヨタ:クラウン)	7車種
平成26年度	182.5	188.8点(スバル:レガシイ)	10車種
平成27年度	180.9	188.2点(マツダ:CX-3)	5車種

(2) 平成27年度の衝突安全性能試験の結果について、旧モデルで評価を受けたことがある車種(8車種)の得点の平均値を、現在の条件で総合評価した場合の新旧の比較を行ったところ、旧モデルの平均が116.9点であったのが、後継車種では平均が119.4点(満点は145点)となり、後継車種が旧車種を上回った。

(3) 予防安全性能評価については、軽自動車ですべて初めて満点を獲得したほか、満点を獲得した車種の割合が34.9%と昨年度16.2%の2倍以上に至った。



3. パンフレット、ホームページの改善等

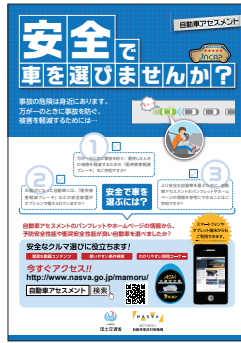
(1) パンフレットよりもさらに容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、QRコードを記載したチラシを新たに作成した。

各イベントのほか、全国の自動車販売店、整備事業者、道の駅、運転免許センター等で、パンフレットと合わせ過去最高数となる約190万部を配布した。



(上記のイラストを両面に印刷)

(2) 平成28年度から配布用のパンフレット等の作成においては、アセスメントの概要がより理解されやすいよう、掲載内容の構成を見直した他、より安全な車選びの必要性を認識していただくための「より安全な車選びのためのチェックリスト」を掲載するなどの工夫を施した。



2016年版パンフレット

チラシ（両面印刷）

自動車アセスメントの結果を活用して、より安全な車を選びましょう!


チェックリスト見出し

より安全な車選びのためのチェックリスト（衝突安全性能）

自動車を購入される時には、自分や家族の好みや用途、また、コストの面から燃費性能を気にされる方が多いと思います。

しかし、万が一のときに事故から助けてくれる自動車の安全性能も大事だとは思いませんか？実は、今は自動車の安全性能を比較するなどして、より安全なクルマが選べるようになってきました。

このチェックリストを活用して、より安全なクルマを選び、使用してください！

- 1 自動車は、事故が起きると、運転している方だけでなく、歩行者や自転車に乗っている方にも大きな被害を与えることがあります。
あなたの自動車が事故に遭うことを考えられたことはありますか？
- 2 より安全な自動車を選ぶ際に、自動車アセスメントのパンフレットやホームページの情報を参考にできることをご存じですか？ 
- 3 お選になった自動車には、サイドカーテンエアバッグなどの安全装置のオプションが備えられていますか？
- 4 シートベルトは、自動車が衝突した場合に大きな被害を受けるのを防いでくれるものです。自動車に乗っている人が簡単にシートベルトを締められるよう、シートベルトは全ての座席で使いやすくなっていますか？
- 5 自動車アセスメントのパンフレットやホームページの情報で、予防安全性能・衝突安全性能がともに良い自動車を選びましたか？

パンフレット掲載の「より安全な車選びのためのチェックリスト」一例

(3) 後方視界情報提供装置の評価試験の導入に伴い、その評価結果を分かりやすく示した図を作成し、ホームページやパンフレットに掲載した。

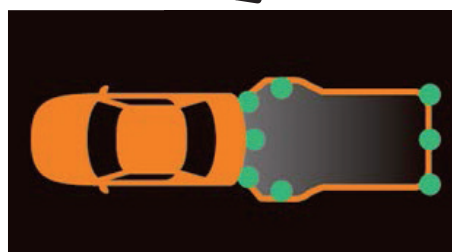
【後方視界情報提供装置】

(旧)

メーカー	スバル		Caution	
試験車等	フォレストナー			
グレード	2.0i-L EyeSight			
排気量	1,995cc			
後方視界情報提供装置	検出装置		確認作動域	10~60 km/h
	ポイント			32.0/32.0
				2015 ASV+ (46.0/46.0)
はみ出し警告	検出装置		確認作動域	60km/h~
	ポイント			8.0 / 8.0
				結果の詳細
後方視界情報	検出装置			
オプション	ポイント			6.0 / 6.0
				結果の詳細

(新)

メーカー	トヨタ		Caution	
試験車等	ヴィッツ			
グレード	RS			
排気量	1,496cc			
後方視界情報提供装置	検出装置		確認作動域	10~60 km/h
	ポイント			31.0/32.0
				2015 ASV+ (45.0/46.0)
はみ出し警告	検出装置		確認作動域	60km/h~
	ポイント			8.0 / 8.0
				結果の詳細
後方視界情報	検出装置			
オプション	ポイント			6.0 / 6.0
				結果の詳細



4. 自動車アセスメント結果発表会

「平成27年度自動車アセスメント結果発表会」を開催し、試験結果を公表するとともに、「JNCAPファイブスター賞」を授与した。

【結果発表会概要】

(1) 日時：平成28年5月27日(金)

① 結果発表会：14:00~15:30

② 広報イベント等：27日 13:00~18:00

28日 11:00~18:00

(2) 場所：東京国際フォーラム D1ホール、地上広場

(3) 内容

① 結果発表会

② JNCAPファイブスター賞授与式

③ 自動車製作者等によるトークショー、

④ 平成27年度JNCAPファイブスター賞を受賞した衝突試験車両及び新車(5車種)

⑤ ISO-FIX固定式チャイルドシートで前面衝突試験結果が「優」であった機種(3機種)

⑥ 自動車アセスメント説明パネルの展示、試験映像の放映及びパンフレットの配布

⑦ 体験型アプリによる予防安全技術の周知

⑧ 自動車アセスメント説明アプリを用いた来場者への啓発活動

⑨ 機構業務の紹介（ナスバネット体験受診、交通事故被害者等創作作品展示）

⑩ イベント等（スタンプラリー、音楽バンドによるパフォーマンス）

(4) 来場者数

報道関係者：32人

一般来場者：約18,000人（昨年：約11,000人）

(5) 報道実績

①WEB：日テレNEWS、テレ朝NEWS、Yahoo!ニュース、楽天ニュース、gooニュース、日本経済新聞、毎日新聞、東京スポーツ、スポーツ報知、サンケイスポーツ、他

②新聞：日刊自動車新聞、東京スポーツ、サンケイスポーツ、スポーツ報知、デイリースポーツ、他

③自動車雑誌関連：goo自動車&バイク、車選びcom、carview、他

昨年（34媒体）の約2倍となる62媒体にて、延べ130回のアセスメント結果発表会に関する報道がされていた。

また、今年は小さなお子様を持つタレントゲストを起用したことにより、多くの記事で以下のような見出しが用いられ、チャイルドシートアセスメントの広報にも大きく寄与できたものと考えられる。

【見出し一例】

「真鍋かをり、クルマ選びにママの顔」、「真鍋かをり、車選びには安全性能大切」、

「真鍋かをり、チャイルドシートに興味津々でママの顔」等

【自動車アセスメント結果発表会及びファイブスター賞の授与等の模様】



国土省 和迺自動車局次長挨拶



NASVA 鈴木理事長挨拶



アセスメント試験結果の公表 国土省 久保田国際業務室長





表彰状授与



受賞者等による記念撮影



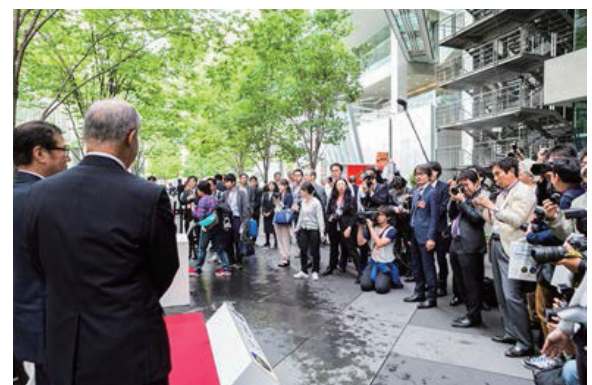
鈴木理事長から5★賞メダルの贈呈



眞鍋かをりさんからトロフィーの贈呈



受賞者、理事長、眞鍋さんで記念撮影



多くの取材カメラ



衝突試験車両の展示



ISO-FIX 対応チャイルドシートの展示



交通事故被害者等作品展示



ナスバネット体験受診



タブレット端末を用いたアセスメントの周知活動



職員によるご案内の様子

(6) 評価結果パンフレット等の配布による広報

同日の結果発表にあわせ、予防安全性能評価、衝突安全性能評価、チャイルドシートアセスメント結果のパンフレットの他、容易に自動車アセスメント情報に触れてもらうため、QRコードを記載したチラシをメディア関係者及び一般来場者へ671セット配布した。

5. 地方における広報活動の充実

自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するため、全国で30回以上の広報活動を実施した。

また、主管支所等主催による試験車両の展示等のアセスメント広報活動を効果的に実施するため、衝突試験実施状況の見学、衝突被害軽減ブレーキ試験の体験等を含むカリキュラムによる主管支所等担当職員研修を前期（8月）、後期（2月）の2回実施した。

(1) 自動車アセスメント広報担当者研修

実施年月日：前期（8月20日、21日）、後期（2月18日、19日）

【研修内容】

- ① 衝突安全性能評価：衝突試験、歩行者保護性能試験の見学、アセスメント試験方法等の概要（座学）
- ② 予防安全性能評価：先進技術の開発状況、衝突被害軽減ブレーキ試験の体験

- ③ チャイルドシート性能評価：試験概要（座学）、急制動時の幼児のだっこ体験
- ④ 広報：広報の重要性、効果的な広報の手法等

(2) 平成27年度前期JNCAPファイブスター賞授与式を京都駅前広場にて開催するとともに、交通事故被害者との交流会を行い、自動車アセスメントの意義を説明した。

【前期JNCAPファイブスター賞授与式等概要】

- ① 日時：平成27年11月27日（金）～29日（日）
 - ア. 授与式：27日（金）12：00～12：30
 - イ. 広報イベント等：27日（金）12：30～29日（日）15：00
- ② 場所：京都駅前広場
- ③ 来場者数：報道関係者：20人、一般来場者：約4,000人
- ④ 授与式等概要
 - ア. JNCAPファイブスター賞の授与
 - イ. JNCAPファイブスター賞受賞車両展示（2車種）
 - ウ. ISO-FIX固定式チャイルドシート取付体験（1機種）
 - エ. 自動車アセスメント説明パネルの展示
 - オ. 体験型アプリによる予防安全技術の周知
 - カ. 交通事故被害者創作作品展示、試験映像の放映及びパンフレットの配布
 - キ. 交通事故被害者交流会
- ⑤ 報道実績
 - ア. テレビ：NHK、KBS京都、J：COM
 - イ. 新聞：読売新聞、京都新聞

【前期JNCAPファイブスター賞授与式等の模様】



5★賞メダルの授与



会場の様子

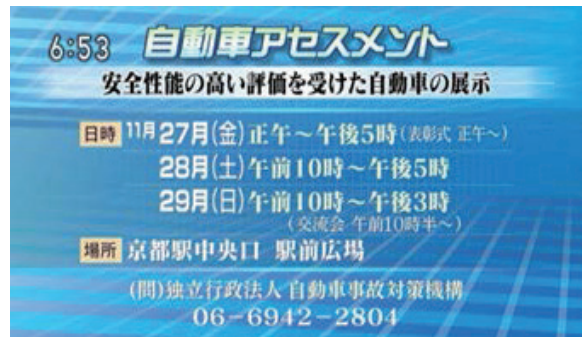


交通事故被害者等の作品展示



交通事故被害者の関心も高かった

【報道の模様】



結果発表会の報道 (NHK)



結果発表会の報道 (KBS京都)



読売新聞 11月28日(土)



京都新聞 11月28日(土)



交通事故被害者交流会の様子



交流会参加者

(3) 自動車アセスメントに関する講演

以下において、自動車アセスメントに関する講演を行い、幅広い周知を行った。

- 平成27年9月16日、自動車事故防止セミナー2015（愛知県）
- 平成27年10月27日、慶應義塾大学寄付講座（神奈川県）
- 平成27年11月13日、12月5日、石川県交通安全県民大会（石川県）

(4) 被害者援護業務との連携及び自動車アセスメントの周知

高松主管支所、新潟主管支所及び愛媛支所がそれぞれ主催した各試験車両展示による広報活動において、交通事故被害者交流会を開催し、これ以上交通事故被害者を増やさないために、自動車アセスメント事業がより安全な自動車の普及に取り組んでいることを紹介した。

また、自動車アセスメント結果発表会、モーターショー、地方における試験車両展示による広報活動において、絵画や写真等の交通事故被害者等の創作作品を展示し、ナスバの被害者援護業務の取り組みを広くアピールした

- 平成27年4月26日（高松主管支所）
- 平成27年10月31日（新潟主管支所）
- 平成27年12月12日（愛媛支所）



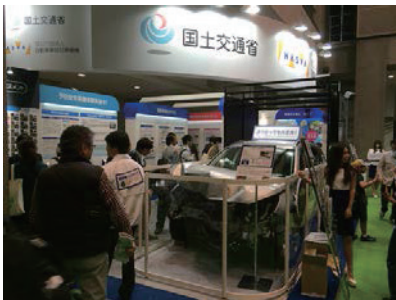
(5) 自動車アセスメントを中心とした機構業務の周知

アセスメント情報を、全国幅広く多くの方々知ってもらうため、本部・主管・支所単位で試験車両の展示、チャイルドシート取付体験等による数多くの広報活動を実施した。

①本部における広報

- 平成 27 年 5 月 8 日～9 日：アセスメント試験結果発表会（東京都）
- 平成 27 年 7 月 29 日～30 日：子ども霞ヶ関見学デー（東京都）
- 平成 27 年 10 月 30 日～11 月 8 日：東京モーターショー（東京都）

「東京モーターショー」



②各主管支所における主な自動車アセスメントの広報

- 札幌主管支所
平成 27 年 8 月 23 日～24 日：オールニューカーフェスタ（北海道）
- 仙台主管支所
平成 27 年 9 月 27 日：トラックフェスタ 2015（岩手県）
平成 28 年 2 月 26 日～28 日：東北モーターショー（宮城県）



・新潟主管支所

平成27年10月29日～10月31日：アオーレ長岡での広報（新潟県）



・東京主管支所

平成27年11月15日：埼玉交通安全フェア（埼玉県）



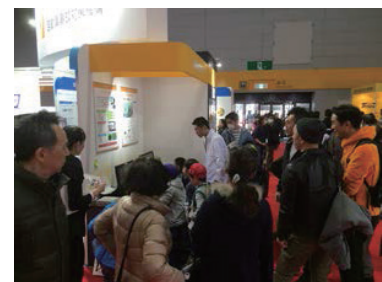
・名古屋主管支所

平成27年11月20日～23日：名古屋モーターショー（愛知県）



・大阪主管支所

平成27年12月4日～7日：大阪モーターショー（大阪府）



・広島主管支所

平成27年6月7日：マツダスタジアム出展（広島県）

平成27年10月11日～12日：カーコロシウム（岡山県）

平成27年10月18日：Go!Go!Carにばる（広島県）

平成27年10月18日：倉敷マイカーフェスティバル（岡山県）

平成27年10月31日～11月1日：イオンタウン防府での広報（山口県）



・高松主管支所

平成 27 年 4 月 23 日～26 日：高松主管支所における広報（香川県）

平成 27 年 5 月 3 日～4 日：高松フラワーフェスティバル（香川県）

平成 27 年 12 月 12 日～13 日：愛媛カーフェスタ（愛媛県）



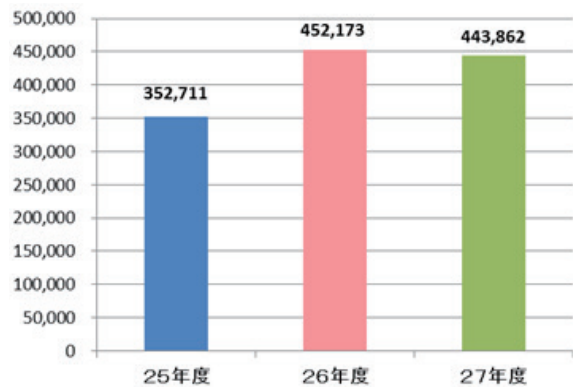
・福岡主管支所

「宮崎県夏の交通安全県民総ぐるみ運動」において、チャイルドシートアセスメントのチラシデザインをラッピングしたトラックの運行に協力した。



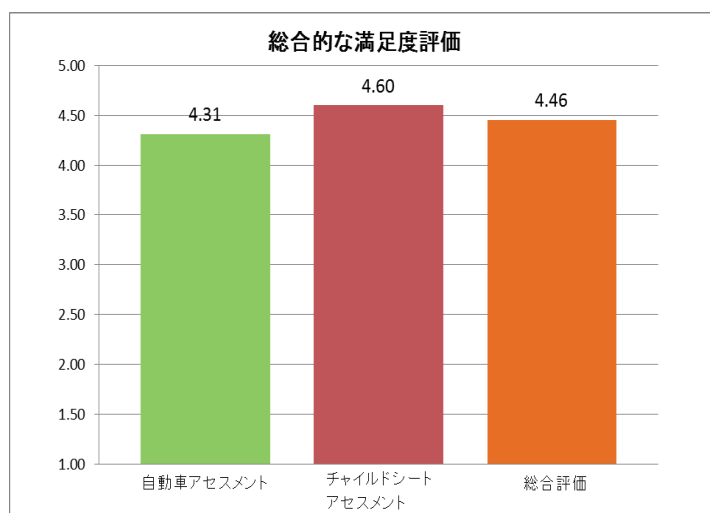
6. ホームページアクセス件数の推移

以上の取組により、自動車アセスメントホームページのアクセス件数が前年度に引き続き40万回を大きく超える高い水準で推移している。



【ホームページアクセス件数の推移】

7. 自動車アセスメント結果発表会、全国各地で開催した自動車アセスメント広報、モータショーに来場頂いた自動車ユーザー等に対する5段階評価による調査の結果、有効回答数約6千件において、4.46の評価を得た。



中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

自動車アセスメント情報提供業務について、内容の一層の充実を図るべく、国土交通省の検討会の方針に基づき、以下の取組を実施する。

- 自動車アセスメントの評価について、平成28年度から新たに実施する衝突被害軽減制動制御装置[対歩行者]の性能評価も含めて、公正かつ効率的に評価試験を実施することにより、自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、ユーザーが安全な車を選択しやすくなるような情報の提供・環境の整備を図る。
- 自動車アセスメントの評価結果、自動車の安全装備等の情報を、以下の手段により、分かりやすく利用しやすい形で自動車ユーザー等に伝えることにより、より安全な自動車の普及を促進する。
 - ① 自動車アセスメント評価結果等を掲載したより安全な自動車の必要性が伝わるようなチラシ、パンフレット等の広報資料を、自動車アセスメントの評価結果と合わせて作成し、広報イベントや自動車販売店などで配布できるようにする。
 - ② ホームページにおける自動車アセスメントの評価結果や自動車の安全装備等の情報を、自動車ユーザーが分かりやすく利用しやすい形で提供できるようにするとともに、評価結果のデータの掲載方法を改善することにより、誤掲載のリスクの削減、効率化等を図る。
 - ③ 広報イベントを開催することにより、自動車アセスメントの認知度を向上し、その評価結果などが自動車の購入の際に利用されるようにする。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

中期目標

- ② 車両の安全性能に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるとともに、アセスメント試験の質の向上のため、事故との相関分析、車両の安全性能に関する試験内容や評価方法の改善を図る。また、海外機関との情報交換等により試験開発能力の向上を図るとともに、外部評価を行い、その内容を国民にわかりやすい形で情報提供する。

中期計画

- ⑤ 衝突時の乗員対策及び後遺障害対策並びに歩行者の保護性能を改善するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法の策定や見直しを行います。
また、自動車事故を未然に防止する予防安全技術については、試験方法及び評価方法を導入します。
- ⑥ 専門家との討論及び情報交換を実施するなど、各国のアセスメント機関、専門家等との情報交換を継続的に実施することにより、試験方法の見直し、情報提供方法の改善等に役立てます。
- ⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

年度計画

- ④ 乗員保護性能の向上のため、前面衝突時における胸部傷害評価方法の改正のための検討を行います。
- ⑤ 予防安全技術試験拡充について以下の取組を行います。
 - ア 衝突被害軽減ブレーキ試験（対車両 AEBS）及び車線逸脱警報装置(LDWS) についての試験を本格実施します。
 - イ 車両後方視界情報提供装置について新たに策定した試験方法を用いて試験を実施します。
 - ウ 衝突被害軽減ブレーキ試験（対歩行者 AEBS）を導入するため、事故実態を踏まえ、試験方法、評価方法を策定します。
 - エ 夜間歩行者事故対策に係る調査研究を行います。
- ⑥ 海外の自動車アセスメント関係機関との連携を深め、情報交換を積極的に行うとともに、その結果を踏まえて今後の我が国の試験方法、情報提供方法の改善等に役立てます。さらに、機構が保有する医学的知見を有効活用するなどして専門家と連携した取組について検討します。
- ⑦ 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 国交省の検討会で定めたロードマップに基づき、評価内容の改善、新たな評価項目の導入等に必要な調査・研究を実施することとした。
- 2) 新たな評価項目の導入等のための調査・研究の内容を充実させるため、また、広報活動を効果的なものとするため、海外の自動車アセスメント関係機関から評価に関する情報を収集することとした。
- 3) 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表することとした。

当該年度における取組み

1. 国交省の検討会で定めたロードマップに基づき、調査・研究等を行うことにより、評価内容の改善、新たな評価項目の導入等を実施した。

(1) 前面衝突時の乗員保護性能評価の改善

保安基準において、高齢者の胸部傷害がシートベルトによる乗員の胸部のたわみによって多く生じていることに対応するため、胸たわみを基本とした基準値が導入されることを踏まえ、自動車アセスメントにおいても、前面衝突時の乗員保護性能評価における胸部の評価を、胸たわみを基本とするものにするるとともに、基準値をより厳しくするなどの変更を行った。

(2) 衝突時の歩行者保護性能評価の改善

保安基準において、衝突時の歩行者の頭部保護性能の試験方法が変更（衝突速度の増加など）されたこと等を踏まえ、自動車アセスメントにおいても、評価をより厳しい条件で行う観点から、歩行者の頭部を模擬したものの衝突速度を 35km/h から 40km/h に増加させたほか、衝突時の歩行者の脚部保護性能について、高齢者など小柄な人を考慮して評価基準を厳しくするなどの変更を行った。

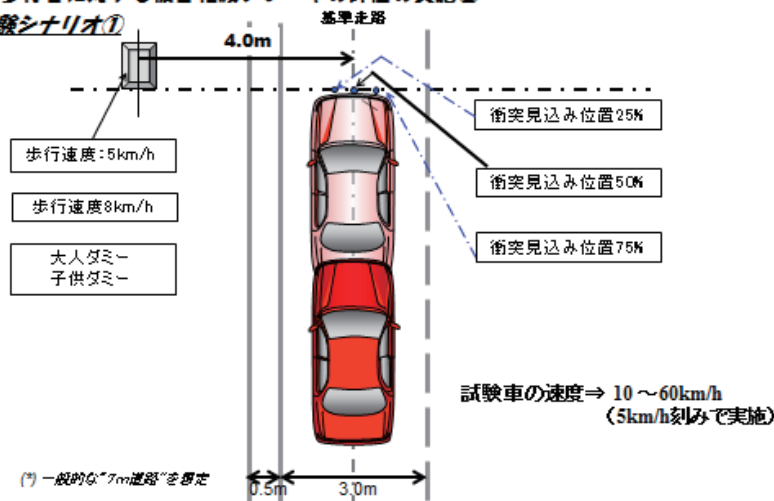
(3) 歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの評価を実施するための試験・評価方法の策定

昼間に直進中の自動車が道路を横断する歩行者に衝突しそうになった場合に、警報で運転者に注意喚起する、あるいは自動的にブレーキをかける機能を有した、歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの試験・評価方法を事故実態を踏まえて策定した。

また、夜間における歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキについて、平成 30 年からの評価開始に向けた基礎調査を行った。

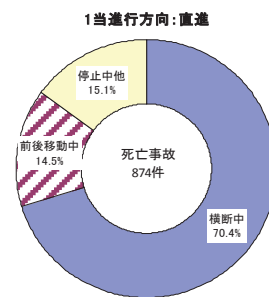
○歩行者に対する被害軽減ブレーキの評価の実施②

試験シナリオ①

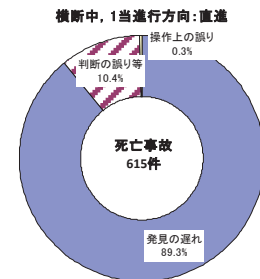


※このシナリオの他、停車中の車両の間から歩行者が横断してくるシナリオでも評価を行う。

○歩行者事故は横断中が多い



○横断事故では発見遅れが主要原因



(平成 21 年 ITARDA マクロデータより)

2. 新たな評価項目の導入等のための調査・研究の内容を充実させるため、また、広報活動を充実させるため、海外の自動車アセスメント関係機関から評価に関する情報を収集した。

また、療護センター等が保有する医学的知見等活用の可能性について継続的に検討した。

(1) 6月8日からイエテボリ（スウェーデン）で開催された「グローバルNCAPフォーラム会議及びテクニカルセッション」に出席し、日本の自動車アセスメントの活動と予防安全性能アセスメント試験の実施について情報交換を行った。

また、日本における自動車アセスメントの促進及び予防安全性能アセスメント開始について貢献された自動車アセスメント評価検討会の宇治橋座長が米国運輸省道路安全局（NHTSA）長官から表彰された。



(2) 7月14日からピスタ（英国）にて開催されたAEBSセミナーに参加し、日本における予防安全性能アセスメントについてプレゼンテーションするとともに、Euro各国のテスト機関との情報交換を行った。



(3) 7月31日に来訪したASEAN NCAPに対し、サイドカーテンエアバッグの評価及びチャイルドシート評価試験について情報交換を行った。



【ASEAN NCAP 会議の状況】

(4) 8月3日、4日に開催された「2015EuroNCAP フォーラム」に参加するとともに、8月6日にEuro NCAPの技術者と歩行者保護性能評価、後方視界試験、被害軽減ブレーキ等について情報交換を行った。

Euro NCAPの情報を基に、現在検討している歩行者保護性能評価試験における試験位置選定方法及び衝突被害軽減ブレーキ（対歩行者）の歩行者との衝突位置等を再検討することとした。



【Euro NCAP との打合せ】

(5) 9月20日からバンドン（インドネシア）で開催された ASEAN NCAP会合及びアセアン自動車安全フォーラムへ出席し、宇治橋座長が日本の交通事故死傷者数の推移とともに自動車アセスメントの取組を紹介した。



【ASEAN NCAP の講演】

(6) 11月16日からブラジル（ブラジル）で開催されたグローバルNCAP年次会合に出席し、日本における現在の取組と課題について情報交換を行った。

歩行者に対する衝突被害軽減ブレーキの夜間の評価について、EuroNCAPでは検討が進んでいないことや、安全性能の広報について、IIHSでは若年層向けにツイッターを積極的に活用しているなどの情報があった。



3. 平成27年度の実績について、タスクフォースによる外部評価を実施し、その結果をホームページ等で公表した。

タスクフォースによる外部評価結果

2. 自動車アセスメント事業

(1) 安全性の向上

安全性の向上については、旧モデルで評価を受けたことがある車種（8車種）の得点の平均値を、現在の条件で総合評価した場合の新旧の比較を行ったところ、旧モデルの平均が116.9点であったのに対し、後継車種では平均が119.4点（満点は145点）と上回っており、安全性の向上が認められる。

予防安全性能評価については、平成26年度の評価導入後、延べ80車種の試験を実施しており、導入2年目において満点を獲得した車種の割合が2倍に増加しているほか、平成27年度には軽自動車ですべて満点を獲得するなど、着実な安全性の向上が認められる。

引き続き、ユーザーにわかりやすい広報活動を積極的に行うとともに、自動車メーカーの安全な車の開発意識の向上に寄与することを期待する。

(2) 交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討及び見直し

歩行者に対する衝突被害軽減制動制御装置（AEBS）について、交通事故実態を踏まえて試験・

評価方法を策定する等、平成28年度からの実施に向け、自動車アセスメントの内容を充実させたことは、高く評価できる。

今後も、交通事故被害の軽減及び交通事故を未然に防止する観点から、交通事故の現状を把握し、交通事故実態を踏まえた試験方法等の検討・見直しを進めるとともに、「JNCAP 2016ロードマップ」に基づく導入を目指すなど、更なる充実を図る必要がある。

(3) 海外の自動車アセスメント関係機関との情報交換

海外のアセスメント関係機関との連携については、多くの国際会議等において自動車アセスメントの取り組みを紹介するとともに予防安全技術の試験方法等の実施に向けて意見交換するなど、積極的に情報交換しており、努力が認められる。

今後も、海外のアセスメント関係機関との連携を積極的に行い、自動車アセスメントの充実を図る必要がある。

(4) 情報提供方法についての改善と広報の拡大

アセスメント結果発表会の開催や、地方における広報イベント等を30回以上行うなどした結果、テレビ、雑誌等で多数の報道がされるなど、自動車アセスメントの周知拡大に積極的に取り組んだことは評価できる。

また、自動車アセスメント情報にさらに容易に触れてもらうため、QRコードを記載したチラシを新たに作成したことや、アセスメントの概要がより理解されやすいよう、パンフレットの掲載内容の構成を見直したこと等、情報提供の充実を継続して行っており、努力が認められる。

さらに、各試験車両展示による広報活動において、交通事故被害者交流会を開催し、これ以上交通事故被害者を増やさないために自動車アセスメント事業がより安全な自動車の普及に取り組んでいることを紹介する等、被害者援護業務と連携した取り組みを実施していることも評価できる。

今後も自動車アセスメントの結果について、ユーザーにとって分かりやすい広報手法について検討を進めることを期待する。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

- 国交省の検討会で定めるロードマップに基づき、新たな評価項目を導入する、あるいは既存の評価項目を改善するための以下のような調査研究を実施します。
 - ① 衝突安全性能評価について、事故実態等を踏まえた前面衝突時及び側面衝突時の乗員保護性能評価の見直しのために必要な基礎調査等を実施します。
 - ② 予防安全性能評価について、車線維持支援制御装置及び車線逸脱防止装置の評価を平成29年度から実施するための試験・評価方法の作成等に必要な調査研究を実施します。
- 新たな評価項目の導入等のための調査・研究の内容を国際調和の観点も合わせて充実させるため、また、広報活動を効果的なものとするため、諸外国の自動車アセスメント関係機関からの情報収集を行う。
- 業務改善状況等についてタスクフォースにより外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

(7) 自動車事故対策に関する広報活動

中期目標

機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。

中期計画

事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。

交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。

年度計画

機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関する広報活動を一層効果的かつ効率的に行うため、全国に支所を有する体制、マスメディア等を活用した国民・関係機関等への周知宣伝活動、交通安全関係イベントへの参画、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関と連携した広報活動を積極的に実施します。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 機構業務の認知度向上及び自動車損害賠償保障制度に関し、組織一体となった広報活動を実施することとした。
- 2) 国等と協力した周知宣伝活動やインターネット・マスメディア等を活用した広範な広報活動を着実に実施するとともに、交通安全関係各種イベントへ積極的に参加することとした。
- 3) 国民にわかりやすく、容易に閲覧が可能となるホームページに改善を図り、アクセス件数が増加することを目指すこととした。

当該年度における取組み

- 1) 当機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、「マツダスタジアム」において行われたプロ野球の試合開催時に、同球場内にNASVAブースを開設し、チャイルドシートアセスメントの説明や事故防止等に係る各種展示を行うとともに、プロ野球公式戦においてNASVAのPRビデオを放映した。

【NASVAのCM
およびブースの様子】



2) 全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施した。

【「交通安全。アクション2015」のブースの様子】



3) NASVAギャラリーの設置

自動車事故被害者（交通遺児や重度の障害を負った方）が描いた絵や写真等の作品を支所事務所内に展示する「NASVAギャラリー」の増設に努めた。「NASVAギャラリー」は「被害者に寄り添える場所」として、また、適性診断で訪れるドライバー等に「交通安全意識を高めてもらうこと」を目的としたもので、被害者支援と事故防止を一体として行っているNASVAにしかできない取組みとなっている。

また、支所外での展示を東京メトロ銀座線三越前駅構内にて行い、延べ約1万8千人に対して被害者支援に関する情報発信を行い、共感する声が多く寄せられた。

【NASVAギャラリーIN東京の風景】



【岩手支所のギャラリー風景】

4) 機構概要（パンフレット）の配布

NASVAは安全指導業務、被害者援護業務及び自動車アセスメント業務を一体的に実施する自動車事故対策の専門機関であることを、判りやすく説明した総合的なパンフレットを、地方自治体、関係機関等に広く配布。また、各イベント等においても、多数の配布を行った。また、各国NCAPとの会合等においては、英訳版パンフレットを有効活用した。

5) ホームページの活用

NASVAの広報活動を推進するため、ホームページについてはアクセスしやすく利用しやすい、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速なデータの追加・更新を行った。

なお、平成27年3月末、スマートフォンやタブレットなどの端末の種別に応じて最適に画面を表示させる仕様を採用する等機能やデザインに配慮したホームページの改修を実施した。

平成27年度においても、検索キーワード等で検索しやすい文言を使用する等の工夫を行うなど、より国民にわかりやすく利用しやすい、また、容易に閲覧が可能となるようホームページの改修を実施した結果、平成27年度は299万件のアクセス件数を記録し、過去最高のアクセス数となった。



【パソコン用
トップページ】



【モバイル用
トップページ】

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

機構業務の認知度及び自動車損害賠償保障制度を向上させるための広報活動を、全国の支所を活用して各地で開催される交通安全関係イベント等で実施するほか、国・地方自治体・損害保険会社等の関係機関と連携することにより、一層効果的かつ効率的に実施する。

また、国民にわかりやすく、利用しやすい、また、容易に閲覧が可能となるようホームページの改善を実施し、各サイト毎及び全体のアクセス数が総体的に増加することを目指す。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

3. 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

本計画に従ったサービスその他業務の質の向上を図りつつ、予算、収支計画及び資金計画を以下のとおり策定します。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

中期計画予算（平成24年度～平成28年度）

予 算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
政府借入金	0
運営費交付金	34,403
施設整備費補助金	1,994
政府補助金	17,169
回収金等収入	3,383
業務収入	9,811
その他収入	206
計	66,966
支出	
人件費	16,864
業務経費	39,666
施設整備費	1,994
一般管理費	4,927
貸付金	832
借入金償還	6,398
計	70,681

収支計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	61,390
経常費用	61,390
人件費	16,864
業務費	38,296
管理関係業務費	6,207
一般管理費	4,863
減価償却費	1,344
財務費用	22
支払利息	22
臨時損失	0
固定資産除却損	0
貸倒損失	0
収益の部	61,995
運営費交付金収益	33,614
政府補助金	17,169
業務収入	9,811
その他収入	240
寄付金収益	0
資産見返運営費交付金戻入	1,153
資産見返補助金戻入	9
資産見返物品受贈額戻入	0
臨時利益	0
純利益	606
前中期目標期間繰越積立金取崩額	1
総利益	606

資金計画

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	82,179
業務活動による支出	68,308
投資活動による支出	6,433
財務活動による支出	6,584
次期中期目標の期間への繰越金	853
資金収入	82,179
業務活動による収入	67,111
運営費交付金による収入	34,403
政府補助金による収入	17,169
業務収入	13,193
その他収入	2,346
投資活動による収入	8,954
有価証券の償還による収入	6,960
施設整備費による収入	1,994
投資その他の資産の精算による収入	0
その他収入	0
財務活動による収入	0
政府借入金による収入	0
前期中期目標の期間よりの繰越金	6,114

（予算の説明）

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額 13,010 百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

（運営費交付金の算定ルール）
次頁のとおり。

第3期中期計画予算における運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額±退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算
法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等（25年度以降適用）

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、
毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度 0.97、平成 28 年度は対 23 年度 0.85 として推計

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度 0.98、平成 28 年度は対 23 年度 0.90 として推計

消費者物価指数（ γ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

政策係数（ δ ）：中期計画期間中は 1.00 として推計

人件費（2）前年度給与改定分等：中期計画期間中は 0 として推計

特殊要因：中期計画期間中は積み上げ方式で推計

年度計画

以下のとおり。

なお、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。

中期計画予算 (平成27年度)

予 算

(単位：百万円)

区 分	貸付業務	療護業務	一般業務	その他の業務		法人共通	合 計
				指導講習及び 適性診断業務	その他の業務		
収入							
政府借入金	0	0	0	0	0	0	0
運営費交付金	463	3,386	1,467	445	1,022	1,343	6,658
施設整備費補助金	0	543	0	0	0	0	543
政府補助金	7	0	3,378	0	3,378	0	3,384
回収金等収入	654	0	0	0	0	0	654
業務収入	0	0	2,299	2,299	0	0	2,299
その他収入	0	0	15	7	8	12	27
計	1,123	3,928	7,159	2,751	4,408	1,354	13,565
支出							
人件費	122	35	2,076	1,840	235	1,107	3,340
業務経費	301	3,340	4,983	889	4,095	3	8,627
施設整備費	0	543	0	0	0	0	543
一般管理費	39	11	680	604	76	244	975
貸付金	158	0	0	0	0	0	158
借入金償還	1,257	0	0	0	0	0	1,257
計	1,877	3,928	7,739	3,333	4,406	1,354	14,899

(予算の説明)

1. 人件費は、退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中総額2,570百万円を支出する予定である。
2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。
3. 回収不能債権補填金として国が負担する額は、「債権管理規程」に基づき適正に管理した結果、破綻債権として償却されたものに限定する。
4. 単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

(運営費交付金の算定ルール)

別添のとおり

収支計画

(単位：百万円)

区 分	貸付業務	療護業務	一般業務			法人共通	合 計
				指導講習及び 適性診断業務	その他の業務		
費用の部	469	3,374	7,801	3,394	4,407	1,411	13,055
経常費用	469	3,371	7,801	3,394	4,407	1,411	13,053
人件費	122	35	2,076	1,840	235	1,107	3,340
業務費	306	3,200	4,960	865	4,095	3	8,468
管理関係業務費	41	136	764	687	77	301	1,242
一般管理費	39	11	676	601	75	243	969
減価償却費	2	125	88	86	1	58	273
財務費用							
支払利息	0	1	2	2	0	0	3
臨時損失							
固定資産除却損	0	3	0	0	0	0	3
収益の部	487	3,374	7,802	3,395	4,407	1,411	13,074
運営費交付金収益	462	3,249	2,043	1,023	1,020	1,342	7,096
政府補助金	7	0	3,378	0	3,378	0	3,384
業務収入	0	0	2,299	2,299	0	0	2,299
その他収入	16	0	15	7	8	12	43
資産見返運営費交付金戻入	2	123	67	66	1	55	248
資産見返補助金戻入	0	1	0	0	0	0	1
資産見返物品受贈額戻入	0	1	0	0	0	0	1
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	3	3
純利益	18	Δ0	1	1	0	0	19
総利益	18	Δ0	1	1	0	0	19

資金計画

(単位：百万円)

区 分	貸付業務	療護業務	一般業務			法人共通	合 計
				指導講習及び 適性診断業務	その他の業務		
資金支出	2,958	4,070	7,732	3,327	4,405	2,021	16,781
業務活動による支出	620	3,247	7,711	3,306	4,405	1,345	12,923
投資活動による支出	0	679	0	0	0	12	692
財務活動による支出	1,257	2	22	22	0	0	1,280
翌年度への繰越金	1,082	142	0	0	0	663	1,886
資金収入	2,959	4,070	7,158	2,750	4,408	2,594	16,781
業務活動による収入	1,123	3,386	7,158	2,750	4,408	1,354	13,021
運営費交付金による収入	463	3,386	1,467	445	1,022	1,343	6,658
政府補助金による収入	7	0	3,378	0	3,378	0	3,384
業務収入	654	0	2,298	2,298	0	0	2,952
その他収入	0	0	15	7	8	12	27
投資活動による収入	0	543	0	0	0	7	549
施設整備費による収入	0	543	0	0	0	0	543
投資その他の資産の精算による収入	0	0	0	0	0	7	7
前年度よりの繰越金	1,836	142	0	0	0	1,233	3,210

平成27年度運営費交付金の算定ルール

運営費交付金＝人件費＋一般管理費＋業務経費－自己収入－運営費交付金債務

1. 人件費＝当年度人件費相当額＋前年度給与改定分等

(1) 当年度人件費相当額＝基準給与総額±新陳代謝所要額＋退職手当等所要額

(イ) 基準給与総額

所要額を積み上げ積算

(ロ) 新陳代謝所要額

新規採用給与総額（予定）の当年度分＋前年度新規採用者給与総額のうち平年度化額
－前年度退職者の給与総額のうち平年度化額－当年度退職者の給与総額のうち当年度分

(ハ) 退職手当等所要額

退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算

法定福利費：当年度の事業主負担率による所要見込額

(2) 前年度給与改定分等

昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額

なお、昇給原資額及び給与改定額は、運営状況等を勘案して措置することとする。運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。

2. 一般管理費

前年度一般管理費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×一般管理費の効率化係数（ α ）×消費者物価指数（ γ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

3. 業務経費

前年度業務経費相当額（所要額計上経費及び特殊要因を除く）×業務経費の効率化係数（ β ）×消費者物価指数（ γ ）×政策係数（ δ ）＋当年度の所要額計上経費±特殊要因

4. 自己収入

過去実績等を勘案し、当年度に想定される収入見込額を計上

5. 運営費交付金債務

平成24・25年度の自己収入予算超過分に係る運営費交付金債務の一部を計上

一般管理費の効率化係数（ α ）：毎年度の予算編成過程において決定

業務経費の効率化係数（ β ）：毎年度の予算編成過程において決定

消費者物価指数（ γ ）：毎年度の予算編成過程において決定

政策係数（ δ ）：法人の研究進捗状況や財務状況、新たな政策ニーズへの対応の必要性、主務大臣による評価等を総合的に勘案し、毎年度の予算編成過程において決定

所要額計上経費：公租公課等の所要額計上を必要とする経費

特殊要因：特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[注記] 平成27年度算定の前提条件：

一般管理費の効率化係数（ α ）：対前年度0.97

業務経費の効率化係数（ β ）：対前年度0.98

消費者物価指数（ γ ）：1.00

政策係数（ δ ）：1.00

人件費（2）前年度給与改定分等：0

特殊要因：積み上げ方式

当該年度における取組み（実績値）

中期計画実績（平成27年度）

予 算

（単位：百万円）

区 分	貸付業務		療護業務		一般業務		指導講習及び 適性診断業務		その他の業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
収入														
政府借入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運営費交付金	463	463	3,386	3,386	1,467	1,467	445	445	1,022	1,022	1,343	1,343	6,658	6,658
施設整備費補助金	0	0	543	472	0	0	0	0	0	0	0	0	543	472
政府補助金	7	0	0	0	3,378	3,153	0	0	3,378	3,153	0	0	3,384	3,153
回収金等収入	654	573	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	654	573
業務収入	0	0	0	0	2,299	2,448	2,299	2,448	0	0	0	0	2,299	2,448
その他収入	0	2	0	0	15	57	7	54	8	3	12	16	27	75
計	1,123	1,037	3,928	3,858	7,159	7,126	2,751	2,947	4,408	4,179	1,354	1,359	13,565	13,379
支出														
人件費	122	119	35	34	2,076	2,024	1,840	1,794	235	230	1,107	1,014	3,340	3,191
業務経費	301	251	3,340	3,270	4,983	4,656	889	945	4,095	3,711	3	3	8,627	8,180
施設整備費	0	0	543	472	0	0	0	0	0	0	0	0	543	472
一般管理費	39	39	11	11	680	662	604	588	76	74	244	239	975	951
貸付金	158	51	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	158	51
借入金償還	1,257	1,257	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,257	1,257
計	1,877	1,716	3,928	3,788	7,739	7,343	3,333	3,327	4,406	4,015	1,354	1,256	14,899	14,102

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

収支計画

（単位：百万円）

区 分	貸付業務		療護業務		一般業務		指導講習及び 適性診断業務		その他の業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
費用の部	469	454	3,374	3,300	7,801	7,215	3,394	3,216	4,407	4,000	1,411	1,336	13,055	12,305
経常費用	469	453	3,371	3,295	7,801	7,213	3,394	3,214	4,407	4,000	1,411	1,336	13,053	12,298
人件費	122	119	35	34	2,076	2,024	1,840	1,794	235	230	1,107	1,014	3,340	3,191
業務費	306	286	3,200	3,134	4,960	4,444	865	754	4,095	3,691	3	3	8,468	7,867
管理関係業務費	41	49	136	126	764	743	687	663	77	79	301	319	1,242	1,236
一般管理費	39	38	11	11	676	642	601	569	75	73	243	242	969	932
減価償却費	2	11	125	116	88	101	86	94	1	7	58	77	273	304
財務費用														
支払利息	0	0	1	1	2	3	2	3	0	0	0	0	3	3
臨時損失														
固定資産除却損	0	0	3	5	0	2	0	2	0	0	0	0	3	7
収益の部	487	428	3,374	3,299	7,802	7,219	3,395	3,217	4,407	4,002	1,411	1,326	13,074	12,272
運営費交付金収益	462	392	3,249	3,182	2,043	1,519	1,023	642	1,020	877	1,342	1,243	7,096	6,335
政府補助金	7	0	0	0	3,378	3,109	0	0	3,378	3,109	0	0	3,384	3,109
業務収入	0	0	0	0	2,299	2,448	2,299	2,448	0	0	0	0	2,299	2,448
その他収入	16	24	0	0	15	63	7	54	8	9	12	16	43	103
資産見返運営費交付金戻入	2	11	123	116	67	79	66	73	1	7	55	64	248	270
資産見返補助金戻入	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
資産見返物品受贈戻入	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1
資産見返寄附金戻入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	3	3
借入金償還免除益	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
臨時利益	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純利益	18	▲26	▲0	▲0	1	3	1	1	0	2	0	▲10	19	▲33
総利益	18	▲26	▲0	▲0	1	3	1	1	0	2	0	▲10	19	▲33

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

資金計画

(単位：百万円)

区 分	貸付業務		療護業務		一般業務		指導講習及び 適性診断業務		その他の業務		法人共通		合 計	
	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績	計 画	実 績
資金支出	2,958	2,767	4,070	4,002	7,732	6,401	3,327	2,503	4,405	3,898	2,021	4,350	16,781	17,520
業務活動による支出	620	391	3,247	3,193	7,711	6,324	3,306	2,459	4,405	3,865	1,345	1,820	12,923	11,728
投資活動による支出	0	1	679	599	0	53	0	20	0	33	12	15	692	668
財務活動による支出	1,257	1,257	2	2	22	24	22	24	0	0	0	1	1,280	1,284
翌年度への繰越金	1,082	1,119	142	207	0	0	0	0	0	0	663	2,513	1,886	3,840
資金収入	2,959	1,089	4,070	4,015	7,158	7,128	2,750	2,938	4,408	4,190	2,594	2,888	16,781	17,520
業務活動による収入	1,123	1,038	3,386	3,404	7,158	7,128	2,750	2,938	4,408	4,190	1,354	1,359	13,021	12,928
運営費交付金による収入	463	463	3,386	3,386	1,467	1,467	445	445	1,022	1,022	1,343	1,343	6,658	6,658
政府補助金による収入	7	0	0	0	3,378	3,153	0	0	3,378	3,153	0	0	3,384	3,153
業務収入	654	572	0	0	2,298	2,438	2,298	2,438	0	0	0	0	2,952	3,011
その他収入	0	3	0	19	15	69	7	54	8	15	12	16	27	106
投資活動による収入	0	1,800	543	472	0	0	0	0	0	0	7	602	549	2,875
譲渡性預金の払戻による収入	0	1,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	600	0	2,400
有形固定資産の売却による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資その他の資産の精算による収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	2	7	2
施設整備費による収入	0	0	543	472	0	0	0	0	0	0	0	0	543	472
前年度よりの繰越金	1,836	52	142	138	0	0	0	0	0	0	1,233	1,527	3,210	1,717

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しないことがある。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

・当期総損失 33 百万円の発生要因

当期総損失 33 百万円は、当期純損失 33 百万円から前中期目標期間繰越積立金取崩額 0.01 百万円を引いたものであり、それぞれの発生要因等は以下のとおりである。

(1) 当期純損失の主な発生理由は、

- ① 交通遺児等貸付金における貸倒懸念債権等に係る貸倒引当金を繰入れたこと
- ② 支所事務所の賃貸借契約における原状回復義務による資産除去債務の減価償却費を計上したことによるものである。

(2) 前中期目標期間繰越積立金取崩額は、国土交通省から第3期中期目標期間における業務の財源とするために承認を受けた12百万円のうち、当期の費用の財源に充てるために取り崩したものであり、主として自賠償保険料の前払費用である。

このため、当該総損失については、前期繰越欠損金と合算して次期繰越欠損金として整理することとしている。

4. 短期借入金の限度額

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とします。

年度計画

予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額1,200百万円とします。

年度計画における目標値設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

当該年度における取組み（実績値）

短期借入は行わなかった。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

年度計画

重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
なし

年度計画における目標設定の考え方

中期計画のとおりなし。

当該年度における取組み

なし

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

6. 剰余金の使途

中期目標

中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、各事業における目標を考慮した上で適切に計画し、健全な財務体質の維持を図る。

なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。

中期計画

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

年度計画

- ① 利用者サービス充実のための環境の整備
- ② 職員研修の充実

年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

当該年度における取組み

なし

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 施設及び設備に関する計画

中期目標

業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。

中期計画

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新	1,994	独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費補助金

年度計画

以下のとおり。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
施設設備整備 (内訳)	543	施設整備費補助金
中部療護センター 脳磁図計(MEG)新設	403	
千葉・岡山療護センター 生化学自動分析装置更新	70	
千葉療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新	27	
東北療護センター 人工呼吸器更新	20	
中部療護センター X線撮影装置更新	23	

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

年度計画における目標設定の考え方

平成27年度は、中期計画に基づき、以下の整備を行うこととした。

- ・中部療護センター 脳磁図計(MEG)新設
- ・千葉・岡山療護センター 生化学自動分析装置更新
- ・千葉療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新
- ・東北療護センター 人工呼吸器更新
- ・中部療護センター X線撮影装置更新

当該年度における取組み

中期計画に基づき、下表の施設・設備の整備を行った。

施設・設備の整備に関する予定額と実績額

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	実績額
① 中部療護センター 脳磁図計（MEG）新設	403	403
② 千葉・岡山療護センター 生化学自動分析装置更新	70	19
③ 千葉療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新	27	10
④ 東北療護センター 人工呼吸器更新	20	19
⑤ 中部療護センター X線撮影装置更新	23	21

※単位未満四捨五入のため、合計は一致しない。

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施する。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

平成27年度における施設及び設備の整備については、以下の契約方法により相手方を選定した。

- ① 中部療護センター 脳磁図計（MEG）新設 → 一般競争入札
- ② 千葉・岡山療護センター 生化学自動分析装置更新 → 一般競争入札
- ③ 千葉療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新 → 一般競争入札
- ④ 東北療護センター 人工呼吸器更新 → 一般競争入札
- ⑤ 中部療護センター X線撮影装置更新 → 一般競争入札

(2) 人事に関する計画

中期目標

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

中期計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

特に事務・技術職員の給与水準については、平成22年度の対国家公務員指数が年齢勘案で104.7となっていることを踏まえ、平成28年度までにその指数を100.0以下に引き下げるよう、給与水準を厳しく見直します。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。

年度計画

給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表します。

引き続き、新規職員の積極的な採用による新陳代謝の効果により、さらなる給与水準の引き下げが図られるよう取り組みます。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行います。

年度計画における目標設定の考え方

- 1) 給与水準については、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取組状況等を公表することとした。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえるとともに職員の新陳代謝を図りつつ、見直しを行うこととした。

当該年度における取組み

- 1) 役職員の給与水準について

○給与水準の適正化に向けた取組み

- ① 国家公務員給与法の一部改正に準拠して、平成27年4月から職員の俸給表の平均0.4%引上げ、平成27年12月支給の役職員の賞与の0.1月分引上げ等を行った。
- ② 国家公務員の給与制度の総合的見直しを踏まえ、国家公務員に準拠して、平成28年4月から地域手当の支給地域・支給割合の引上げ等の給与制度の総合的見直しを行った。
- ③ 新規職員を13名採用し、職員の新陳代謝を図った。

○平成27年度の給与水準（ラスパイレス指数）

国家公務員の給与改正等の動向を踏まえた給与水準の適正化を図った結果、平成27年度は（年齢勘案）103.2となった。

（前年度 103.8 前々年度 104.9）

中期目標達成に向けた次年度以降の見通し

今後も、引き続き、総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえた見直しを行うとともに、新規職員を採用して職員の新陳代謝の効果により給与水準の適正化を図りつつ、平成28年度末までに対国家公務員指数を年齢勘案で100.0以下に引き下げよう、給与水準の見直しを行う。

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

○国家公務員に比べて給与水準が高くなっている理由

- ① 国家公務員より管理職員数割合が高いこと
 - ・全国同一水準のサービス機会を確実に提供するため、全国に50支所を設置。それぞれに専門知識と経験を有する管理職員を配置しているため。
- ② 国家公務員より大卒者割合が高いこと
 - ・業務遂行上、高度な知見、専門性を必要とするため。
- ③ 国家公務員より地域手当の支給対象となる都市部に勤務する職員割合が高いこと
 - ・利用者（運送事業者等）が都市部に集中していることから、業務遂行上、職員を都市部に多く配置せざるを得ないため。

○平成28年4月の新規職員採用

新規職員を16人採用し、引き続き職員の新陳代謝を図っている。

(3) 独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定する積立金の使途

中期計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

年度計画

独立行政法人自動車事故対策機構法（平成14年法律第183号）第15条第1項に規定に基づき主務大臣の承認を受けた金額は、同法第13条に規定する業務の運営の使途に充てます。

年度計画における目標設定の考え方

中期計画と同様の目標とした。

当該年度における取組み

なし

その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報



独立行政法人
自動車事故対策機構
National Agency for
Automotive Safety and Victims' Aid

○本冊子は、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく基本方針の判断の基準を満たす紙を使用しています。
○リサイクル適性の表示：紙へリサイクル可
本冊子は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料【Aランク】のみを用いて作製しています。